

平成28年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第4号）

平成28年9月28日（水）午前9時開議

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1 番	松 野 貴 志	2 番	今 木 啓一郎
3 番	北 倉 利 治	4 番	鳥 居 佳 史
5 番	小 川 理	6 番	杉 原 克 巳
7 番	若 園 正 博	8 番	森 治 久
9 番	庄 田 昭 人	10 番	若 井 千 尋
11 番	清 水 治	12 番	広 瀬 武 雄
13 番	堀 武	14 番	広 瀬 時 男
15 番	若 園 五 朗	16 番	くまがいさちこ
17 番	松 野 藤四郎	18 番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	棚 橋 敏 明	副 市 長	早 瀬 俊 一
教 育 長	加 納 博 明	政 策 企 画 監	藤 井 忠 直
企 画 部 長	広 瀬 充 利	総 務 部 長	梶 浦 要
市 民 部 長	伊 藤 弘 美	福 祉 部 長	森 和 之
都市整備部長	鹿 野 政 和	環 境 水 道 部 長	広 瀬 進 一
巢 南 庁 舎 管 理 部 長	松 野 英 泰	会 計 管 理 者	宇 野 清 隆
教 育 次 長	高 田 敏 朗	監 査 委 員 長 事 務 局 長	西 村 陽 子

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広 瀬 照 泰	書 記	日比野 丸利子
--------	---------	-----	---------

書 記 熊 崎 響

開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） どなたも、改めましておはようございます。

きょうは、少しの雨でお足元の悪い中ですが、傍聴の皆様方におかれましては、早朝よりお出かけをいただきまして、まことにありがとうございました。

きょうは議員の方も 8 名頑張っておりますので、最後までよろしくお願いを申し上げます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 一般質問

○議長（藤橋礼治君） 日程第 1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

16 番 くまがいさちこ君の発言を許します。

くまがいさちこ君。

○16 番（くまがいさちこ君） おはようございます。ちょっと声が震えています。

この順番は、今はくじで全部なるんです。くじの結果、2 日目の 1 番になりました。私は、体質的に後出しというか、後からおもむろに行くというのがもう体質なので、1 番というのは、本当にいつもにも増して緊張いたしますが、始めたいと思います。よろしくお願いします。

傍聴の皆様も、お忙しい中をおいでいただきまして、ありがとうございます。

本日、私が通告してありますのは、大きいテーマで 1 つ、瑞穂市政の体質についてです。具体的なテーマは 2 つでございまして、1 つは男女共同参画推進事業について、基本的な認識と姿勢を問いただしたいと思います。もう 1 つは、春の叙勲で前市長が国から叙勲を受けたことについてです。

この「ガバナンス」という議会の専門誌が議会事務局でとっててあります。これの 9 月号を見ましたら、こういうふうに書いてありました。議会は、市民から見ると 4 年間、任期ですね、4 年間にわたって 16 回の連続シンポジウムを行う場所だとして書いてあります。非常に感動しましたが、シンポジウムというのは公開討論会的一种だそうです。パネルディスカッションなんかもそうですが。へえ、自分がシンポジウムをやるのかと思いました。議員の皆様も、執行部の皆様も、傍聴者の皆様も 1 時間をともにしていただくわけですが、その時間が無駄にはならないという結果になるような 1 人シンポジウムといいますか、1 人じゃないですね、執行部の方とのシンポジウムを行いたいと思います。

昨日の一般質問で最後のほうで、公明党の議員の一般質問の中でこのようなやりとりがありました。市長と教育長が挨拶励行を促しているおかげで、これは私がまとめてあるわけですが、

市役所が明るくなった、変わってきたという話でした。しかし、非常にこのまとめ方、認識を聞いていて、私は危うさを覚えました。これを自画自賛というのではないのでしょうか。褒めるのは、やっぱり公の立場の者は、褒めるというのは人からしていただくことだと思うんですよ、評価は。自分で言ったら終わりと思います。ハイモラルのまち瑞穂市という言葉も出ました。ハイモラルでしょうか。大変私は危うさを覚えました。軽やかで明るい雰囲気はいいと思いますが、そのようにみずから言える性格はうらやましくもあります。そこから言うと、きょうの私の一般質問は、結構暗いところを掘り下げたいと思います。

まず初めに、瑞穂市政の体質について。

その1. 男女共同参画推進事業についての基本的認識・姿勢を問いただします。

この事業について、市のホームページの説明では、次のように書かれています。男女共同参画とは、男性も女性も対等な立場で、自分の意思で、社会のいろいろな分野に参画し、——参画は、参加し計画する。単なる参加ではなくて、計画段階から参加するという意味です。——ともに責任を分かち合うことをいいます。そのためには、性別や年齢にかかわらず、一人一人の個性や能力を十分に発揮して、自分らしく輝ける社会が必要です。副題は、「「おもいやり」「ささえあい」から始まる瑞穂の夢まちづくり」です。この条例がつくられたときに私は、ほぼ全部だと思いますが傍聴しております。この副題は、当時、委員の1人に入っていた、この中にも見える議員さんが出したものが採用されております。市政の重責を担う行政と議会に、この条例の基本的な認識や姿勢があるのでしょうか。

議会13年目のことしも、私の発言は、ほかの男性議員と同じように許されておられません。ずっとそのような扱いを受けることに理解できず、随分自分のやり方が悪いのかと悩み続けた12年と5カ月でした。しかし、無知蒙昧、勉強不足、かつ天然ぼけの私も、最近になってようやく、このまちの女性差別、女性蔑視の体質が理由であることが結構大きいのではないかと考えるように、遅まきながら考えるようになりました。行政と議会は、圧倒的に男性優位社会です。ここでも、議会の中では私1人女性、そして、執行部の中でも女性が1人しかいらっしゃいません。若く、美しく、かわいく、口数もそう多くない女性ならともかく、年齢と経験を積み重ね、発言の多い年配女性となると、一転して攻撃と排除の対象になるのだと、遅まきながら自覚するようになりました。そこで、次の具体的な事例から入りたいと思います。

7月8日に瑞穂市男女共同参画推進審議会を傍聴いたしました。そこで、市の代表者が挨拶をされまして、こう発言されました。きょう、あそこで傍聴している方は議員さんです。——私のことです——こう言うと叱られちゃいますが、皆さん、——このとき皆さんは12人委員さんがいました。3人は欠席でした——若い女性議員を出してください。非常にショックでした。私は4月6日、選挙の直前に70歳の太台に乗りました。70歳になったら、本当に年齢を言われましたね。ブログというのをやっているんですが、コメントに早速入ってきまし

た。「まだ議員バッジが欲しいのですか。もう70でしょう、おばあさんじゃないですか。若い人に譲ったらどうですか」、これは1つどころではありません。わざわざそういうことを、うちの奥さんがそう言っていたよという40代の男性も見えました。心の中で、「ああそう、あなたもそう思っているから伝えたのね」と。その奥さんをたしなめていただきたいと私は思うんですよね。でも違うんですね、40代の男性が。40代じゃないですね、30代前半です。そのように、70になりましたら年齢のことをいきなり言われることになりました。70になった男性に、このような言葉は世間から浴びせられるのでしょうか。全くないと思いますよ。市の代表者が先ほどのような、若い女性議員を出してくださいと挨拶したときに、居並ぶ男女共同参画推進審議会の委員さんから、ちょっと今のはおかしいんじゃないですかというのは一言も出ません。市のホームページの最初に書いてある「年齢にかかわらず」とか「おもしろい」は、一体どこにあるのでしょうか。

そこで、以下の項目について質問をしてみたいです。

答弁は副市長にお願いします。

まず、瑞穂市の男女共同参画事業の基本的認識についてお聞きいたします。

先ほどのこの発言の事実確認をしたいと思います。このような発言が実際にあったか。2つ目に、市長代理で発言なさったと思いますが、ということは、これは市長の意見をそのまま言ったのでしょうか。また、男女共同参画法と条例に、年齢に対する記述はあるのでしょうか。

以下、質問席で続けたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） おはようございます。

それでは、ただいまの御質問につきましてお答えをさせていただきますけれども、まずもって瑞穂市の男女共同参画推進条例が今あるわけでございますけれども、第4条には市の責務がうたっております。男女共同参画の総合的施策を策定し、市民と協働で進め、市は、率先して男女が働きやすい職場にしなければならないとあります。また第12条には、市は、あらゆる意思決定の過程において、市民と協働で積極的な改善措置を講じ、男女の均衡を図るように努めなければならないとあります。また第16条では、市は、男女共同参画の推進体制を整え、総合的拠点機能を整えなければならないということでもあります。この条例は平成23年4月に施行されておりまして、私どもは、それ以降ですが、瑞穂市の男女共同参画基本計画の中で目標指標を定め、市民のアンケートにより現状分析を行い、啓発物品の配付や講演会の実施を行うということ、それから広報紙等で働く女性のコラムを掲載してまいりました。また、この4月からは女性の職業生活における活躍の推進に関する法律ということにあわせまして、市役所においても特定事業主行動計画を定め、女性職員の登用、育児休暇の取得推進など、意識を高めているところでございます。

先ほど御質問があったような件でございますけれども、私どもは、この基本計画の中に市会議員の女性が一応30%ということで目標をつくっております。ただ、現状といいますと女性議員の方お1人でありまして、割合で言いますと5.5%ということで、かけ離れた数字となっておりますわけでございます。こうした中で、ぜひとも女性議員を送り込んでいただきたいというつもりでお話を差し上げたところでございますが、ちょっと一言余分だったような気がします。そういうこともありまして、議事録のほうにつきましては、その誤解される部分を少し直していただいて、概要を掲載させていただいて市民のほうにお届けをしたということでございますので、よろしくお願いします。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 事実として、そのような発言はあったということでよろしいですね。そして、誤解されるような発言であったと。ですから、瑞穂市の代表としての挨拶としては、妥当なものではなかったもので、会議録、今これはホームページで読めますが、要約しか出ていませんが、会議録にはこう出ています。「市議会議員についても、若い女性の方が議会に出てこられる地域にしたいと思います」。これと先ほどの、傍聴者の女性に叱られますが、若い女性を出してくださいというのには、随分希釈、薄めてあるわけですね。そのまま出すわけにはいかないからというふうに今言われましたので、やっぱりちょっと市の代表としての挨拶としてはまずかったなということを認められたという解釈をしたいと思います。

では、なぜ副市長ともあろうお方が、このように、ついうっかり言われたのでしょうかということをお聞きしたいと思うんですが。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） やっぱりこの世界においては、男性・女性というのは両方がそれぞれ認め合っているいろんな事業が進んでいきますので、バランスをといいますと、男性・女性、そして、若い人からお年寄りということで、やっぱりいろんな部分でバランスが必要であるということの中で、どうしても女性の参加が少ないということで、何とか少しでも女性の方に参加をしてもらうことによりましていろんな事業が、またよりバランスがとれた施策としてできるだろうということの思いからお話をしましたので、そのあたりを御理解いただきたいと思います。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 毎回、一般質問の冒頭に、明瞭・簡潔・的確な御答弁をお願いしますと申し上げております。的確ではなかった。どうして「若い」をつけてしまったかと、これをお聞きしているんです。これがなければ別に、本当に条例の趣旨であった、もう圧倒的に女性が少なくて国際的に問題になっているわけですからよくわかるんですが、どうして若い

女性をと、「若い」をつけてしまったのか、もう一度御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 私どもの行政の業務の中には、本当に子供さんたちと、それから介護とかまで、いろんな年代の方の行政サービスをしなきゃならないということで、やはり皆さんの御意見をできる限り市政に反映をするということで、私たちはいろんな方からの御意見をより公平に受け取る必要があるからということで、「若い」という言葉を使ったわけでございます。以上です。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 失礼ながらそのような意図であれば、「若い女性も」と言うべきでしたね。そうすると私は否定されないわけですから。誤解があるといけませんので申し上げますが、私は若い女性も出てほしいです。本当に30代前後、40代前後、50代前後、私よりも若い人に引き継ぎたいです。もう私の最後のそれは課題、今まで以上に大変難しい課題だと思っています。これをどうクリアしようと考えています。それは、もうしょっちゅうお話しして、副市長にもお話ししていますので御存じだと思うんですね。私がいればいいのか、そういうことは全く考えておりませんので。

今おっしゃいましたように、社会で、特に日本で差別される側の人というのがいるわけですね、社会的にです。女性であり、子供であり、高齢者であり、障害者であり、貧しい人たちであり、政治的に異なる立場の人たちであり、最近健康格差という言葉も出てまいりました。今出した中で、私は3つ差別される側なんですね、気がついてみると。女性であり、前期高齢者であり、瑞穂市の中では政治的に非常に少数派、マイナーな立場なんですね。ですから、私は社会的に差別される側の集団として3つを背負っているんですということに気がつきました。今回初めて気がつきました。であれば、私が今まで、まあ行政の方からは余り私はそういう差別を受けた覚えはありません。ですから今回びっくりしちゃったんですね、行政の方がそういう挨拶をしたことについて。議会では、やっぱりかなりこれは差別だったんだなあと今ごろ思います。

やっぱり気がついてみますと、さっき私は自分のことを無知蒙昧と言いましたけど、私もといつか、ここにいる皆さんは社会的に優位な立場なんです。公務員ですから。行政職員であり、議会の議員であり、男性ですから。幾つも優位な立場に属していらっしゃるんです。私も議員になるまでは確かにそうでした。ですから、私は55歳ぐらいまで差別される側だとは全く思い至りませんでした。議会で10年以上の経験を経て、差別される、おとしめられる、辱められるということを10年以上経験しまして、初めて差別される側の気持ちがわかるようになりました。これはわかるためには、私の例でもわかるように、経験しないとわからない。そのような差別

される側に、強烈な体験または何年も続いてという経験をしないとわからない。じゃあ経験すればいいのか。経験させてやろうというのはおかしい話ですよ。ですから学習しかないんだと思います。それで、条例や法律をつくって広めるわけですよ。だから、やっぱり優位な立場にいる人というのは、本当に学習、勉強しなければならないと思います。私もそうであったように、優位に立つ者は鈍感です。こういう差別に。根深いです。自分で気がつかないです。だから、つい出ちゃった。男の本音だったかもしれませんが、若い女性をとというのは。それは差別ですからね。「も」というふうに言ってくだされば全然差別ではなかったんですけど、若い女性を出してくださいだけ言われたら、私は1カ月ぐらいおかしかったですよ。鬱病みたいでした。それぐらい差別される側はショックを受けるんです。やっぱり学習が必要だということをごここで申し上げたい。

もう1点ですが、この会議録、非常に希釈、薄めた会議録になっていますが、これをもとに戻していただきたい点についてはいかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 会議録につきましては、基本的には要約ということで、わかりやすくということも考えておりますので、今のところはそのままのつもりでいます。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 何と申し上げたらいいかわからないぐらい的確じゃない御答弁でしたが、つまり、そのまま出したらまずいわけですよ。あそこにいる傍聴者は議員さんですが、叱られちゃいますがと言いながら今のようなことを言ったのは確信犯ですよ。このままではもう出せないぐらいのことをおっしゃったということです。事務手続上も、1回出したものを引っ込めて直すことはできないでしょうし、内容的にも、行政ではそのままだ出せない内容であったということを確認しました。

次に、具体的なことに移りますが、女性議員数の目標達成の取り組みです。ここに、そのとき傍聴した資料がございますが、これを見ますと現在、先ほど副市長が言われましたように、現在18人中1人、5.5%、これを平成31年までに4年後に30%、6人にするという目標が立ててありますが、どうしてこんな絶対に不可能な目標を立てられるのでしょうか。というのは、ことし選挙があったわけですよ。それで、4年後ですから32年にしか選挙はないわけですよ、普通にいつて。突然臨時の選挙があるかもしれませんが。それにしても、普通にいつたらもう選挙がないわけですから、4年間はもう1人ですよ。まして2人にもなるかどうかかわからないけど6人。このように、きれいですよ見た目は。おっ、やる気があるなあなんて実際に知らない人は思うかもしれませんが、絶対無理な目標を何で書いてあるのか、お聞きします。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 男女共同参画の中の基本計画のそれぞれの目標につきましては、できる限り男性・女性ということのないようにということで、女性にできる限り参加をしてもらいたいということで目標が全体的に高くなっているのは事実でございます。特に、議会の議員さんにおかれましては4年ということですので、大体計画が5年がスパンでございますから、なかなか難しい部分がありますけれども、その間に、やはり地域で少しでも女性の方に参画をしてもらうような雰囲気をつくりつづけていかなければならないということでの目標と思っております。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 的確ではございません。私は雰囲気を、本当に私にできる限りの力、働きかけで、誰か立ってくれる人はいないだろうかと。実際、一人しかいないというのはとっても寂しいものですよ、本人も。働きかけています。だけど、雰囲気の数値目標指数じゃないですよ。ですから、これは直されたらどうですかと思います。6人なんていうことはあり得ないわけですから。2人でもあり得ないですよ。選挙がないんですから、それまで。やっぱりこれは虚飾ですよ。フィクションですよ。それが明らかなわけですから。

行政側の書類は、実態を知らない人にとっては本当に夢のようなことが書いてありますよね。でも、私のようにかかわってみると、こんなことはあり得ないということがやっぱりわかるので、ここで御指摘申し上げておきます。これは本当は直すべきだと思います。さっきの会議録もそうですけど、これも本当はあり得ない数字、絶対あり得ない数字です。

あと、女性管理職も今後4年間、31年までに現在の9.4%を20%にするという目標で、これは大変結構ですが、私も女性職員の何人かと10年以上話せる方とは話してきましたが、あるときに、どなたが言われたかわかりませんが、今のこの男性が多い行政の中で、課長や部長になってもやりにくいと言われましたね。それを今思い出します。つまり、皆さんの意識が本当に男女共同参画意識がないんですよ。鈍感です、女性に対して。差別される側の人に対して。ですから、それはやりにくいだろうなと思います。私も議員になって初めて、非常に大変な世界に来たなと思いました。来なかったら、こんな差別される側の人間としての経験は全くしなかったと思いますね。全くということはないですね、突然差別される側になるかもしれませんが、日常的にこういう立場にはならなかったと思います。そういう考え方をすれば、お礼をしなければなりません。非常に貴重な体験をさせていただきましたが、ぜひ、この女性管理職をふやすについても意識を変えていただきたい。差別される側、女性はやられてきた側なんです。ずうっと。敏感になっていただきたいです。もっと。

次に、基本条例の第7条教育関係者の責務の話に行こうと思います。

2つ一括して申し上げますが、女性PTA会長の目標達成の取り組み、どうふやす、どう働

きかけますか。これは、今後4年間で現在の9.1%を3倍の27.3%にするという目標です。この場にいらっしゃる方のほとんどは御存じだと思いますが、瑞穂市のPTA会長というのは、非常に政治的な私物化、私は教育の政治的利用だということを、ここでも何度も声を大にして、選挙のときもマイクを握って言ってきました。まず、PTA会長に意にかなうような人を選び、その人を次に議員にし、次に会派に取り込み、党に取り込み、政治的なこのまちにおける人数をふやしてきたという事実がございます。教育長さんが御存じかどうか分かりませんが、こういう状況の中で、女性PTA会長をどのようにふやされますか。私、この発言は何度もここでしてきました。前教育長の御答弁は、PTAは任意のものですから、そんなものは言えませんという答弁を2回ぐらいいただいています。ですけれども、男女共同参画法と条例は、あらゆる分野なんですよ。ですから、それは通らない話なんです。どのようにふやしますか。まずごめんなさい、この1つだけお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 皆さん、おはようございます。

くまがい議員のほうから男女共同参画推進事業についての女性PTA会長の目標と達成の取り組みについての御質問をいただきました。瑞穂市の男女共同参画基本計画、私もこの冊子をやはりこの機会にと思って一生懸命読ませていただきました。私ども教育委員会に関するところでは、今御質問あった幼稚園、小学校、中学校のPTA会長の女性の数ということで掲げております。総数は11名のところ、御存じのように今現在は、目標3名に対して1名というふうになっております。過去3年間を見ても、やっぱり同じように1名でございます。前教育長と同じような答弁になるかわかりませんが、PTA活動を支援する立場にある教育委員会としましては、やはり活動についての内容は一緒になって考えて取り組むことはできます。しかしながら、やはり会長、あるいは役員の選任ということにつきましては、保護者の皆様の総意で選出されております。市の教育委員会として3人以上女性PTA会長を出してくださいという形での指導は、やはり難しいことだと私は考えます。しかしながら、この瑞穂市男女共同参画基本計画にこういう目標値があるということは、なぜかというところを考えてみました。幼稚園や各小・中学校、このPTAの本部役員を見ました。総数は82名です。その中で女性は61人見えるんですね。割合にすると74%ほどになります。4人に3人は女性なんです。PTA役員の。そうしましたら、各学校のPTA活動を支えるのは女性だということと言えると思いました。

そこで、どうして女性PTA会長は出ないのか。教育委員会の立場で考えて、分析をさせていただきました。もしかすると女性役員の中に、女性が会長をすることはちょっと遠慮しなきゃいけないかなという思いがあったり、あるいは、会長は男性がするものだというような、ある意味偏見のような思いをお持ちの方が見えるかもしれないというふうに考えました。そこで、市の教育委員会としまして、できることは何かということで考えてみたところ、例えばこの秋

にも行われます市のPTA研修総会、このような場には、各学校からかなりの数のPTAの方が参加されると伺っております。役員以外の方も参加されると聞いております。そういうような場で、女性が会長を引き受けることは決して遠慮することでないですよ。あるいは、もしそういう偏見がございましたら、それは捨ててくださいというお話を私の立場からさせていただくことが今できることかなというふうに考えております。そういうことを通して男女が共同して社会をつくり上げていく、こういったことの大切さを私は訴えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） そのとおりだと思います。ですから、市長部局の行政側で挨拶というのをするわけですから、そういうときの挨拶がとっても大切になるわけですね。この男女共同参画基本法の話をして、どうか女性をふやしてくださいという挨拶をすることはとっても大切だと思うんです。ぜひ続けていただきたい。

もう一つ、ずうっと見てきて思うのは、若いころから、学校の役員の選考委員会の透明さがありますよね。それに教育委員会がどこまでちょっとでも言えるかというのはありますが、全部の学校じゃないですけど、非常に不透明で、政治家さんがそこに、どこからか見えないところからつつつと、あの人、あの人みたいに、やれないようにすると。これは私、自分が子供を育てたPTAのときから言っています。役員選考委員会、一体どこで役員が、PTA会長が決まるんですかと。いまだに明らかにされません。これも、ちょっとどうして選んでいますかぐらい言うだけでも違うと思うんです。だから、できるところからでいいんです。挨拶で言うというのは、非常にお立場がある方は重要な任務だと思います。よろしくお願いします。

もう1個、条例の中にはありませんが、男女混合名簿についてお聞きします。現在の状況と今後。と申しますのは、私たち議員になると卒業式とか行くわけですね。そうすると、全部の学校へ行くわけじゃないのでもちろんわからないんですけど、女子・男子・女子・男子・男子・女子・男子・女子と並んでいる、呼ばれる学校もあるんですね。だから、どういうふうの実態になっているのかなと思います。議員も、私は今までに4人ぐらいの方と瑞穂市議会議員女性を知っていますが、全部外部から来た人なんですね。地元で育った女性議員というのはいないんじゃないかな。それで、もちろん外から来てもいいんですけども、このまちの教育の段階で男女平等だという意識をかなりしないといけないという認識があるもんですから、その一つとして、男女混合名簿についてちょっとお聞きいたします。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 続いての今の男女混合名簿についてお答えしたいと思います。まず現状と今後ということで、お話をしたいと思っています。

本年度、平成28年度の市内の幼稚園、小・中学校、全部で11ございますが、男女混合名簿を作成して使用している園・学校は、幼稚園1園と小学校3校でございます。このことについてどう捉えるかということですが、日常の学校生活の中で名簿を多く使用します。男女の名前が混合で作成された名簿は、子供たちの目に触れる、このことだけでも男女平等の教育の教育ができるものだと私どもは考えております。そこで方向ですが、来年度へ向けては、市内の全ての園、小・中学校において男女混合名簿を使用することができるよう、私どもは学校に対して指導したいと考えております。しかしながら、じゃあ今までなぜこういう現状があったのかということを考えてみました。特に中学校です。男女別の名簿を使用するほうがよい場合がございます。例えば身体測定、これは男女別のほうが都合がいいです。健康診断もそうですね。あるいは男女別に実施される教科、例えば体育等の授業、こういったものも男女別名簿のほうが教師側にとっては使用しやすいです。このような状況から、今まで男女別の名簿を使用されてきたというふうに考えられます。

今後は、先ほども申し上げましたが、教育委員会としましては、学校において目的に応じて男女別名簿、そして男女混合名簿を使い分けるよう指導していきたいと考えております。

男女混合名簿とは違いますが、ことしも小学校、中学校の運動会がございました。先日も南小学校へお邪魔したとき、応援団長は2人とも女子でした。そういう学校がちょこちょこございます。穂積中学校の白団だったかもしれませんが、ここも女子生徒が応援団長を一生懸命やっておりました。生徒会の会長にも女子生徒や、あるいは児童会長に女子児童になることもふえてきております。どちらかというと、子供たちの中では、男子・女子という区別なく、男女平等という意識は育ちつつあると私どもは捉えておりますし、学校のほうもそういった指導をきちっとしてくれていると思っております。

今後は、男女混合名簿を的確に活用することによって、そういった方向がより促進されるというふうに期待しております。以上でございます。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 目的に応じてが妥当ですね。男性と女性の特性はもちろんあるわけですから、何でもかんでも平等で一緒くたにせよという主張ではもちろん私もございません。

以上で、男女共同参画に関する質問は終わりますが、世界男女平等ランキング、昨年度、日本は145カ国中101番目です。何でこんなに低いのかは、ひとえに女性の政治的参加が他国に比べて極端に低いからという御認識は、執行部の方々、議員の方々もお持ちでしょうか。ほかはそんなにランキングは低くないんです。ほかの分野は。女性の政治的参加が日本は極端に低いんです。それで100番を過ぎてしまうんです。ですから、教育上も御挨拶上も女性にもっと出

てくださいと。この法律と条例の話をすればいいわけですからね。市はこういうふうを目指しています、国も目指していますと言えればいいわけですから。私もできる限り女性をふやしたい。これを私の仕事としては人生最後の仕事にしたいと私は思っています。ぜひみんなで女性議員、女性の政治的参加をふやすということを瑞穂市で一緒にやっていきたいと思います。

私は副市長の挨拶で、若い女性をで大変ショックで1カ月ぐらいおかしかったです、実は、この通告をしたときに副市長さんも大変ショックでしたと言われました。このような通告をいただいたことは。考えてみますとショックを与え合っているわけですね、私たちは。でも、ショックを与え合ったことをこのような場で、シンポジウムですよ、このような場で取り上げて公開の場で議論できるというのは、私はとってもすばらしいことだと思うんです。こういうのを共進化と言うんだそうですね。ともに進化する。瑞穂市に今必要なことは、行政側も、議会側も、女性も、男性も、市民も、みんな刺激し合って、遠慮しないで刺激し合って、温かな気持ちで刺激し合って、つつつき合って、批判もし合って、受け入れて、そしてともに進化しなければいいまちづくりは意識の段階でできないと思うんです。ということをまとめて次に移ります。

前市長の叙勲についてです。

春の叙勲で前市長 堀孝正氏が、県内5人のうちの1人に入って旭日小綬章というのを受賞されました。これの経緯を私は何となく3人の方から聞いたんですが、こうなんだってということを、余り関心なかったんですよ、勲章とかいうのには余り関心ありませんので。その3人の話が全く同じだったんです。微に入り細に入り。それで、はてなと思うようになりました。そこで質問いたします。調べたことを質問いたします。

これは堀氏の名前が出ている新聞ですが、これも後から切り抜きました。こんなもの見もしませんでしたけど。それで調べたことを言いますと、まず「広報みずほ」のこれは8月号ですが、春の叙勲で8月号に出るわけですが、消防副団長は出ていますね、ここに。それから消防副団長は藍綬褒章、あと高齢者叙勲というのも出ていますが、堀市長は出ていませんね。記事になっていない。それからもう一つ、3通ぐらい祝賀会の案内というのが議員にはみんな来たと思うんですが、全部出席したら2万5,000円かかるというものでしたけど、これの消防副団長の発起人は棚橋敏明 瑞穂市長となっていますが、堀氏のは市長の名前がないんですね、発起人代表に。今までは、議員というのはこういうのがいっぱい来るわけですから、みんな市長の名前でほとんど来ています。あれっと思ったけど、これもちょっと見過ごしていましたが、今回調べました。それで、この発起人代表が市長じゃないのというのを調べるときに、秘書広報課に行きましたけれど、一切そういう記録はありませんといって、これはいろんな人に聞いてもわからないもんですから、仕方なく昨夜、前市長に電話をして聞きました。そうしたら、自分が市長の間に祝賀会があるときは全部市長が発起人代表になったと、今までもそうだった

と思うと、そういうお答えでした。

それでお尋ねいたしますが、まずこの広報に前市長の叙勲の記事が載らなかった経緯、理由。2つ目に、市長が祝賀会発起人代表をしなかった、正確に言うと断ったですね。きのう電話をして初めて聞かせてもらいましたが、前市長は頼んだそうですね。だけど、ちょっと考えさせてくださいと言った後に断ったと。それで、周辺の市町の市長になってもらえないかと聞いたら、瑞穂市長が断ったものを引き受けられませんということで、結局、何か同窓会代表か何かになっています。別に誰でもいいんですけど。一応、行政職というか、市長の立場としてはちょっと問題になるかなと。どうしてかなと。体質をきょうは問うていますのでね。ということで、広報不掲載の経緯と祝賀会発起人代表を市長がしなかった経緯、理由をお尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまのくまがい議員の前市長の叙勲についての質問にお答えしたいと思います。

広報不掲載の経緯という点についてでございます。

内閣府のホームページによりますと、叙勲については、春秋の叙勲、危険業務従事者叙勲、高齢者の叙勲、死亡叙勲、外国叙勲の5つの叙勲が掲載されております。春秋の春秋叙勲については、各界の功労者の方に対し、また危険業務従事者叙勲については警察官や自衛官など、著しく危険性の高い業務に精励された方に対し、毎年2回、春は4月29日付、秋は11月3日付で授与されております。高齢者叙勲につきましては、春秋叙勲によって勲章を授与されていない功労者の方が88歳に達したのを機会に、毎月1日付で授与されております。死亡叙勲につきましては、勲章の授与の対象となるべき方が亡くなられた場合に随時授与されるところでございます。内閣府のホームページには、平成24年の春から28年の春までの間に春秋叙勲や危険業務従事者叙勲を受けられた方が掲載されております。その期間の広報を見てもみますと、全ての方が広報に掲載されているわけではなく、その時々々の広報の空き状況や掲載のタイミングを逸したなどの要因やら、掲載されていない場合もあると思っております。そういったところでございますので、今回についてそういったこともあるということで御理解のほどお願いしたいと思います。以上で答弁とさせていただきます。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） いつもながら簡潔・明瞭・的確にと、叙勲全般のことは聞いておりませんので。ちょっとお尋ねしますが、この広報に載る記事については誰が提案するんですか。書類は出すんですか。例えばこの叙勲や褒章関係なんかはどういうふうに、出る場合もある場合もあるというのは誰が取捨選択するんですか。そして、誰が決定するのか、ちょっと教えてください。秘書広報として。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 広報につきましては、その月々の紙面の状況やら、先ほども言いましたように、その点もございますので、そんな中でできる範囲でさせていただいておるといふふうに思っております。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） できる範囲なんて聞いているんじゃないです。さっき言いましたね、消防団長とか高齢者褒章は出ていて、前市長は出ていない。つまり、これは出す出さないという案を、案の段階から来るわけですから、前市長はここに載っていないということは、企画書みたいな、この原案も出ていないんだと思うんですけど、それは誰がやっているんですかと聞いているんです。簡潔・明瞭・的確にお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 広報全般ですが、秘書広報のほうで広報担当をしておりますので、その中で判断していると思っております。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） その段階で、堀市長をこの記事に出さないと決めたのは誰で、どういう理由ですか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） そういったところまでは、私もそのときの判断についてはちょっと理解不足でございまして、大変申しわけないと思っています。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） まるで東京都議会みたいですね。公務員として仕事をもっとちゃんとやらないと、聞かれたときに責任の所在が全くないじゃないですか。恣意的に行政はやっちゃいけないということがきょうの私のゴールなんです。瑞穂市の体質は、非常に恣意的で、おとしめようと思ったら、ある人をターゲットにおとしめられる。そういう体質だというのは、私の最後のきょうの結論なんです。今のところも全然わかりません。とにかく市長は案も出てこなかった。それとも、出そうと思ったけど、どこかでとめられたのか。前市長ですよ。私は、あの方の選挙は一切手伝いませんでした。そういう立場できょう申し上げています。だから、どうせ前市長派だからというのは全く当たりません。そういうことじゃなくて、恣意的な瑞穂市政ではいけない。人の名誉や尊厳や人権をおとしめるような瑞穂市の体質を改めていただきたいんです。そういう観点でこれも一つ出しております。

前市長というのは、56年に及ぶ松野ファミリー政治を変えた方です。もちろんそれまでそういう政治にずっぶりついていた方ですから、その納得できない部分は私はたくさんありました。随分対決もしましたし、選挙も応援しませんでした。だけど、それと、さっき言ったように政治的立場と公平であるべきだというのは全く別ですね。そういう政治的な立場で、どうのこうので人をおとしめたり、辱めたり、尊厳を傷つけることは、市政としては許されません。改善していただかなくてはなりません。

ということで、市長にお尋ねします。

広報に載らなかったのをもしも御存じだったら、なぜ載らなかったのか教えていただきたい。簡潔・明瞭・的確にくださいね。それから、なぜ発起人代表を引き受けなかったのか。消防副団長なんかは引き受けていますね。はい、どうぞ。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 皆様、おはようございます。ちょっと時間が押していますので、本当に簡潔に申し上げます。

まず、市代表として先ほどの発言の件です。これは本当に、また陳謝すると同時に、また市の執行部で話し合いますので、先ほどの発言に対してはお許しく下さいませ。

それでは本題に入ります。

旭日小綬章ですね、地方自治功労ということで、7月5日、11時30分にお越しになられたと思います。そして、新聞社も同席されました。岐阜新聞です。松田記者が同席されまして、その上で、私と前市長の堀孝正さんとお話し合いをしました。その中で、35年間ありがとうございましたということで御礼申し上げるとともに、そしてまた前市長のほうからは、市民のために頑張りやあよということで励ましてもらいました。そして、また写真も撮らせていただいた次第でございます。そして、その中にありまして、やはり男のプライドか、そういったものが先ほどのお話があったかもしれませんが、堀孝正さん御自身から、そして、その後の側近の方々からも、発起人になってくれというお話はございませんでした。これは、新聞者がそこにおられましたので御確認くださいませ。

以上、答弁とさせていただきます。よろしいでしょうか。それじゃあ、これで一旦答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 私がその3人ぐらいに初めの人に、こうだよ、ああだよというのを聞いたのと、3人ぐらいの人が同じことを言えば、ほぼそうなのかなと思いますし、昨夜は前市長にも確認しましたが、全く話が違います。違いますが、頼まれなかったとしても、百歩譲って頼まれなかったとしても、今まではやっているんですよ。そして広報にも載らなかつ

たんですよ。そのことについてはどう思われますか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） このことは、私のほうから売り込んで、どうやねと。堀さん、私を発起人にしてくださらんかねとは、なかなかこれは言えないものだと思いますよ。これはもう本当に率直なところ、男と男として、先ほどの本当に男女の共同のことじゃございませんが、やはりなかなか堀前市長さんも言いづらかったと思います。そういった男のやはりプライド的なものはきっとあったんじゃないかなと思いますが、そのように私は理解しております。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 出ました。男と男。男のプライド。これですよ。本当に鈍感なんですよ。これで男の人たちは話が通じるんですよ。全然、私には何のことと思います。全然関係ありません。男のプライドって何ですか。女性を辱めるのが男のプライドですか。それとも選挙で落とした人を辱めるのが男のプライドですか。売り込むなんていう言葉は何であるんですか。思いやりですよ。立場が下の人になった人に、政治的立場が下の人になった人なわけですよ。思いやりですよ。今の答弁で何をしたかは問いませんから、今の答弁で、本当に瑞穂市のトップとしての姿勢、繰り返しますけど、辱め、おとしめ、人権、尊厳、傷つけているということに全く気づいていないと。

〔「ちょっと待ってください」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 思いやりということは、率直なことを申しまして、堀さん自身も言いくいだろうからという思いやりで私も、あえてそのことを、今プライドという堀さんのプライドということで申し上げさせてもらったことであって、くまがい先生のととり方はちょっと間違っていると私は思います。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 間違っていない。今の発言全体を言っているんですから。そういう言い方をした今の市長自身を言っているんです。時間がなくなりましたが、まとめます。やっぱり瑞穂市の体質、これがハイモラルのまち瑞穂なんて言えるんですか。挨拶をよくやるようになったから明ると。まあ、何てのうてんきな御認識でしょうか。軽やかでうらやましいです。やられる人の立場になったら、到底瑞穂市政というのはそんなもんじゃないですよ。ということで、あと15秒です。本日は、瑞穂市政の非常に優位に立つ人たちの差別される側に対する鈍感さを取り上げました。ぜひこれを取り組んでいただきたい。もっと敏感になっていただきたい。差別される側の人の思い。勉強してください、もっと。研修もしていますよね。

男女共同参画で職員研修までしていて、どうしてこんな結果になるのか理解できません。よろしく願いいたします。以上で終わります。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、16番のくまがいさちこ君の質問は終わりました。

続きまして、13番 堀武君の発言を許します。

堀武君。

○13番（堀 武君） おはようございます。早朝より傍聴の皆さん、本当に傍聴に来ていただいてありがとうございます。今、くまがい議員の一番最後の質問に関して言えば、もう少し市長も大人になった対応をされればよかったと思っております。

では、私の今回の一般質問は、瑞穂市社会福祉協議会が運営しています豊住園において起きました虐待についてを質問いたします。

日ごろより豊住園の利用者の皆さんが日一日を楽しく過ごし作業されている、そのような健全な運営がなされることを心より願っている議員であります。今回の質問に当たり、豊住園の利用者の皆さん、保護者の皆さんには極力御迷惑が及ばないように対応してまいりましたが、この豊住園で起きた虐待は日常的に行われているものと私は言い切りましたため、瑞穂市社会福祉協議会がこのようなあしき体質を改善し、利用者への指導という名目で日常的に平然と行われたことを改め、再発防止を目的に一般質問をするものであります。

ですから、利用者さんや保護者の皆さんのことを考えますと、冒頭に申し上げます。利用者の皆さん及び保護者の皆さんが、この件で苦痛や不愉快を感じられるのであれば、この場をおかりしておわびを申し上げます。

私は、この虐待の事実を知り得たのは、8月初旬に一般の投書からで、その内容は別にして、岐阜県障害者権利擁護センターに通報しました。事実関係を調査の上、適正な処分がなされたのか、公表をお願いしますとの趣旨の文面でありました。岐阜県障害者権利擁護センターに電話にて確認したところ、事実であるとの答弁をいただきましたので、私は市に対して情報公開条例に基づき、虐待が行われた背景を知る趣旨から公開を求めたが、黒塗りばかりで、行政からの説明もなく、不明瞭な点多々あり、誤解をしてしまった点があります。黒塗りの点に関して言えば、また後で少しお見せしますが、立たせたという虐待行為は6月23日、岐阜県障害者権利擁護センターへの通報がなければ闇に葬られたことと思います。このような重大なやりとりが黒塗りにすることの行政の見識を疑うものであります。黒塗りにしたその理由は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるもの、また公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとあります。社会福祉協議会がみずから報道機関に、利用者の下着姿を上司に報告用に撮影した、数年前に指導目的で屋外に立たせた。現場は瑞穂市本田、福祉作業所豊住園と明らかにしています。行政当局のこの黒塗りの理由、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるという理由が成り立ちません。社会福祉協議会

で豊住園では、利用者の裸の写真を撮り、報告のために机に置く、別の利用者を指導的目的で立たせる。みずから報道機関に公表をしている。行政当局に私が求めていたのは、多くの黒塗りの部分であり、矛盾を感じられないのか、後ほど見解を問います。

私の一般質問は、市役所と社会福祉協議会との間でのやりとりについてを中心に、市が指導する立場での対応についてを質問します。9月2日、全員協議会で森福祉部長から、この件について初めて説明がありました。9月15日の朝刊に載った内容も参考にさせていただき、以下、質問席にて質問をいたします。よろしくお願いします。

今回の虐待について、市ではいつ判明したか。その経緯について説明をしてください。ただし、内容に理解できない部分に関しては再質問をしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 堀議員の豊住園で起きた事案について御質問にお答えをいたします。

今回、豊住園で起きた事案については、平成28年の4月27日に瑞穂市社会福祉協議会の事務職員2名が豊住園に立ち寄った際に、利用者の下着姿の写真が机の上にあったということを見つけたことによる報告から始まります。市役所への報告は、5月2日に報告とともに相談が来ています。私には同日に、福祉生活課の担当者から報告は受けておりました。その後、社会福祉協議会内部における事実確認調査では、その場に居合わせなかったほかの職員への報告のための撮影であり、虐待の疑いはあるものの、極めて軽率な行為であり、信頼を損なうものであるから、社会福祉協議会の内部で十分協議をして、当事者への事情聴取も含め、今後の是正方針、方法等を改めて報告するように伝えています。

対応策としましては、社協内部で協議を重ね、研修などを行い、職員相互に注意を払うというような指示をしたというてんまつ書が、5月27日に市役所のほうに文書として報告がございました。その報告を受けて市は、虐待の疑いにある報告に係る再発防止ということで、6月7日付で文書で指導をしております。その後、県の障害センターに通報にあり明らかとなった、指導の一環として立たせていたことが判明し、6月28日には県の障害者権利擁護センターの職員から事実確認と指導を受けました。その後、県には社会福祉協議会の職員から確認した事実と、社会福祉協議会から提出を受けていました虐待防止再発防止の改善計画を提出しております。9月1日には社会福祉協議会が今回の案件に対して第三者委員会を開き、この事案について報告をしたということで、市としましても市議会の全員協議会において報告をしたことになります。

以上が今回の一連と経緯になりますので、御答弁とさせていただきます。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 第三者委員会なるものが私にはちょっとよくわかりませんが、具体的に再質問をしたいと思っております。

社協から相談されたのは、写真を撮った行為か、机の上に利用者の裸の写真が置かれているこの行為か、両方の行為が虐待の疑いがあるが行き過ぎた行為と判断されたのか、その辺のことを答弁願います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 社協からの報告と相談については、写真を撮った行為は、報告があった当初にはこちらではわかっておりません。どのようにこの写真を撮ったのか、机の上に置いたかという理由は、その時点ではわかりません。本来、この虐待があったかどうかというのは、その人がどのような目的で撮ったかということが理由になってくると思います。この時点では、このような写真を撮ることは軽率きわまりないことであるということをして市からの見解を伝えております。社協からの相談とは、写真を撮ったことに対して、市の認識、見解を求めた相談になるというふうに理解をしております。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 社協からの報告というのは一方的な報告であり、それに対しての指導という形でいくと、この辺に調査の及ぶ範囲というのが限られてくるから部長としてそのような答弁になってしまうのかもわかりませんが、では次に、利用者の立場を守ることから言いませんが、上司は利用者の日常の行動を把握していなかったのかということが甚だ疑問です。報告のために上司の机の上に置いていた、報告のために置いていたということは非常に問題があると思います。デジカメで写真を撮り、プリントをして上司の机の上に置く、この行為が問題である。人目につく机の上に利用者の裸の写真を置くこと自体が利用者の尊厳を傷つける最低な行為であり、私個人としては虐待に当たるものとも考えております。その後のいろいろな調査を恐らく部長、担当部局もされて、この最初の時点と、この後の時点では少し変わってきていると思うものですから、答弁をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） ただいまの御質問ですが、豊住園で指導する立場であるならば、利用者の常日ごろからの日常を把握しているはずということで、本来写真などを撮る必要はないというような御質問だったと思いますが、堀議員の言われることも十分理解してわかっております。先ほどの答弁とも重なりますが、その場にいない職員への報告用として撮ったということを説明しているものでございます。机の上とはいえ、私どもへの報告には、机の上の書類の下にあったというふうに報告はなっております。指導者が、利用者のためと思い、考え写真を

撮ったということですから、市と県としましても、虐待とは言えないという結論に至っています。もちろん、本人や利用者に、保護者の皆さんにも誤解を招くようなことには間違いなく、不注意であり、軽率この上ないものと判断しておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） これは、この場で私はこの新聞記事を読むわけにはいきません。はっきり言って。ということは、個人の尊厳を傷つけるようなことがこれは書いてあるの、新聞に。そうでしょう。だから読むわけには私はいきませんが、ただし、この利用者さんのことを知らなかったとは言い切れない。完全にこの文章に書いてあるんですから、私は読むわけにいかない。社協内部では、この写真の件が判明した当初は、この行為を軽く考えていたのではないか。なぜかという、内部からこのような通報があるということは、職員間のトラブルがあると考え、その不満が内部告発という形で表面化したと思われる。立たせたことに対して社協内部での認識、そして豊住園の認識がどうなっているのか、豊住園の職員に、最初部長が言ったようにふざけ心があったとも考えられますが、その辺のことはどのように報告されたのか。どのように感じ取られたのか、ちょっと御答弁願います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） ただいまの御質問は、社協内部でこの写真を撮ったことに軽々しくしていたのではないかと、豊住園の職員にふざけたような気持ちで撮ったのではないかとというような御質問だったと思います。この点については、そんなことはないというふうに思っております。豊住園の職員は、利用者、保護者とは一番信頼関係があってこそ成り立つものというふうに考えております。ふざけて撮るようなことはないというふうに聞いておりますし、思っております。当初も社協では、当初の対応に戸惑うことがあったかもしれませんが、市からは、当初から一貫してこのような写真を撮ることは軽率きわまりないということを伝えておりましたので、社協内部においても軽々しいというような気持ちはないというふうに思っております。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） では、その写真の件は、これはほかのどこでもブログを開いたら出たもんで、具体的にそのことは言いませんけれども、やはりこのようなことが福祉の現場で起きたということ自体は非常に問題があります。今の答弁では、部長も大分職員をかばっておられるように思いますが、では、市では立たせていたのがわかったのはいつの時点か、お聞かせ願いたい。最初的时候にはこの立たせていたという事実でなくて、写真の件だけの行政としての社会福祉協議会に対する回答を求めたと思っておったんですけれど、これは後からたしか

出てきた案件だろうと思うものですから、ちょっと御答弁願います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 市では、立たせていたことがわかったというのは、県の障害センターに通報があり、その県から市のほうへ確認があった時点で明らかになったものでございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） いいですか。この立たせたというのは数年前となっておりますけれども、これも内部告発、これがあって初めてこれが出てきて、そして県のほうからどうなっているかということでも来た件です。そのようなことがずうっとなされていたのに、これは確実に立たせるのは虐待ですよ。違いますか、教育長。学校においてもそうでしょう。生徒を運動場に立たせますか、いかなることがあっても。それと同じことが一番弱い知的障害者の方の、その現場というより、そこであの方たちが受けるのは、社会に通用するような形でのそのようなことで皆さんが行っているんでしょう。そのようなところで数年前に立たせたことが、今まで通報がない限りわかっていなかったということ自体が、これはすごく問題です。夏場にしばしば立たせていたのか。立たせていた間は工賃を払わなかったというようなことも私は聞いております。それが事実かどうか、ちょっとわかっていたら答弁してください。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 御質問の夏の日に立たせていたかという点につきましては、夏の日に立たせていたことはあったというふうに理解をしています。これは、外の仕事を行わずにいたため、頑張っているほかの利用者に仕事を見せる意味で行っていたというような報告を聞いています。工賃についても、仕事はしていないということから、保護者に説明の上、支払っていないというふうに報告がございました。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 職員の意識が全然違っている。そうでしょう。知的障害者の方の作業に関していえば、指導でなくして、それをいかに個性に合った形で楽しく1日をして工賃を払える、そういうような運営をするのが、ましてや社会福祉協議会の中の豊住園ですよ。指導的立場にある、そのようなところで、特に夏場の、見せしめとまでは言わないですけども立たせること自体が、他の職員含めてずうっとやられたこと自体が問題なんですよ。違いますか。写真よりもこのほうがすごく問題。だから、そういうようなことで来ているから内部告発も起きますけれども、互いに職員の方が、こういうことはだめだとか云々とかいうことが今まで全然やられていない。こんなことの社会福祉協議会に豊住園を全て委託した市の責任はどう思われるんですか。というのは、豊住園は最初は市の直轄だったでしょう。それを建物から全てを

社協に委託して、全部それをする形にしたんでしょう。それを引き継いだ社協でこのようなことがあるということ自体が非常に問題です。

次に、社会福祉協議会とは、社会福祉という自主的な民間組織ではありますが、社協自身が民間組織としての自主性を持つと同時に、広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という2つの側面をあわせ持った社会福祉法人とみずから言っているのです。また行政も、広報の配付と同じくして瑞穂市社協だよりを配付しているのは、公共性を行政も認めていると言わざるを得ません。まして、市民からの会費、市からの事業委託や市・県社協からの補助金によって運営をされております。さらに、社会福祉に関して支援をしている人、支援を受けている人、社会福祉団体や福祉関係の民間施設や福祉関係の事務所とのかかわりが強く、公共性が強い団体であります。このような団体であることに関して、行政の認識はどう思われているのか、御答弁願います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 御質問の社会福祉協議会とは、堀議員の御質問の中にもございましたとおり、市役所と匹敵するような公共性の高い福祉団体でございます。行政では十分対応できない細部にわたる個々への小回りがきく支援や対応、民間が持つ機動力やスピーディーに支援することが発揮できるというような利点があり、我々の福祉行政を補ってもらうことができる役割を持ち備え、公共性の高い上、公共性や公平性や信頼が求められる福祉団体というふうに認識をしております。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） ここで重要なことを部長は言っておられるんですよ。行政では十分な対応ができない部分を補うことができる。公共性の高く信頼が求められていると社協に関しては認識していると答弁をされているのですよ。では、その公共性の高い社協の事務局長に現役の部長が派遣されていることは、どのような意図があるのか、部長級を派遣しているのか、どのように認識されているか御答弁を願います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 御質問ですが、私のあくまでも認識ですが、ことしの4月の人事異動により、市役所のほうから部長級の職員が派遣をされています。昨年度までは総括課長補佐級の人事交流でした。今回は部長級の派遣ということになったものです。この派遣をどう理解しているかということは、やはり先ほどの御質問とも重なりますが、行政では十分対応できないきめ細やかな福祉分野を補う専門性や公共性の高いことから、市民の負託に応える責任や信頼が求められることから、社協の果たす役割が今後とも高いということから部長級の派遣であるというふうに考えております。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） そのような認識が行政のほうのトップに本当にあるのか。私は、今の部長の答弁のとおりであると思います。一部では、社協は民間だというような形で、私の質問もできないようなこと言われているからこそ、これに関しては行政との打ち合わせという形で質問をさせてもらっているんですけども、このような形で部長を派遣されているんですよ。だから、行政では十分な対応はできない福祉分野をきめ細かに補うこと、それは市民の負託に応えることであり、市民から信頼が得られているからできるものであります。社協の役割は大きく、今後も役割は増すばかりで、さらに社協へと移行するはずですよ。ですから、事務局長の部長級の人事交流でなく、派遣をしていると思います。市長は、部長級の派遣は、今、森福祉部長の言われたとおりでいいのですか。もし補足することがあれば補足をしてください。なければあれですけども。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 堀議員さんの御質問にお答えいたします。今回のことで、非常に本当に実態が見えてきた部分があると思います。それと同時に、双方、中にお子さんを預けておられるお母さん方の気持ち、またそれを受けとめている豊住園の気持ちというか中身、そういったことを鑑みますと、やはりこれはとにかく一つの試金石として見直すべきところは見直すというところでやっていかざるを得ないんじゃないかなと思っておりますし、鋭意努力していくつもりでございますので、とにかく一つの試金石としてしっかりとこれから捉えていきたいと思っております。そういったところで回答とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 今回の豊住園の虐待は、市民からの信頼を失墜させました。瑞穂市には障害者のための施設が少なく、公共的な社協の運営だから豊住園を利用されている人も多いはずですよ。しかし、日常的に指導という名目で立たせる。裸の写真を撮り、報告の名目で机に置く、市民の信頼を裏切る行為は、利用者の家族の心の痛みははかり知れないものがあります。当然、行政ではこのような不祥事があれば、襟を正す意味で、行ってしまった職員、管理監督する立場の職員にも文書注意など懲罰処分をされるはずですよ。社協も同様に、規定により関係職員の処分を明確にし、改善に向けた体制を行うことが当然であります。これは、体制整備ばかりにまた重点を置き、該当職員や管理者への処分がなされないのであれば、内部から不満が起こり、職員からの告発がまたなされるでしょう。社協幹部職員が、利用者の力が強い、人が集まらない、このような愚痴を漏らすようでは健全な社協の運営はできず、市民の信頼を裏切るものです。

私の行っていることは、豊住園ではどれだけ迷惑をしているのか、理解されているのか。また、告発者はどんな人か知っているか、その幹部自身の保身や通報者の責任にする発言が私にありました。豊住園が困惑しているのは私の責任ではありません。私が虐待を知ったのは8月の時点です。私が虐待を知る以前から豊住園においては問題点多々あり、その一例が、豊住園所長は人間関係から病気になっています。その原因は、上司の無理解と豊住園職員のいじめにあると言われております。告発者がどのような人間であろうかは知っていると言われるが、問題は虐待の事実であり、あたかも通報者が悪いというような責任のなすりつけは間違っております。さらに、この虐待からわかっていったことは、社協内部における長い間に積み上げられた人間関係の問題、人間関係の悪さ、それが豊住園全体の職員の資質が大きくねじり曲がってこの虐待が起きたことで、この被害者は利用者であることを社協全体として認識するべきです。

具体的にもう少し説明しますと、実は私のところに、間違いなく違う2人の方からの内部告発文と職員の家族からのメッセージが届いています。その内容を具体的に申し上げるわけにはいきません。その内容から要約すると、社協内部の職員の意識改革や体質改善、責任の所在をはっきりすること。そして、人間としての尊厳の欠落ということです。市から事務局長に部長級が派遣されているにもかかわらず、今回の案件への対応は極めて悪く、言い過ぎかもしれませんが、社協職員で誰も反省をしていないように思われることが非常に残念です。特に、野田会長、田宮事務局長にはもう少し反省をしていただきたい。どうして関係職員に規律に沿った懲罰会議を開き、処分が行われないのか、そして市民に説明がないまま終わろうとしているのか、しっかりした説明を求めます。絶対に虐待はあってはならないものですが、重要なことは、社協の職員の意識改革、体質改善を行うには、まず公平に、対象になった職員を処分の透明性を持って行うことです。その上で、市民に対して説明することが行われないからこのような問題が起きてきてしまっておるのです。市民に虐待についての説明の必要性、関係者の処分の明確性などをどう考えているのか、答弁をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 御質問の職員の処分につきましては、6月7日付の市からの社会福祉協議会への文書の中でも再発防止として、社会福祉協議会の懲戒規程等により処分を行い、引き続き豊住園の職務状況をよく観察し、再発防止に努めるよう通知をしています。

また、市民への説明については、今回極めて軽率な行為であった、写真を撮ったということですが、再発防止に向けた指導を行い、市と県では虐待とは捉えていないという判断をしましたが、また過去に利用者を立たせていたということにつきましては、事実関係に基づき再発防止の改善計画を県のほうに提出して取り組んでまいります。御質問の市民への説明については、社会福祉協議会と協議していきたいと考えています。

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） さっきの広報じゃないですけども、市民への説明は当然、瑞穂市社協だよりがあるんですから、それにページを割いて、その辺のことを、利用者の人権にかかわる部分は除いて、これだけ新聞に載っているんですから、正確なことをお知らせして、そして再発防止、職員の意識改革、当然そういうことをするべきだと思っております。このような豊住園の虐待について、民間や他市ではもっと迅速に対応しているものと考えております。

瑞穂市は、やはり隠そうとする体質がうかがわれる。事実がわかってしまうまで隠そうとする。わからなければそれでいいという考え方は、この社協の虐待の件でも明らかになりました。社協の職員の意識改革の次に、この隠そうとする体質を瑞穂市は変えなければなりません。議会にも市民にもその説明がないのは、この隠そうとしていることでしょう。その隠そうとするあらわれが情報公開条例の黒塗りにある。内容は黒塗りで見えないが、個人の利益等のおそれがない部分においても黒塗りになっている。これは誰の判断で黒塗りを決めたのか、答弁を願います。

さっき少し言いましたけれども、傍聴者の皆さんがおるから。見えますか、これは真っ黒です。これも真っ黒。まだひどい。これでは何もわからんでしょう。これでわかりますか。これ全部そう。

そうしておいて、権利が云々と言いながらも、社協は堂々と場所まで行っているんですよ。こんな矛盾したことはあるか。これは何か知らん東京都の豊洲のあれのときにべた黒ということが言われていたですけども、どうも新聞ではべた黒と言うらしいんですけども、こんなべた黒の意味がない。こういうことが確実に情報公開条例で出していただければ、私もこれに関してどのように市と社協と、そして豊住園が前向きにしているかということがわかるんですよ。それが何もわからない。こんなことが情報公開条例の文面で書いてありますけれども、不満があれば告発してくるというふうに書いてあるんですよ。これに関して、黒塗りに関して。誰がこれに関して、その黒塗りの部分の調査をして正当性を言うのか、まだ議会が終わったら正式にしなきゃならんですけど、この件に関して担当部局で答弁してください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまの堀議員の情報公開について答弁させていただきます。

公文書の公開につきましては、瑞穂市情報公開条例に基づき実施させていただいております。堀議員からの請求のございました文書につきましては、この条例の第7条第1項第2号に基づき、非公開情報を消した状態の一部公開ということで処理させていただきました。具体的に申し上げますと、第7条第1項第2号に規定する個人情報とは、1つ目に、特定の個人を識別することができるもの。2つ目に、公にすることによって、なお個人の権利利益を害するおそれ

があるものとされています。1つ目に該当すると判断しました日にち、曜日、施設、公務員以外の氏名について非公開としています。また、案件の内容につきましては、2つ目に該当することとして非公開といたしました。判断の基準は、条例第7条第1項の非公開情報に該当するかどうかですが、さらにこの条例第1条の目的として、市が市政に関し市民に説明する責任が全うするとともに、市民の理解、批判のもとに公正で民主的な市政を推進し、市政への市民参加の促進に資することを目的とするとあります。また、第3条の実施機関の責務として、公文書の公開を求める権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報が公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないとあります。つまり、情報公開において情報の公開は大前提ではありますが、情報公開によって特定の個人が不利益を受けることがあってはいけないということでございます。情報公開の判断基準として忘れてはならないのは、この視点だと心して対応させていただいております。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） だったら個人名と、それから今言われたように、豊住園のこととかそういうようなことで範囲で黒塗りにすればいいじゃないですか。それを真っ黒塗りで、これこそ疑惑を招くようなこと。こういうのは仕方がないですよ。ここに皆さん真っ黒のやつは。ここにあるのは、瑞穂市社会福祉協議会福祉作業所（黒塗）において虐待について突然のお手紙で失礼しますということが、これは県のほうに内部告発で来た文書です。これの黒塗りは当然と思う。それ以外に関していえば真っ黒塗。これを情報を盾にできない。できないということに関して何もわからない。できないことしかわからない。違う。そうでしょう。自分たちの都合のいいように真っ黒塗りにしてやっているのは、東京都のあれじゃないですけども、真っ黒塗りだったら何もわからない、これが正しいかどうか。そうでしょう。情報公開条例で云々する、それだって個人の云々で、それでしたら議員、悪いですけど、今回の文書に関しては公表を差し控えたいと、それで終わることですよ、これに関していえば。それを真っ黒にしておるもんだから、私も立たせていたことと、それから写真とか同時進行かと思ったんですよ。そうしたら違うわけ。最初、行政側が把握して社協に来たのは写真の件、それからこの内部告発で県も知り、センターも知り、県のほうへ行き、そして福祉課のほうに来たはずですよ。そのようなことに関して隠す体質と言われたってこれは仕方がない。はっきり言えば。この件を国に言ったって釈迦に説法じゃないけれども、むなしくなるだけ。だから、ちょっと市長に、端的に僕は質問しますから聞いてください。

最後に、市長にお聞きしたい。豊住園の運営には多くの市民の皆さんの理解と豊住園を支えるボランティアの皆さん、利用者の御親族の皆さんの支えがあって成り立っております。過去に利用者のお母さんから、うちの子が所長さんにもう少しお金が欲しいと言ったら、お金が欲

しければほかに行きなさいと言われてと、私に涙ながらに訴えられました。今回、一連の虐待事件は多くの関係者の失望を買いました。多くの問題点があることはわかってきました。市長は、社協の会長であり、後援者の第一人者でもある社協の会長と社協の打ち合わせをされていると思われますが、だからこそ、その辺で社協の会長に健全たる話もできるはずです。この社協の甘い体質をどのように捉えているのか、どう考えられているのか、ちょっと首長としての御意見を端的で結構ですが。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） まさに今回の件は、本当にすぐ起きたことじゃなしに、やはり鬱積してきた部分が必ずあったと思います。そういったところも鑑みながら、もう一度しっかりと社協のほうと話し合ってみまして、なおかつ豊住のほうにも現場のほうにもせんだってちょっと足を運びましたが、まださらにこれから豊住のほうへ足を運びまして、しっかりとした、少しでもやはり豊住にお子さんを送っておられる方々の安心が確保できるように持っていきたいと思っております。しっかりと話す心は決めておりますので、よろしくお願いいたします。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） これから言うことは、何も職員を追い詰めるとか、そういう意味でいっているんじゃないですよ。これから言うことは、やはりけじめを当然つけなきゃだめだから言っていることで、具体的にこのような不祥事が起これば、襟を正す意味で、行ってしまった職員、管理監督に対する立場の職員にも、過去のことであったとしても文書注意など、懲戒処分をするべきです。私は、襟を正すことがまず出発点であると考えております。いまだに嚴重注意というようなわけのわからないようなことを新聞に発表されておりますけれども、そうでなくして、規定に基づいて処分をし、その後の対策をする必要があると私は思いますけれども、市長はどのようにお考えになるのか、端的でいいです。本当にお答え願えればと思います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） しっかりと社協が、先ほど民間だという意識を持つておることがございましたが、形の上で私はそんなことは一切思っておりません。やはり社協というのは、私たちと一緒に歩むものだと思っておりますので、その中にまで入りまして、じっくりと話し合う予定でございますので、しばらくお待ちくださいませ。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 社協の規定により処分をし、改善に向けた体制を整備することが当然のことだと私は思っております。そうでないと不公平なことになり、職員内部から不満がまた起きます。内部告発がまた起きます。やる気をなくしたり、職員間の意思疎通、連携もなくな

ります。また、社協内部における長い年月の間に積み上げられた人間関係の問題、人間関係の悪さ、豊住園の職員の資質が大きくねじ曲がって、この虐待は起きるにしておきたらと思っており
ます。市長はその辺、どのように考えられるのか、ちょっと御答弁願います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 先ほども申しましたとおり、かなり鬱積して今回の現象にあらわれたという部分もなきにしもあらずだと思いますので、やはり根元に入り込めるようなことまでしっかりとやはり精査した上で、どのようにしていったらいいかということをしつかりと、特に現場であります局長とじっくり話し合っていきたいと思っております。その上で、とにかく、もう一度申し上げますが、安心して保護者の方々が安心できるような、そういった豊住にしたいと思っておりますので、本当に今現在、堀議員さんとしても納得いかない部分も多々あるとは思いますが、さまざまな意味から、やはり局長と相談し、また豊住の体質を何とか変えていきたいと思っております。そちらのほうで時間をいただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 最後に、当市における、市役所における、何事も起きたことを隠蔽する体質についてどう考えているのかどうか、答弁をお願いいたします。

これは具体的に言わないけれども、確実にあるから僕は言っているんですよ。ですから、市長としてその辺のことをどのように把握して、どのようにこれからということをちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 先ほどの隠蔽工作とか隠蔽という言葉がございましたが、どうしてもこれは物差しのはかり方は非常に難しゅうございますが、されども、やはりそのように堀議員さんのほうから御指摘を受けたことは事実でございますし、なおかつ、やはり根底にありますのは、やっぱり隠蔽の部分がかったということは認めざるを得ない部分はあると思いますので、しっかりとそういったところも、本当に先ほど申しましたように、今まで鬱積してきた部分もやっぱり発生したということは、やはりその隠蔽の部分がかったんじゃないかならうかと思っておりますので、そういったところまで掘り下げながら、じっくりと局長と話し合い、また豊住の園長と話し合いやっていくつもりでございますので、何度も同じことをお返事申し上げますが、時間をいただきたいと思っております。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 市長も福祉にはずうっと携わってきて造詣の深い市長だと思っておる

もんですから、その辺のことでけじめをつけて、市の職員もそうですけど社協の職員が本当に皆さんで手を携えていって、障害者の方、そして福祉関係に関して前向きに行けるような明るい職場をつくるように、ぜひこれは努めていただきたい。

最後に、内部告発者に関しては保護されるべきで、処分をされたり不都合な待遇をさせられるものではありません。最後に、豊住園の所長人事があったと聞き及んでおりますが、人選に誤りがなかったことを願っております。この件は12月議会において再質問のすることがないよう、市民の皆さん、職員の皆さんが納得できる方法で解決されることを願って質問を終わりたいと思っております。

再度言いますけれども、本当は私も言いながら涙が出そうになりました。本当にそれぐらいにこの件に関しては思い入れが私もあります。ですから、その辺のことで皆さんが納得して明るい社協であり、明るい瑞穂市行政であるように、ぜひ市長、努力をしていただきたい。

次の質問に移ります。では、少し端的に御答弁願います。

子供貧困学習支援と子供食堂について。

6月議会において福祉部長から子供学習支援と子供食堂について、夏休み中に試行的に実施できるよう関係団体と調整していきたいと。財政面については日本財団等の助成金を充てて進めていきたいと答弁されましたが、夏季休校中の試行的な実施の状況を質問します。1から3までしますから、一括でお願いします。

夏休み休校中の実施された様子と、課題や成果についての質問。

今後、ことしにおける実施予定や平成29年度に向けた取り組みについての質問。

3. 子供貧困学習支援に早く道をつけて、今後に向けて高齢者貧困問題、地域福祉に取り組まなければならないことがたくさんあると考えられていますか、その点について質問したいと思っています。御答弁よろしくお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 子供貧困の御質問にお答えをいたします。

この夏休みに社会福祉協議会による学習支援教室は、生活困窮者の世帯の中学生を対象に8月の4日間にわたり午前中2時間行われ、参加者は3名でしたが、みんなよい表情をして真剣に学習をしておりました。指導したボランティアの方からは、生徒にかかわることで問題点や課題が見えてきたというような報告を受けております。来年度に向けてもこの反省をもとに、モデル事業として実施する予定となっております。

もう一つ、NPO法人次世代人財育成支援センターによる学習支援、子供食堂を、ひとり親家庭の小・中学生を対象に、8月22日から26日までの朝9時から夕方6時まで行われました。周知期間が短く、知らない方も多かったということで、この点については改善していかなければなりません。この事業で、毎日、入れかわり他市町から口伝えによる見学に来られた人がた

くさんお見えになったというふうに聞いております。子供の姿も、熱心に学習しておった、楽しく食事をしていたような姿が印象的であったというふうに聞いております。

続きまして、今回の子供学習支援、子供食堂の試行的な取り組みを経て来年度に向けてということで、10月からこのNPOの方が毎週土曜日に計画をされておりましたが、財団の助成金の決定がおくれているため、現在の計画は進んでいない状況となります。さらに、今回の補正予算でも子供貧困と学習支援の現状報告を考えるという講演会とシンポジウムを計画しております。このシンポジウムによって29年度の子供学習支援、子供食堂の実施について課題を解決していきたいというふうに考えております。

次に、3点目の子供学習支援に道筋を立て、今後取り組むべき課題ということですが、福祉には幅が広く、次々で行うことがたくさんございます。今回の一般質問でされていることもあり、どれも進めていかなければならないことと考えておりますが、生活困窮者対策事業の中でお答えしますと、高齢者の老後の生活保護水準以下の世帯がふえるというような増加問題もございます。また、将来のある子供に向けては、小学校、中学校で不登校になった子供さんは、先生の御努力により、ほとんどの方が通信制高校に進学するというふうに聞いております。例えば、その通信制高校で進学後、退学したりすると、今後その方が誰とかかわるのかということになると、このあたりも先進地である岐阜市のような社会的居場所づくりというようなことを考えていかなければならないというふうに考えています。当市ではそのような対象者が少ないということから、この事業については広域連携等、岐阜圏域に提案したり、岐阜市の居場所に行けるようにできないかということで進めていきたいというふうに考えております。

以上、3点、簡潔ですが、答弁とさせていただきます。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 今、部長の答弁でありましたように、全て社協と一体になってやらんならんことが非常に多いはずで。ですから、このような不祥事が起きて、それが内部告発という形で出てこなきゃならないような社協の体制では、それは市民の方、利用者のみんなに失礼なことです。ただでボランティア活動をされている方もおるのに、職員としての報酬を得ながら、まだ障害者に対する理解がないというようなことでは非常に困ったことだもんですから、ですからこそ、私ははじめをつけて、そして出直してほしい。だから、それにはやはり該当された担当ではないですけど、そのような職員の方には再教育をされ、そしてはじめをつけて、そして出直すということは非常に重要なことで、その名前を公表するとか云々でなくして、このような形で担当、監督、そして当事者に対しては、文書注意なりいろいろな形でし、それに関しては、教育的なことやっておりますというような前向きなことをぜひ進めていただきたい。

最後に、セメント石綿管の取りかえについてを御答弁願いますけれども、项目的にはいろいろ書いてはありましたけど、事前に部長には前向きに対処されるようなことで、一、二カ所ぐらい具体的なことを含めていただいて、それから対処を今後どうするかということを答弁願えれば結構なもんですから、具体的にちょっと答弁願います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） それでは、今の堀議員の質問にお答えさせていただきます。端的ということで、どこに残っているかという具体的なところから話させていただきます。

今現存している石綿セメント管は、JRの東海道本線の下や県道などに埋設されております。具体的に箇所を上げさせていただきますと、宝江のほうに忠太橋というのがございます。こちらの北側と南側ののりというか道路の下っていくところに入っているわけなんですけれども、こちらについては毎年県へ都市整備部のほうで忠太橋の歩道設置工事の要望活動を行っております。こちらの工事にあわせて南北の県道にある石綿セメント管を一緒に取りかえ工事できれば経済的であるというふうに判断しておりましたけれども、昨今の県の財政状況から、早期な歩道整備は困難だという回答をいただいておりますので、今後は関係機関と協議をいたしまして、忠太橋の歩道橋設置工事の前に先行して、県等と協議をしましてセメント管取りかえ工事を順次進めていきたいと思っております。以上です。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 石綿セメント管は、非常にもろくて、瑞穂市の場合、液状化現象が起きるという、そのようなことで言えば、間違いなく破損される。現状でも漏水しているかわからない。15カ所五百何メートルということですから、その辺のことを含めて、ぜひ新年度にかけて前向きに、検討でないですよ、進めていただきたい。国のほうも老朽化に関しては補助予算を出しておりますけど、瑞穂市に関して言えば、優良部局らしいものですから補助金はないというような答弁もいただいておりますから、ぜひその辺のことも含めて、補助金は国のほうから出なくても、やはりやることはやるということをお願いして、私の一般質問を終わりたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、13番の堀武君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、休憩をいたします。11時15分から再開をいたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

3番 北倉利治君の発言を許します。

北倉君。

○3番（北倉利治君） 議席番号3番、瑞清クラブ、北倉利治です。

議長の許可を受け、質問させていただきます。

1つ目は、昨日もありました広瀬武雄議員さんの質問、大月多目的広場の活用について、2つ目は、健康促進、健康寿命延伸と社会保障費抑制について、これも昨日、森議員からの健康づくりというところに関連した質問であります、私なりの思いで質問をさせていただきます。

それでは、質問席に移り質問させていただきます。

それでは、最初に、大月の多目的広場について質問させていただきます。

きのうもありましたが、先月行われましたリオのオリンピックでは、日本選手の活躍で史上最多の41個のメダルを獲得しました。大変盛り上がった大会でありました。2020年東京オリンピック・パラリンピックでもたくさんのメダルをとり、日本全国が盛り上がると思っています。

また、ぎふ瑞穂スポーツガーデン所属の金藤理絵選手が200メートル平泳ぎで金メダルをとり、非常に栄誉なことでもあります。瑞穂市関係者で金メダルをとられる方はなかなかあらわれないと思っています。

2020年東京オリンピック・パラリンピックを行う目的に、地域の活性化、スポーツ人口増加、競技人口の裾野を広げること、そして地域施設の整備という目標があります。

そこで、大月多目的広場活用の件ですが、今月23、24、25日と開催された全国レクリエーション大会のターゲットバードゴルフ、来年8月には岐阜県消防操法大会がこの場で行われます。

ここで質問です。この後、この場所はどのように活用されるか、どのような計画があるか教えてください。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

現在、この大月多目的広場が、市民の皆様にとって最も有意義な場所となるよう検討しているところであります。具体的には、本年5月に、教育委員会だけでなく、財政や環境、福祉、子育て等の関係課を含め、市全体で検討すべく、庁舎内に大月多目的広場の有効活用に向けた検討会を発足させ、今までの経緯等を各職員に説明し、共通理解を深めたところであります。

現在は、有効活用に向け、各課が20年先、30年先にどういう施設が必要かを協議し、各課の意見を取りまとめ、提案をしてもらう段階になっております。

また、今年度から市内の中学生が将来よりよい主権者となるための機会として、みずほ未来プロジェクト事業を始めました。この中で、ことしの研究テーマを「大月多目的広場の20年後」とし、20年後、中学生の皆さんが、この大月多目的広場がどのような場所になっていると嬉しいか意見交流をしていただくことにもなっています。

このように、将来を担う中学生の意見や、今まで実施したパブリックコメントの結果なども参考に、大月多目的広場の有効活用に向け、慎重に検討していきたいと考えておりますので、

御理解くださるようよろしくお願いをいたします。

〔3 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3 番（北倉利治君） ありがとうございます。今後、早目の検討をお願いしたいというところ
であります。

6 月の一般質問で健康促進のための健康教室充実を進める質問をしました。市内には運動教室などを行う専門の場所はありません。いろいろな施設を、無理をして健康運動教室等として利用しているのが実態であります。総合体育館や総合グラウンドもないのですから、運動施設そのものは大変不足していると思います。

健康運動やスポーツの専門施設があることで常時運動ができ、運動習慣が継続できる環境づくりは大変大切だと思っています。

今後、一般成人や高齢者が健康運動やスポーツのできる環境はどのように考えておられるかお聞きします。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 瑞穂市内には、公民館や小・中学校の体育館などの屋内施設、グラウンドやテニス場などの屋外施設がありますが、市民が行うスポーツ競技は多種多様で、それぞれの要望にお応えできるスポーツ施設の整備は難しい状況にあります。

しかし、生涯スポーツを推進する教育委員会としましては、市民のスポーツ振興や健康増進を図る上で、既存の施設も利用し、総合的に利用できる施設整備の構築が必要であると考えております。

〔3 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3 番（北倉利治君） この大月の多目的広場にスポーツ専門のところができ上がるということ
を私は希望しております。といいますのは、週に 1 回、2 回の運動教室を持ってやらないと健康が維持できない。今現在行っています公民館等では、ほかのことが入るとできなくなるということがありますので、何とぞそちらのほうもお考えをしていただきたいと思います。

この大月の多目的広場に関してですが、この場所の南側に旧の中山道の輪中堤防が通過をしております。近年の歴史ブームを反映して、休日等にはこの中山道を歩かれる観光客も多く見えます。しっかりした道筋もないので、かなり迷われて、大月の堤防沿いまで行っちゃわれる方も多く見えるということは地元の方から聞いております。

それで、この輪中堤防を通行どめにして、私としては、昔の風景にして、休憩所などをつくり、中山道の拠点をつくる。これが大月の運動公園の中にできたらいいのではないかなと自分では思っています。ずうっと市長さんが中山道のことを言っておられます。瑞穂市には富有柿

と中山道。その中山道を多くの方に観光していただけるために、中山道の拠点、例えば展示物があったり、ということがあったという説明ができるようなものをつくってもらよというようなことは考えておみえになれるか、市長にお聞きしたいのですが。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 北倉議員さんの件についてお答え申し上げます。

ちょっと答弁が長くなってもよろしいですか。申しわけないですが話し好きやもんで、済みませんね。特に中山道には思い入れがあるもんですから、申しわけないですが。

まさに今の運動場のことですね。まずここから話ししましょうかね。未利用地が今、私どものまちで八十数カ所ございます。その中で、一応リストアップはしてありませんが、大月も当然入ってくるわけです、現実的には。この部分は私にとりまして一番最高の未利用地、ありがたい未利用地じゃないかなと思っております。

なぜかと申しましたら、そのすぐ横を中山道が通っております。その中山道が、西からいいますと小簾紅園ですね。それから川を渡って、まさに大月へ来ます。そこから今度は巢南中学校の体育館を通ります。それから美江寺のほうへ回るわけですが、この部分で特に私が思い入れが強いのは、和宮様が御降嫁なされたとき、今から154年前です。このときに、世の中ではペリーの来航、安政の大獄、こういったことで非常に注目されているわけですが、ただ、ここで見逃していけないのは、大きな震災が2回あったということですね。今で言う、本当はかなり大きな震災でございます。それによって、かなり徳川幕府はぐらっときたはずです。そこで、助けを求めたのが、私はやっぱり朝廷だったと思います。天皇家に助けを求めたと。この日本を平定していく上で、ぐらっと何か不安を感じたんだと思います。ちょっとどころじゃなしに、大きな不安でしょうね。地震というのはごまかしがきかないと思うんですね。ですから、幾ら報道がないときであろうが、現場の方々は本当に心底苦しんでいるわけです。特に昔の住宅ですから、大きな被害があっただろうと思います。そういった中にありまして、とにかく和宮様を朝廷からお迎えする。そして、徳川家はこんなに力があるんだよ、徳川家はこれだけ安定しているんだよというところを見せたかったと思いますね。

その中にありまして、隣の赤坂宿のほうは、和宮様、こんなお偉い方が通ってもらうんだから、とにかくこのまちを直さないかんということで京都に模したように表だけでも直されたわけです。今でいうと何億というお金だと私は思います。その方が京都に模された赤坂宿を通られて、やはり大きな大きなホームシックにかかれたと思います。どうしよう。私、えらいところへ行くことになったと。えらいことという言葉があったかどうかわかりませんが、これから東、その当時でいう下方へ行くことについて大きく悩まれたと思います。特に赤坂宿で京都を思い出した。そんな状態から、呂久の渡しにかかっていく。そこで真っ赤なもみじを見て、果たしてどうかというところで、私はこの国を救うために行くんだと。わずか16歳だったと思

います。今の16歳、ちょうど高校1年生だと思います。その方が思いをとにかく改められたといひますとちょっと言い過ぎかもしれませんが、やはり国を救うため、本当に震災で傷みに傷んだこの日本を救わなきゃいけない。そういった気持ちに心を入れかえられたのが、まさに呂久の渡し。それから、今現在の太月、こういったところをお通りになられて、それこそ巢南中学校でいつも卒業式をやるんですが、卒業される生徒さんが15歳です。私、偶然巢南中学校の卒業式に出会うことがございまして、そのときに申し上げたのは、どうか皆さん、和宮様を思い出してみてくださいと。1万数千名の行列です。その中で祭り上げられながらも冷静になられて、ここをお通りになられたんですよと。日本を救わなかったら、日本はどうなるんだと。本当に大きな大きな日本の大転換期だったと思います。それを16歳の宮様が感じられたと。それによって、家茂公も温かく迎えられて、それから大きくこの日本は変わったと私は思っております。

むしろ極端なことを申しましたら、今の私たちの昭和だって、そのときの流れがあつて、この昭和があり、そして今現在の平成があると思つても言い過ぎじゃないと私は思っております。

そういった意味からも、私はとにかく中山道のこれを大事にしたい。先ほどもどなたかの御意見がございましたが、アンモラル向上と言っていると言われるかもしれませんが、私、その方に何遍言われても申し上げたいのは、さまざまなこのまちの出来事、こういったことをここで繰り返すことによって、このまちのモラル、文化に対する考え方、エチケットに対する考え方、さまざまなものを本当に理解してもらつて、ハイモラルのまちというのはちょっと言い過ぎかもしれませんが、モラルの向上に僕は役立てたいと思っております。

そういったところからも、今回、太月でターゲットバードゴルフがとり行われました。そしてまた、来年、消防の操法大会が行われます。そういった中からも、私は大いに中山道、太月運動場、太月多目的広場、こういったことをじっくり売っていきまして、中山道というのは全国的ブランドです。そういった意味からも、太月というのは当然地元の方々から、太月という名前を消さんといてくれよということで巢南町時代からお聞きしていたそうです。ですから、何とか冠として、中山道太月多目的広場とか、また公園になれば多目的公園になるかもしれませんが、何とか「中山道」ということをそこに冠させていただきまして、全国的にも本当にアピールできるような、そんな場所にしていきたいと思ひます。

そして、なおかつ、今おっしゃられた南側に三角形の土地がござひます。これも同じように未利用地に含まれております。それから、もう少し堤防に近いところにもまた未利用地がござひます。そういったところ活用しながら、優しいまち、また中山道を大事にするまち瑞穂市ということで、私は今回の件、大いに売り込んでいきたいと思っておりますし、これから何年か経過しましたら、先ほどの中学生のアンケート、また投書なんかを見せていただきまして、本当に太月、また中山道太月、これがあつてよかったなあと思つてもらえるような、そんな活用

にいずれは持っていきたいと思っております。

また、そのようなさまざまな観点から、どうか皆様方の御意見、またアイデアをお聞かせくださいませ。どうかよろしくお願いいたします。

〔3 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3 番（北倉利治君） 市長の温かいお言葉、どうもありがとうございました。

その中には、今後ということですが、私としては、本当に操法大会が終わった後、すぐかかっていないと、また同じようなことで、草ぼうぼうのところがあるということだけは余りよくないので、ここら辺はよく考えていただきたいと思っております。

その大月の問題に関して、私なりの持論であります、この公園ができることによって、子供たちの遊びはもちろん、スポーツ少年団の練習場、中学生の練習や体育祭にも利用できると思います。また、自治会や校区の運動会、もちろん高齢者のゲートボール、グラウンドゴルフの会場にもなると思いますし、外周を利用したウォーキングの場所、子供から高齢者までが利用できる本当に多目的な施設ができると思います。それによって健康促進にもつながっていくということになっていくんじゃないかなと思っております。

ここで、大月の市民の方の声を少し述べさせていただきます。

大月区民の長年の悲願であった土地改良事業が平成10年に許可を受け、巢南町事業として着手した。同時に、関連事業として公共下水道も逐次建設されました。施設に隣接して、将来売ってもいい人、貸してもいい人の農地を換地し、終末処理場という難しい施設に対し区民から大きな苦情もなく、現在に至っております。

終末処理場建設に当たっては、処理場周辺には公園をつくり、地域住民から喜ばれる施設を早期に建設することを確約された経緯がございます。しかし、完成から10年経過しても構想が具体化されず、現在に至っています。その間、何度も除草することで市政の無駄遣いではないかと、そう考えています。以上が今の市民の声であります。

平成26年3月の議会で白紙になったこの議案は、今度は、あのときに白紙にしてよかった。多くの市民、子供から高齢者まで多くの人が使用でき、効果的な施設になったと、そのように言われるような施設を早急に計画し、実行していただきたいと思っております。この場所をつくるために努力された地元大月の皆さんのためにもよろしくお願いを申し上げます。この大月の問題はこれで終わらせていただきます。

続きまして、健康増進、健康寿命延伸と社会保障費抑制についてであります。

6月の議会の一般質問において、福祉部における健康維持のための健康教室、介護予防、認知症予防にかかわる運動教室、老人クラブ、障害者等向けスポーツ事業、それぞれの現状と、高齢者から全市民の運動や軽スポーツ等を通じた運動習慣をつけ、健康維持を高める機会を確

保すること。軽スポーツを通じた地域活性化について、大ざっぱな質問をしてきました。

この9月の議会では、健康増進、健康寿命延伸と社会保障費抑制について、今後、瑞穂市に訪れる超高齢化社会、人口減少社会において懸念されることの一番は社会保障費の増大であります。このことは福祉部だけでなく、市役所では周知のことでもあろうかと思います。社会保障費が増大してからでは手も足も出ません。今のうちから危機感を持ち、取り組む必要があるのではないかと思います。効果的な運動教室があるか、どのようなことを考えておられるか、質問をいたします。

社会保障費増大、特に医療費を言いますが、まず定期的に健診を受けること、年齢とともに衰える体力、特に足腰に筋力をつけることが社会保障費を落とす手段でもある。その効果は間違いないと考えます。これから個々のライフステージに合わせた健康づくりを行うことで、市民それぞれが生涯にわたり活躍できる健康なまちをつくることが目指すべき姿であります。

瑞穂市では、週に一、二回行われる運動教室がありますか。足腰の筋力アップの運動教室はありますか。その内容をお聞きます。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 北倉議員の健康増進、健康寿命延伸と社会保障費抑制の質問の中で、足腰などの筋力アップの運動教室に関する御質問にお答えをいたします。

今年度より、介護予防とか日常生活の支援事業の中で、体の状態が悪くなった方に基本チェックを行い、将来介護が必要な状態になる前段階と判定をされた方、または介護認定の比較的軽い要支援の認定を受けた方に、ケアプランに基づいて、個々の状況により週1回のサービスを行うというものを行っています。

また、運動機能の向上を目指す教室は、週1回、3カ月の期間で行う教室です。悪くなった体の状況を、その3カ月で集中的に機能向上を行い、自分もとの生活に戻れるよう機能回復訓練をするものです。一時的に悪くなった機能を戻すためのプログラムと言えます。この3カ月では回復困難な人につきましては、通年型の事業もございます。

これらは一般的に高齢者が介護予防を行うための教室で、御質問の週一、二回足腰の筋力アップをするような事業については現在行ってはおりません。

以上で答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） 高齢者の足腰に筋力をつけるということは非常に効果的だと言われています。各地区の公民館や集会場にそのような専門知識を持った人材を派遣し、健康運動教室を行う計画はございますか。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 先ほどの御質問とも関連しますが、国の方針に合わせて、本市が目指すものは、地域における健康づくり、基本的に歩いて通えるような地域の公民館や集会場に地域の方が集まることができて、そこで住民の皆さんが主体となって健康体操やサロン等の教室を行うことができることを考えています。

さらに、その事業には介護保険の一部の財源を充て、地域支援事業として、健康づくりに関する専門家を派遣したり、住民の方々に運営できるようになるまで、市としては一時的に支援することを考えています。

実施に当たりまして、詳細な計画はこれから進めるものですが、このような流れを構築していきたいというふうに考えています。

地域を初めとして、各方面の方々の御協力をいただきながら、多様な取り組みを通じて、各校区、地区、地域において、このような仕組みづくりの中から、課題に応じて柔軟に取り組んでいくように考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） 私がいいと考えるものは、専門家が医療費削減などの実績を持った指導者であります。高齢者の健康づくりには間違いないと思っています。公民館や集会場に高齢者が週に一、二回、日常的に集まり、健康づくりを行うことができれば、今やらなければいけない地域包括ケアシステムの構築になると思います。地域づくりも広まりますが、その辺は福祉部ではどのようなお考えをしてみえますか。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 御質問の地域包括ケアシステムは、今さらお答えすることではございませんが、皆さん御存じだと思いますが、団塊の世代の方が75歳となる2025年までに、要介護の状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される仕組みを言います。

住民が住みなれた地域で生活する中で医療が必要となるときには、かかりつけ医を通じた医療体制、介護が必要となればデイサービスや訪問介護などにつなげ、また地域では、介護予防教室や生活支援を地域の皆さんによる支え合いの中で地域力を高めていくような支援になります。

地域における健康づくりは、基本的には歩いて通えるような場所に住民の方が集まることができて、さらに欲を言いますと、住民の方が主体となって健康教室が行われるということだと考えています。

高齢者が日常的に集まれるような体制や仕組みづくりを市が考え、健康づくりから地域の話題、その運営を住民の方が自分たちの力でできるように市のほうで支えていく。これがみずか

ら地域力も高まるというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔３番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○３番（北倉利治君） ありがとうございます。

少し話題を変えますが、ウオーキング・トレイルという地方創生事業の提案がございます。
ウオーキングによる健康づくりを考案されていますが、参加者、医療費削減はどのようなことを考えておられますかお聞きします。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 議員御質問のウオーキング・トレイルへの参加者及び医療費削減についてお答えいたします。

ウオーキング・トレイルは、歩くことを通じた健康づくり、地域づくりを目的として、現在検討を始めた段階でございます。

瑞穂市の65歳以上の人口割合は、平成26年では19%ですが、25年後の平成51年には約27%、4人に1人が65歳以上になると予想されております。したがって、このままでは今後医療費の増大が予想されます。

そこで、ICTを活用したウオーキングによる健康増進をすることで、医療費の抑制を目的にウオーキング・トレイルを検討しているところでございます。

平成24年のスポーツアンケートによれば、瑞穂市では30歳以上で毎日スポーツをしている人は約2,300人、これは30歳以上の人口3万5,782人の約6.3%でした。これを、毎年0.5%、約175人の増加を見込んでおります。

この見込みをもとに、厚生労働省研究班の研究では、1日1万歩歩けば、1日当たり14円から29円の医療費が削減されるという報告がございました。これを、先ほどの増加人数と1日当たりの医療費削減効果を掛け合わせますと、1年間で最大約180万円の医療費削減につながり、これが毎年続くことになります。

しかしながら、まだ検討を始めたばかりでございますし、その中には、このシステムを構築するためのコスト、あるいは実現性、それから先ほど議員のほうから御紹介がありましたが、地方創生事業としての交付金採択条件でございます先駆性、あるいは広域連携の可否など、こういったさまざまなハードルがあるということから、今現在検討しているということでございます。

〔３番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○３番（北倉利治君） 説明ありがとうございます。

ウォーキングというのは健康づくりの最初の一步でありまして、大変大事なことでございます。ただ、本当に医療費削減という効果を出そうと思いますと、筋力アップというようなことが大切であるということと、もう1つは、継続をして続けるということが一番大事であって、その場で1年間やったので終わりということでは効果は出ません。継続することが一番大事なことです。今考えておられるということであれば、そのところを考えていただいて、計画を練っていただきたいなと思っております。

次に、市役所内で健康づくりは福祉部でも2課、3課にまたがってやってみえます。教育委員会でも校区活動、スポーツに関して担ってみえます。健康づくりに関し、市役所でチームとしてスポーツ健康プロジェクトチームを構築し、連携し、市民のスポーツと健康づくりと一体的に進める考えはございますか、御質問いたします。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 御質問の健康づくりというのは、多くの課にまたがっていることは御指摘のとおりだと思います。

健康づくりという一つの課題に対して、例えば年代区分や健康状況、どのような側面から健康づくりを考えるかによっても連携やかかわり方が異なってくるというふうに考えています。健康づくりに関して、チームとして連携することは可能であると考えています。

ただし、チームとして行うということで、組織を構築するのであれば、健康づくりにかわらず、いろいろな課題や事業において多課にまたがるものが多くなっているというような今の現状から、数多くのチームができてしまうというようなおそれもあるかと思えます。

他課との連携は、情報提供だけが必要な連携と、ある事業を役割分担するということが必要な連携とがあるというふうに考えています。ある事業をチームで行い、構築すべきかというような判断は、担当課と関係課の間で職務の調整やしつかりとした職務分担を行い、スムーズな事業運営ができるということが必要になるというふうに考えています。ある事業を、部を超えて協働して行うということはなかなか難しい点があるというふうに考えています。

そのあたりのことを事業ごとに目的を十分理解して、不都合が生じることはないように、一つずつ整理をして、チームを構築すべきかというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） 今後もしろいろな課題が出てきまして、いろんなことがあると思いますので、一個一個考えていただいて、連携していただきたいと思っております。

私は、6月議会終了後、有志の議員4人と、健康づくりの立場から福祉部長に同行をしていただき、健康づくりの先進地である三重県いなべ市の元気づくり体操を視察してきました。こ

の元気づくり体操は、元気づくりのシステムまいまい運動は、厚生労働省の健康寿命を延ばすアワードで優秀賞を受賞してみえます。この健康づくりシステムから、瑞穂市の地域包括ケアシステムの高速アップにつなげていけるものではないかと思っています。

また、この元気づくりシステムを導入した自治体が4自治体ございます。さらに来年は2自治体ふえる見込みであります。これだけいいものであるから、たくさんの自治体が入ってきているんじゃないかなと思っています。

ここで、市長に質問します。高齢者の体力、足腰の筋力が確実につき、健康につながり、地域のコミュニティーづくりにつながります。医療費削減の実績のある健康事業を導入する考えはございますか。また、そのために、議会、行政とでいなべ市元気づくり大学の視察はお考えになれますかお聞きします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） いなべ市さんですね。いなべ市さんは5町合併だったかな。北勢、それから藤原、大安町、それから員弁、もう1つ、どこか名前はわかりませんが。

〔発言する者あり〕

○市長（棚橋敏明君） 4町ですね。一番北側が藤原町、一番南が員弁町ということで、北勢線で阿下喜駅が終点だと思います。たしかあそこのやり方は、日沖さんという市長さんで、私も多少仲がいいんですが、よく言われるのが、合併のしこりをなくさなきゃいけないということで、北勢線の駅が繁盛せないかんということで、駅近辺に駐車場を買われまして、それぞれのところに図書館と、それから高齢の方々が集まりやすい施設をつくろうと。そんなようなことで、それぞれ4町が平均にやっついこうというようなことをおっしゃられたようなことがあります。恐らく4町平均で、なおかつデンソーとトヨタ車体さんかな、大きな企業が来て、ギャップができてしまったそうです。ですから、高齢の方々の医療費もかかるということで、高齢の方々に地域包括ケアシステム、近所へ寄ってもらって、がやがやとにかくしゃべりんさいと。そして、とにかく運動してちょうだいよということで、多分順天堂大の先生だったと思いますが、僕もちょっと生かじりの部分があるから許してください。そういったところから始められたと思います。

それで、その後、私もちょっと森部長に多少尋ねたことがあるかもしれませんが、途中から受益者負担で構成を変えたんだよというところまで聞いたことがあるんですが、そのお話を聞きまして、なおかつ皆さんが行かれたということも伺いまして、ああ、いいところあるなあと思った次第でございます。特に私自身、そのこともそうですが、4町平均に北勢線の駅を利用しながら、それぞれの場所に図書館、それから高齢の方々の集いの場所を設けられたというところに、私、着目しまして、せんだっても、これは偶然ですが、いなべ市の副市長さんとちょっとお話しするときがありましたもので、そのことをちらっとお話しした上で、今度、三岐鉄

道の本社のほうへちょっとうちの重立った者で行ってまいりまして、そのときもちらっと伺ったんですが、もうちょっと精査して、聞くべき価値はあるなあというところで帰ってきた次第でございます。

まさに今、北倉さんのほうから、行く気持ちはあるのかということを伺いましたが、本当に見れるもんだったら見たいと思っておりますし、駅の周りの開発も、図書館、そしてあそこは北勢線ですから、本当に有名な小ぢやな小ぢやな電車なんです。狭軌鉄道の線路が狭い。ただ、それを売り文句にして立て直したという会社なんですけど、それもありますから、ぜひとも見に行きたいと思っています。

電車を見ることもそうですし、それぞれ旧4町の中の代表的な駅、また駅周辺のことを見ることも学びだと思えますし、まさに元気体操を学んできたいと思えますから、また御一緒させていただけるとありがたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） 私は、この元気体操のシステムがいいということを強く推進しております。これは、視察された有志の議員さんも福祉部長も関心を持たれています。また、ここにあるまいまい運動というのは、スクワットとか腹筋運動に加え、脳トレにきくダンスなども含まれています。高齢者には少しきついかんと思われそうですが、結果を聞きますと、大体の人が元気になってくるという運動であります。毎週一、二回の教室があり、近くの高齢者が集い、皆さんの居場所ができることは地域包括ケアシステムに大変いいことだと思っています。

また、健康運動というのは一人では長続きしません。たくさんの方が継続して行うことができる環境、そういうものは行政が手助けをしていかないとできていけないと思っています。

2025年、超高齢化社会、医療費を扱う専門家の中では2025年の時限爆弾だと言われています。早目に活動していただき、健康な元気なまちをつくるために頑張っていただきたいと思います。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、3番の北倉利治君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたしますが、午後1時5分から再開をいたします。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時05分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

4番の鳥居佳史君の発言を許します。

鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番 鳥居佳史です。

一般質問を通告に従いましてさせていただきます。

コミュニティバスの今後と交通弱者の移動支援等、ちょっと項目が多いですけども、以下、質問席にて質問させていただきます。

まず、コミュニティバスの状況ですね。コミュニティバスと、そして交通弱者の支援についてお聞きしたいと思います。

瑞穂市では、平成28年2月12日にコミュニティバス、みずほバスの調査を一日されております。実態調査ですね、乗降客の調査。それによりますと、今、3つのループがあります。その中で、例えば本田・唐栗線があります。その日のうちに何回か回ってくるんですけども、1回当たり本田・唐栗線が8.6人の乗車で一回りしてくる。十九条・古橋線が6.6人、牛牧・穂積線が5.9人、穂積駅から各ループを一回りして、穂積駅に戻ってくる間に、今言ったように平均すると8.6人から5.9人の状況ですね。実際にこういう調査をされておられて、市としては、現在の利用状況を踏まえて、どのようにこのコミュニティバスを評価しておりますか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまは鳥居議員のみずほバスの評価をどのようにしておるかという御質問でございますけれども、瑞穂市のコミュニティバスでございますみずほバスの体系は、平成25年4月の路線編成から始まり、現在4年目に入りました。その間、1便当たりの利用者数は、再編成前の平成22年から24年度に3年連続して減少したことに對して、平成25年から27年度は3年連続で1,000人以上増加しています。今年度も8月末時点で前年同期比927人の増でございます。また、平成28年7月の職員による調査では、1便当たりの利用者数は、それぞれ本田・唐栗線9.1人、十九条・古橋線9.5人、牛牧・穂積線4.7人となっており、3路線全体では前回の平成28年2月の調査時点より増加しております。これらのことから、みずほバスは市民の足として順調に定着していると考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） 前年度との比較で1,000人、これ年間の利用者数ですね、多分。ふえているから、大いに目的を達しているというお考えだというふうに受けとめましたけれども、本当にそれで評価としていいんですか。私もたまに乗りますけれども、大体このような10人以下ですね、一回りしてくると。実感として、非常に少ないですね。数人が乗っているという場合、当然途中の駅で乗って、途中でおりていく人もカウントされますので、非常に少ない利用者だなというのが実感で、数字が今のような数字なんです。

この実態で、じゃあ、そもそもどういう目的でこのコミュニティバスを始めたかを教えてください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） コミュニティバスの目的は主に3つございます。

1つ目は、市の公共交通機関として、市民の交通利便性の向上、市民の足の確保でございます。主なバス利用者が朝夕の通勤・通学者であることから、JR穂積駅中心の運行体系としています。2つ目には、高齢者や子供等の移動を支援し、社会参加を通じた外出意欲を促すこととなっています。コミュニティセンター等の公共施設や大規模商業施設等へのアクセスを極力確保し、外出の機会の創出に努めます。そして、3つ目は、公共交通サービスを充実・強化することにより、自家用車依存を抑制して、環境負荷の軽減を図ることでございます。今後も公共交通体系の検討を続け、マイカーから公共交通への転換を促進してまいります。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 趣旨の中で、高齢者の方へのことについてはまた後で質問しますが、そのほかの1番目と3番目はそういうことでしょうか。そうすると、利用者の方の声は、満足しているという声が多いですか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 現在、市民アンケート等の公共交通に関する調査事業を行っておりましてございまして。その中で年齢や外出行動についても質問をいたしておりますので、その調査結果を検討してまいりたいと考えております。

また、車両につきましては、折り畳み式の座席を導入したり、ノンステップ式の車両を導入したりすることで、子供や高齢者に配慮したつくりとなっております。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 実際に私が聞く市民の皆さんの声ですと、なかなか使いづらいという声が多いです。やっぱりその辺は事実でしょうねと思います。

それで、特に私は、交通弱者、今、高齢者の方とおっしゃいました。本当にこれから交通弱者、運転ができない方、この方の足の確保は早急にすべきだと思うんですね。その方法について、どのようにお考えですか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 瑞穂市の場合、交通弱者と言われる、特に御高齢の方であったり、そういった方について、大野町のタクシー送迎サービス事業や神戸町のデマンドタクシーについては、コミュニティバスが運行されていない中での高齢者と障害者等の交通弱者の支援事業でございます。瑞穂市においては、今年度、みずほバス、広域交通の利用実態、それから利用者や地域住民のニーズを調査し、各種の施策を検討してまいりたいと考えております。

あわせて、高齢者、障害者の交通手段についてのタクシー送迎サービス事業やデマンドタク

シーについても、他市町の状況を調査して、関係部局と検討してまいりたいと考えております。

〔４番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○４番（鳥居佳史君） 検討するということで、前向きに進めていただきたいと思います。

しかも、コミュニティバスと交通弱者の方の、今おっしゃったデマンドタクシーと言いますよね。家から目的地まで直接タクシーが運んでいってくれる。そして、それについては、200円とか300円で利用者の負担が終わると。その差額については税金で補完する。でも、それによって、買い物に行きたいけど行けない。病院に行きたくても、なかなか行きづらい。一日かかってしまうという方には、行政サービスというのはやっぱり大事なことだと思います。今のコミュニティバスをどれだけの高齢者の方が利用しているか、ちょっと聞こうと思いましたけれども、非常に少ないと思います。今、部長おっしゃられたように、交通弱者のデマンドタクシーの検討を早急に進めていただいて、個人的には、神戸町のばらタクシーが非常に利用者も年々ふえていて、非常に好評だというふうに聞いております。ぜひ参考にして、これを前向きに進めていただきたいと思います。ということで、再度確認のほど、決意のほど。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 先ほど申し上げましたとおり、各市町の状況と瑞穂市の状況を踏まえて、今後検討してまいりたいと考えております。

〔４番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○４番（鳥居佳史君） 大体スケジュール的にはどういうイメージで、早急にというイメージですか。まあ、アンケートをとって、いろいろ検討して、数年後とか、その辺のお考えがあったら、意欲でもいいんですけどもお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 現在、駅圏域の路線バスの検討も含めてアンケート調査を行っておりますので、そのアンケート調査を踏まえて、今後検討していきたいと考えております。

〔４番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○４番（鳥居佳史君） 路線バス及びコミュニティバスと、交通弱者をどうするかというのは大いに違うと思います。路線バスはもっと広域の通勤・通学の方です。そして、例えば大野町とか神戸はそれぞれデマンドタクシーで交通弱者の方をやっていらっしゃるの、やはり交通弱者の方の対応は、路線バスと、そしてコミュニティバスとは別で早急に考えるべきだと思いますけれども、いかがですか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（相浦 要君） アンケートの設問の中には、高齢者の御意見も聞くような項目がございますので、その中で把握させていただきたいと考えております。

〔4 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4 番（鳥居佳史君） 積極的にアンケートを踏まえて進めていただきたいと思います。この件については、また12月にでもお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

次の質問です。介護ボランティア制度のことについてお聞きします。

社協の福祉計画によりますと、平成30年には介護ボランティア制度、この介護ボランティア制度、初めて聞かれる方もいらっしゃるかもわからないので簡単に説明しますと、介護施設で介護の資格を持っていない普通の、例えば私が介護の施設に行きまして、いろいろ介護している方の補助として、できることを助けるというイメージですね。ですから、介護そのものをお年寄りの方にするんじゃなくて、介護者の補助をするという形が介護ボランティアなんですけれども、この介護ボランティア制度を社協の福祉計画で平成30年に制度として始めることになっています。

本年度、28年度は検討ということで、来年度、周知というふうなスケジュールになっております。現在の状況についてはいかがですか。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 鳥居議員の介護ボランティアの御質問にお答えをいたします。

先ほども御説明がありましたが、介護ボランティア制度というのは介護施設において補助するというもので、それに基づいて付与されるボランティアポイント制度のことであるというふうに思います、御質問の趣旨は。

このボランティア制度は全国で200を超える自治体で導入されており、県内の状況も現在も変わらないというふうに認識はしております。

導入自治体における目的や制度のあり方はそれぞれの市で異なり、当市の導入に当たっても、目的や財源、運営方法や技術的な問題、市民の皆さんの理解が得られるかなど、検討する課題はたくさんあるというふうに考えています。

導入自治体における検証では、介護予防効果の検証は難しいとか、ポイント制度の導入によって市民ボランティアが活性化するという期待はできないというような評価もされています。

ボランティアの活動の活発化が実現せずに、目標が達成できなくなったり、予算が不用額となるということも考えられることから、よくよく検討をしていく必要があるというふうに考えております。

とは申しまして、当市でも高齢化社会というふうに言われ、現在65歳以上はおおむね20%ということですが、実は21%からは超高齢社会というふうに定義づけられております。

地域包括ケアシステムにおいても、地域で多様なボランティアの活動が行われるような仕組みが求められています。有償ボランティアに含まれるこのボランティアポイント制度の概念がどこまで市民の皆さんに理解されるのか不透明な部分がある現状においては、社会福祉協議会と協力をして、ボランティア活動に対する人材育成や組織の育成に力を注ぐこととして、11月には生活支援サポーター養成講座、またその次にはみずほいきいきサポーター養成講座などを初めとする介護予防のボランティア活動への取り組み、活動への一助となるべきか判断をし、適切な時期を見ながら、今後ともこのボランティアポイントについては引き続き検討をしたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔4 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4 番（鳥居佳史君） この介護ボランティアポイント制度、全てがいいというものではないでしょう。だけれども、これを取り入れて、健康保険料の低減につながったという自治体もあります。いいところもたくさんあるんで、これは検討に値するものだと思いますけれども、実はこの介護ボランティア制度は瑞穂市の市民団体からの提案で出てきていると聞いております。市民団体からこのような提案がされているということは非常に珍しいことで、考えてみれば、瑞穂市はまちづくり基本条例ができて、そして市民もこれができたので、大いに自分たちも提案して、行政と一緒にまちづくりしようという中での試みだと思います。まちづくり基本条例ができた後、まちづくり基本条例推進委員会というのがあるはずですが、この推進委員会は今どうなっておりますか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの鳥居議員の質問で、ちょっと突然で申しわけありませんが、まちづくり推進委員会は一応任期がございまして、その任期に合わせまして、また委員の選出をしながら進めていきたいと考えておりますので、お願いします。

〔4 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4 番（鳥居佳史君） つまり今、まちづくり推進委員会というのはないということですか。会としては、任命されて存続しているんですね。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 推進課のことですか。

〔4 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4 番（鳥居佳史君） 改めて部長にお聞きします。まちづくり条例推進委員会という会が中村

座長のもとであったと思いますけれども、その推進委員会のことです。今、どうなっていますか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） まちづくり推進委員会は、昨年もまちづくり推進プランということで、第2次総合計画に係る答申を平成27年10月にいただいているところでございまして、その委員会は、今年度はまだ委員会を開いてはおりませんが、委員会としてはあるものでございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） このまちづくり基本条例というのは、前堀市長のマニフェストのもとでつくられたわけです。そして、これは私も審議委員で審議させていただきましたけれども、このまちづくり基本条例というのは、地方自治、地方の憲法という位置づけでもいいという議論が出るぐらい、非常にまちづくりをするのに大切な条例だと思っております。

今、そのまちづくり条例を推進する委員会が実際に開かれていない。これは市長が諮問することの事項のほか、協働のまちづくりの取り組みについて審議するという場です。

市長、諮問はしていないようですけれども、棚橋市長はこのまちづくり基本条例について、どのような認識で、そしてどのようにこれを使おうと考えておられますか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） まずは入場がおくれまして、申しわけないです。

入場におくれた言いわけをするわけじゃございませんが、ちょっと知的障害のある方の父親とか母親の会の代表の方とこのポイントのこともちょっと話し合っておりましたので、熱い御意見でございましたので、なかなか電話を切るに切れなくて、ちょっと入場がおくれた次第で申しわけございませんが、まさにまた昼からポイントの件の御質問もあるということで、そんなことで、私自身もその方の御意見も聞きたかったもんですから、ついつい長話になってしまって、入場がおくれて申しわけございませんでした。

それでは、まず、まちづくり基本条例のところからちょっと戻ってお話しさせていただきますと、2年目を迎えまして、これからこそ本当に大事だと思っておりますので、やはりここでしっかりと、見直すとかそんなことじゃなしに、今現在の状態の中で、まずどのようにやっていくか。このことで、今度は皆さんの身近な問題として捉えていきたいということで、今考えております。

ですから、今現在、諮問の招集とか、そういったことはないというふうにおっしゃっていただきましたが、まさに皆様方、議員の方々も入れかわられました。入れかわったという言葉が正しいかどうかわかりませんが、それと同時に、私自身も2年目ということで、本当に今まで人

事のこととか、そういったことにどうしても重きを置かざるを得なかったんですが、これからこそやっていきたいなと思っております。

それから、先ほどのボランティアポイントの件でございますが、このことも、率直に申し上げまして本当に大事なことだと思っております。ですから、この後、もっと極端に申しますと、福祉のメニューというのは今物すごくふえてきています。先ほどのどなたかの御質問の中で、私も福祉部長も、本当に新しいメニューが次から次へと生まれてきますというような、メニューという言葉があったかどうかちょっとわかりませんが、新しい事柄が生まれてきますという表現だったかもしれませんが、本当に新しいメニューが生まれてきます。だけれども、その中であって、多くの方々に働いてもらう。例えばボランティアポイントということも、先ほど知的障害のある方々の親の会の方ともお話ししていたんですが、表面的に捉えられていますのは、介護ボランティアということで捉えておられると思いますが、例えば今、要介護の施設のほうもそうですが、介護だけでなしに、例えば豊住でもそうでございますが、ボランティアの方々が本当に心底動いていただいています。そういったところからも考えていって、本当に絶対必要不可欠なものだと思っております。ただし、パターンがいろいろございますので、本当に研究をしないと、これはエンドレスで、やった以上は絶対やめることができないぐらいのものがあろうと思いますので、しっかり研究するということで、研究中ということで今現在の回答とさせていただきます。

一挙にここまで御返事しちゃいますが、そんなところで、決してむげにしているつもりはございませんので、研究しているということで御理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔４番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○４番（鳥居佳史君） 質問に的確に短くしていただきたい。余分なことは要らないです。

それで、聞きます、再度。まちづくり基本条例ができたとき、棚橋市長も議員として、これを議会として認めておられるわけです。このまちづくり基本条例はなぜ国が率先してつくるように、そして各自治体がまちづくり基本条例をつくるようになってきたか、その背景は何だと思いませんか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 率直に一言で申しましたら、市民協働でございます。

〔４番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○４番（鳥居佳史君） 背景を聞いているんです。形は協働、なぜまちづくり基本条例をつくるか、その背景。地方がなぜまちづくり基本条例を自分たちでつくってやらないといけないとい

うふうになってきたか、その理由を聞いているんです。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 一番の表向きは地方分権だと思いますが、率直に申しまして、私自身の思いとしましたら、さらにまた市民協働のほうに戻ってしまいましたが、みんなが同じものに目を向けてみる。また、みんなでまちをつくっていこう。大きく言いましたら地方分権かもしれません。でも、私は、あくまでもその中身の中で、背景と言われましても、そういったことで背景をつくったことではございますが、中身はやっぱり市民協働、あくまでも私はそのように説明させていただきます。

〔４番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○４番（鳥居佳史君） 私の理解では、これから国も地方も非常に財政的に厳しくなっていくと。今まで国から、交付金を含めて多くの予算をつけることができたけれども、これからはそういう予算はないよと。地方はそれぞれ自分たちの資源、人材を生かして、自分たちで力を合わせて、協働のまちづくりをしていく。今、日本はそういう社会的な大きな変革の時期に来ているんです。ですから、市民協働をいろんな意味で進めるということは、これから地方が生き残る非常に大切なことなんです。協働は形なんです。地方が自分たちの、瑞穂市オリジナルの、それこそ持続可能なまちにするために、地方で市民と一緒にまちづくりをしていきなさいよということなんです。

ですから、いろんな意味で市民の声を一緒に聞いてやるということがいかに大事かということはおわかりだと思うんですけれども、それを踏まえて、市民団体からの介護ボランティア制度の導入、一つのいい例ですので、市民がこういうふうに動いているんで、大いに検討していただいて、結果については、市民も含めて行政と一緒に考えて、変わってもいいし、なくなるなくなってもいいんです。今おっしゃったように市民協働、一緒にやるということが大事なんです。

それに関連して、６月にも質問しましたがけれども、このまちづくり基本条例を推進する協働推進課の設置状況について、どういう状況でございましょうか。企画部長さん、お願いします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 議員御質問の協働推進課の設置状況についてお答えしたいと思います。

６月にも鳥居議員から御質問があつて、今回も同じ質問かと思います。協働推進課の設置につきましては、第２次総合計画の策定前の平成２７年１０月になされましたまちづくり基本条例推進委員会の第２次総合計画に係るまちづくり推進プランの答申に基づきまして、重点施策の中の主な施策とされているものと理解しております。

今現在、行政も市民の生活も多様化している中、複雑化もしております。これにより発生する課題も多様であり、複雑になっているのが現状でございます。

市の組織全体のことはございますが、6月には組織体制に対する現状、課題、改善、連携方法案などの調査ということで各課に依頼し、さまざまな意見・提案があったところでございますが、現在検討中でございます。

いずれにいたしましても、まちづくりの基本条例、答申、総合計画が、ともに参画、協働の推進を提示しており、また行政においてもこの精神に沿って各施策を進めてまいりたいと思っております。

今後、市民参画、協働を着実に進展させるためには、全庁的に各課が連携することはもとより、職員一人一人が連携し、さらには市民との連携、協働のまちづくりに発展しなければならないと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔4 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4 番（鳥居佳史君） そういう決意は理解させていただきまして、具体的にこの4月の設置に向けて、ぜひつくっていただきたいと思うんですけれども、その可能性はどうか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまもお話ししましたように、さまざまな意見がありますので、それをできることから一つずつ進めていきたいと考えております。

〔4 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4 番（鳥居佳史君） さまざまな意見というのは、どういう意味ですか。まちづくり推進課の設置について、つくらなくてもいいとか、そういうさまざまな意見の意味ですか。どういう意味ですか、さまざまな意見。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 協働推進課の設置といいますか、同じような御意見も当然ありますし、それ以外の各課と各課の関係ですね。現状の課のあり方とか、きょうも市長さんから青年未来部の話もあったかと思いますが、協働推進課だけでなく、ほかの意見もありますので、それも踏まえて、やることをやっていきたいと思っておりますという意味でございます。

〔4 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4 番（鳥居佳史君） 協働推進課以外にも何かほかの課ということのようですが、これはまあ市長の決断ですね。今のいろいろな答弁の中で、まちづくり推進課というのは非常に大事な

役割を持っていると思います。市長の決断でつくれと言え、すぐつくらざるを得ないということでしょうから、市長の決断をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 今後じっくり早急に考えていきます。

〔４番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○４番（鳥居佳史君） 記述がどこかはちょっと今記憶にないんですけども、平成29年度中に設置するということを、申しわけないんですが、どこか読んだ記憶があります。ぜひ来年度中に設置していただきたい。今の決意からすると、29年度中に設置するというふうに解釈させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） まず、どこかに記述があったというふうに鳥居議員さんがおっしゃっておられる、どこにあったのかということをもまず調べてみますので、その上でまたどのような方向づけをするか、とにかく前向きには考えているということは間違いございませんので、どこに29年度という記述があったのか、まず調べてみます。

〔４番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○４番（鳥居佳史君） 要は必要性をどこまで市長が感じているかということなんです。いろいろこれから市民のほうから提案があつて、例えばこの後、話ししますけれども、穂積駅前のことについても、これは市民の皆さんと一緒に企画の段階を含めてやるといういい機会、そうすべき機会が今周りにできているんです。それを実行するチャンスなんです。実行する部隊がまちづくり推進課でできるんですよ。ですから、早急につくっていただきたいと思います。再度お願いして、次のことについて質問させていただきます。

子供の貧困に対する支援のことです。

中学生以下のお子さんを持つ、経済的に貧困な家庭への支援の施策は今どういう状況になっていますか。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 御質問の、中学生以下の子供さんがおられる貧困家庭ということの政策としましては、生活保護に該当するような方には生活保護の扶助費ということになります。そのほかにつきましては、教育委員会が行っております就学援助実施事業要綱などにより就学の援助、また子供がおられるおられないにかかわらず、生活困窮者の方へは自立支援事業や就労の相談支援、家計の相談支援事業などを現在行っております。

〔４番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○４番（鳥居佳史君） 施策としていろいろあるというのは、私も先日資料をいただきまして確認しております。その中で、これも市民団体、NPOがこの夏に、経済的に恵まれない子供たちに、夏休み中に子供食堂といってお昼御飯をつくって食べていただく。もちろんそのときには、夏休みですから勉強のほうも一緒にやったと、こういうNPOが活動しています。

この子供食堂をやっている市民の団体に対して、市として、まず子供食堂へのかかわりについてお考えがあればお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 御質問の、夏休みに行われましたNPO法人次世代人財育成支援センターによる夏休み中の子ども学習支援と子供食堂は、５日間でしたが、楽しく食べる子供の姿があったというふうに聞いております。学校給食のない夏休み中において、子供食堂の重要性を感じております。

岐阜市で学習支援やひきこもりの若者を応援するために民間で岐阜学習支援ネットワークというのが立ち上げられ、近隣市町で11団体が加盟され、活動をしておられます。このネットワークと連携をとり、この瑞穂市のNPO法人の方も、地域で支える子供の未来というプロジェクト実行委員として参加され、活動をされています。

このように、学習支援、子供食堂については、10月からも計画的に土曜日に計画するという事で進めておりましたが、財団の助成金の決定がおくれていることで計画は進んでおりません。

今後につきましては、近隣市町村の動向や、担い手となるNPO法人の方々と御相談しながら検討をしていきたいというふうに考えております。

〔４番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○４番（鳥居佳史君） ありがとうございます。連携をとって進めていただきたいと思います。

そして、私も実際に実施されましたNPOの方の報告もちょっと聞いておまして、先ほどどなたか議員さんの子供食堂の答弁の中で、市のほうも周知のことでなかなか期間的なものが十分でなかったという反省点を上げておられました。本当にそういう一つのことをやっている中で反省が生まれ、次に生かしていただきたいと思います。

そして、実際にやったNPO法人の方の感想というか、検証の内容をちょっと御紹介させていただきます。

格差社会の進行する中で、厳しい状況に追い込まれて弱者となっている子供たちへの対応は本当にこれでいいのか。社会では、少子化対策などで多くのいろいろなメッセージが交錯してはいるものの、現実を直視して受けとめているだろうか。目の前の困っている、また困ってい

ることに気づいていない、そういう子供たちに何かをしているのか。惨状を目の当たりにして、本当に社会は、政治はなすべき責務を果たしているのか。こういう、実際にやられた方の声なんです。

つまり、これは私たちが頭の中で、そういう困っている人がいるんだなということを超えて実際にやってみると、現状、非常に実際に子供たちはいろんな部分で困っていることが肌で感じられると。そうすると、どういうふうに行行政としてそれをサポートできるかということが具体的にわかってくる。そういう意味で、実際に活動をやろうとしている方々の支援をしていただいて、その内容をキャッチボールして、行政も本当に力をかけて、この子供食堂を進めていただきたいと思います。

貧困ということについて、「子供の貧困、動き出した首長たち」という記事があります。子供の未来を応援する首長連合という、日本でその部分に意識のある首長さんが集まって、何とか貧困の子供たちを支えていこうという動きなんですね。その中で、それぞれ一つの自治体が貧困の子供たちを救えばいいという話ではなくて、行政として連携して、つまり瑞穂市だけということではなくて、広いエリアで連携してやるのが大事。つまり事例を共有化しようという話が出ています。そして、知見の共有と研修会をする。知見というのは、いろいろ実際に現場で知り得たこととかをお互いに共有して、改善していこうということだと思います。そして、研修会をしよう。

そして最後に、私はこれが大事だと思うんですけども、間口を広くして、子供たちみんなでそこに来て、見てくれる大人とつながれるような場所があるといいよね。つまりこれが、多くは地域だと思います。各地域で隣近所の大人がそういう貧困の子供たちをサポートするというようなことが地域でできるというのが非常に目標としては大事なところかな。

今、例えばＪＪＩ、瑞穂市のＮＰＯがやっている団体はまだほんのわずかな子供たちを対象としている。これを、できるならばこれからそれぞれの地域でやる。ここに、先ほども言いましたように、まちづくり基本条例にのっとって、地域の人、住民の人とのやりとりの中でそういう可能性が膨らんでくるのかなというふうに思います。

それで今、ＪＪＩが夏休みに実際に子供食堂をやられた現場から、一つ問題提起がありました。貧困家庭の子供や、また障害を持つ家庭の子供たちがいじめを受けていると。やっぱり家庭的に貧困の子供たちはいじめを受けているというのを私も聞きまして、そういう学校でのいじめを減らすために、どういう視点で、どんな方法を学校の現場でされているのか、お聞かせ願います。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 子供の貧困にかかわって、学校でのいじめの指導はどういう状況であるかということでの御質問にお答えしたいと思います。

まず、いじめですが、いじめはいろんな形態とかがあるわけですが、態様とか、起きた要因、あるいは加害者、被害者の様子、こういったものは非常にさまざまでございます。ですので、実態が一律ではないというのがまずもって現状としてございます。

そういった現状の中で、学校では、いじめに対してこのように考えております。大きく2つのことを大切に学校では指導しております。1つ目は、全ての学校において、いじめはいつでも、どこでも、誰にでも起こり得るものという考え方です。もう1つは、いじめを受けた被害者に責任はないという考え方でございます。これは、いじめを受ける側にも、いじめられる何か原因があるんじゃないかといった御意見をまれに聞くことがございますが、それは全くないということを私たちは大前提として、2つ考えております。

ですから、学校ではいじめのない学校を目指すのではなくて、いじめを見逃さない学校、そしていじめを許さない学校を私たちは目指していきたいと考えております。

そういった中で、具体的な指導についてのお話です。いじめに対する指導としましては、先ほどもお話をさせていただいたように、実態は本当にさまざまでございます。各学校や学年、あるいは学級において、子供の様子に最も適した指導方法を校長を中心に考え、関係職員が集まり、相談しながら進めております。例えばいじめを受けていても、仲間の前で自分の気持ちをきちんと語れる子、そういう子もおります。そういう子供の場合は、学級の仲間に対してその気持ちをきちんと発表できる機会、こういったものを設ける場合がございます。しかしながら、学級の仲間の前でいじめを受けてきたつらさとか苦しさを語れる子は非常にまれです。こういった指導も有効ではありますが、一般的ではないです。

一般的な指導としましては、私たちは段階を踏んで行っております。最初は、いじめを受けている、いじめられた側の気持ちをきちっと考えさせる指導です。それがわかったら、次には、じゃあいじめ側はどんな気持ちでいじめているのか、いじめ側の気持ちを考えさせます。さらに、それを周りで何も言わずに見詰めている、いわゆる傍観者といった子供もいます。傍観者の立場の気持ちもきちっと考えさせます。

このように、段階を踏んで私たちは指導しますが、その際、子供たちの実態に応じて最も適切な指導は何か。これをきちっと選択して、いろんな場面で指導してまいっております。いずれにしても、私ども教育委員会としましては、瑞穂市内の学校から悲しい気持ちになる子供を一人も出さない。これを教育委員会と学校が協力して全力で向かっていきたいというふうに私どもは思っております。以上です。

〔4 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4 番（鳥居佳史君） ぜひその決意でいじめを根絶できると思います。頑張ってくださいと思います。

次に、穂積駅開発についてお聞きします。

今、ＪＲ穂積駅圏域拠点化構想推進事業で住民を巻き込んだ当事者意識を持つプロジェクトにするために、いわゆるうるさい市民団体やうるさい意見を言う市民等を積極的に巻き込むことが広がりを持たせるきっかけとなると思いますけれども、いかがですか。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 議員御質問のＪＲ穂積駅圏域拠点化構想への市民の参加についてお答えいたします。

６月議会時に答弁いたしました瑞穂市ＪＲ穂積駅圏域拠点化構想協議会は、学識経験者、公共交通関係者、自治会や駅利用者などを委員とし、今月７日に第１回を開催いたしました。この第１回協議会の審議を経て、今月２１日に第１回プロジェクトチームを開催したところでございます。このプロジェクトチームは、行政と協力して、地域の力で拠点化構想を実現させていくような交流の場、活力ある瑞穂市の牽引役になっていただける方、人材の発掘の場、地域の多くの関係者の意思疎通や情報共有の場を目指していきます。

開催場所は、駅南側の第１駐輪場南側の空き家を拠点とし、毎週水曜日の午後６時から２時間程度を予定しており、本日も開催いたします。

参加は誰でもすることができます。したがって、先ほど申し上げたような交流や人材発掘のため、穂積駅に対する思いがある方、将来の駅周辺への期待やアイデアをお持ちの方はぜひとも参加していただきたいと考えております。

また、この拠点は、プロジェクトチームが開催されていない日は意見用紙を設置するなど、誰もが意見を述べられるような環境を整え、意見の収集に努めているところでございます。

なお、先日、とある団体から、ＪＲ穂積駅圏域拠点化構想について出前講座をやってほしい。とある人からは、電話で直接私に話を聞きたい、そういった申し出もございました。これに對しまして、私も含め、都合のつく限り、拠点だけでなく、ほかのところにも行って、意見収集や市民の参加に努めてまいりたいと考えております。

〔４番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○４番（鳥居佳史君） 空き家を利用した拠点をつくっているということは非常にいいことだと思います。ただ、残念ながら、まちづくり基本条例の進捗状況を見ても、瑞穂市でそういう市民参加の場をつくったよと。皆さん、意見を言ってくださいよとって、残念ながら皆さんの意見が集まるというまで市民参画の意識は宿っていないものですから、先ほどどこかの団体が出前講座をしてくれと。本当にそういうことがあちこちで起きるようになるには、市長を含め、いろんなところで駅前について、そういう拠点があって、みんなが何でも言える場があるんだよとＰＲしていただいて、一人でも多くの人にそれを知っていただいて、声を上げてください

というPRをぜひ進めていかないといけない。さっきうるさい人とか言ったのは、やっぱりそれなりにわかるわけですわ。地域とか、瑞穂市内でよく声を大きく、いい悪いにしても、そういう人にちょっと声を聞かせてと行って行くのも一つだと思います。ぜひそういうことを含めて、できる限り市民参加、巻き込んでやっていただけたらなと思います。

次に、木造耐震住宅の補強工事の補助率についてお聞きします。

国が8月に、突然木造住宅耐震補強工事に30万円加算するという政策を打ち出しました。実際に私も6月のときにこの耐震補強工事は補助額を増額すべきだということを言いましたけれども、国が30万円加算すると言い出しました。市の対応をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 国では、16年度の第2次補正予算と、それから17年度の新年度予算でその経費を予算立てしたいというようなことをお聞きしております。

8月の報道でしたので、その後、制度の詳細を聞いてみますと、この制度を受けるための市の要件として、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを市が策定して、耐震化を緊急的に実施する区域を定めて、その区域において戸別訪問等を実施して、耐震化の補強工事の促進を図りなさいというような前提条件が少し示されたところです。

また、この制度につきまして、平成28年度、それから平成29年度ということで、延長はしないというような方針でございます。

補助金の現在の限度額と申しますと101万1,000円ですが、実施されますと、30万円のうち、国の負担分2分の1ですが、15万円が加算されて、最大116万1,000円ということになります。これは平成25年度から27年度までの3年間ですが、国が一律に15万円を加算して、耐震化の促進を図るということも実際にやってきておったんですが、実際瑞穂市で使われた件数を見ますと年間3件から4件ということで、著しく利用が促進されたというふうには思っておりません。

そういうことも含めまして、現在のところ、1年間限定というようなところも含みまして、総合的に判断しますと、今のところその実施は考えておりませんので、何とぞ御理解のほどよろしく願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） なるほど、そういうプログラムをつくって枠をはめてきたということでは、非常に行政としても対応しづらいなというのはわかりました。

であれば、やっぱりお年寄りだけが住んでいる家を補強したいという方は数多くいらっしゃるんですね。耐震診断をしても工事しようと思うと150万かかっちゃう。ちょっとそれはできないよという方は結構おります。ぜひ市単独でも割り増し補助をするということを検討していただきたいなと思います。

時間の関係で、またこれはお願いということにとどめて、最後、低入札制度についてお聞きします。

6月28日の全員協議会で、市内3中学校の空調の入札結果の報告の際に非常に低価格での入札だったという質疑のやりとりで、藤井政策企画監から県の御紹介がありました。私も県の案内を見ました。そもそもなぜ低入札を避けているかというのと、低入札をやることによって、いわゆる建築工事の下請業者さんが低入札でとれば、下請業者さんに泣いてもらうわけです。実際に現場で配管をやったり、大工さん工事をやったり、鉄筋をやる人は下請さんなんです。当然その下請さんへの費用はカットされるわけです。少ない金額で工事をやらないかん。そこには質が落ちるということが往々にしてあるわけです。そういう意味で、県は低入札制度を決めています。瑞穂市の低入札が、余りにもそのランクが、例えば75%という数字になっています。県は大体平均すると90ぐらいになると思いますけれども、一度県の低入札制度をぜひ検証していただいて、瑞穂市の業者さんのレベルというか、工事の質を上げるという部分を大いに考えていただいて、検討を進めていただきたいなというふうに思いますけれども、もし今の段階で、低入札制度について検討している内容があればお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

平成17年に公共工事の品確法の促進に関する法律というのができております。いわゆるダンピングに対して、その防止対策として、平成21年より当市では、低入札価格調査等取扱要領により、一般競走入札で予定価格が2,000万円以上の工事に適用するとともに、低入札調査基準価格及び失格判断基準価格を市の独自の判断で設定をいたしております。

国では、平成26年に公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正で発注者責任の明確化について規定され、ダンピング受注、行き過ぎた価格競争の対策として、低入札価格制度や最低制限価格制度の見直しがなされ、平成28年1月22日付、総務省、国土交通省から、公共工事の円滑な施工確保で低入札制度について見直すよう、当市を含め全国自治体に要請がございました。

国からの要請、それから瑞穂市建設工業会からの要望や議会からの御意見をいただいた直後から、国や県における低入札価格制度や最低制限価格制度、他市町の状況や、実勢価格を反映した単価及び価格の設定を実施するために国土交通省が試験的に導入をしている見積もり活用方式の導入など、庁内指名選考委員会において検討しているところでございます。

○議長（藤橋礼治君） 以上をもちまして、4番の鳥居佳史君の質問は終わりました。

続きまして、5番 小川理君の発言を許します。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

発言通告は4点にわたって行っておりますけれども、まず1つは富有柿発祥の地としての振

興策、2つ目は待機児童の解消について、3番目は高齢者の外出支援について、4番目は国保事業についてであります。

以下は質問席に移って質問させていただきます。よろしくお願いします。

まず初めでございますが、市長にお伺いをいたします。

一般会計の補正予算でも富有柿の振興策が計上されておりますけれども、市長は、富有柿の振興策についてどのようなお考えなのかお聞きしたいと思います。端的にお答えをしていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 端的にということでございますので、率直なことを申し上げまして、どうしても今、高齢の方々がやっておられます。ですから、なかなか意識のずれがございますが、何とか意識のずれを少しでも少なくして、とにかく長くやっていただける。また一生懸命やってもらえるということで、我々が力をおかしすれば、特に宣伝というところには、皆様方なかなか力を入れておられません。ですから、私たちまちのほうとしたり、極力宣伝というところのできる限り一緒にやっていきたいと思っております。その一つのあらわれとして、今回の場合は、マグネットシールを車に張りまして、富有柿の発祥の地ということで、公用車とかさまざまな車に張ろうかなと思っております。

端的にということでしたら、そのようにお答えさせていただきます。とにかくできる限りの協力をして、何とか生き残りをかけていきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

〔5 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5 番（小川 理君） ありがとうございます。

もう1点お伺いしたいと思いますけれども、富有柿の発祥の地といいますのは、他市は絶対まねができない。そういう文化財的な価値を持っていると思うんですね。ですから、この価値を本当に力を発揮させるためには、市として定本をつくってはいかがかということをおうわけですけれども、市長として、そのお考えがあるのかどうかお聞きをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） さまざまな手法・ツールですね。それを今見つけ出している状況でございます。今まだ2年目でございますので、申しわけないですが、1つずつツールを積み上げていってやっていきたいと思っておりますので、本当に私たちのまちにとってみても、ある意味ですごい財産だと思います。特に福島才治さんの努力というものは、やっぱり今これだけ世界に広げられたというところ、それと同時に、福寿と富有、名前を選ばれるときのストーリー性が非常にあると思いますので、ぜひともこの瑞穂の宝に育てていきたいなと思っております。

そんな状況でございます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5 番（小川 理君） ぜひその方向でいろいろよろしくお願いしたいと思います。

次の質問でございますけれども、私が 6 月議会に南保育所の待機児童について質問させていただきました。そのときに、副市長は、南保育所については状況を踏まえて再検討をしていきたいというような答弁をされておりますけれども、その答弁に対して、2 つの点をお聞きしたいというふうに思います。

まず 1 つでございますけれども、既に平成 29 年 4 月から、つまり来年の 4 月からの保育所の利用申し込みが行われております。

そこで、副市長にお伺いしたいわけですが、兄弟がばらばらになるのはよくないというお考えも示しておられました。それでは、来年 4 月からの入所申し込みについてはどのように対応されるのかお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

現在、平成 29 年 4 月 1 日の未満児の待機児童対策については、別府保育所の東館において未満児の受け入れ枠 21 人を考えておりますし、小規模保育所であるまめっこ保育園にも 12 人ということであったり、こうした小規模保育所等を利用して、未満児の待機児童を市全体で受け入れていく方針で進めております。

〔5 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5 番（小川 理君） 私、6 月議会で、先ほども言いましたけれども、何回も同じことを言うのもあれなんですけれども、南保育所で兄弟ばらばらになってしまって、待機児童になっているというふうにお聞きしましたら、いや、それは、今言われたように、南保育所では受け入れないから、もう中のほうへ言ってくれと、こういうことを言われました。これに対して、私は、それでは本当に待機児童が解消できないではないかというふうにお尋ねをしまして、副市長の答弁があったわけであります。

ですから、そういう点で、副市長にお伺いをしたわけですが、今回また答弁をされました。

そこで、改めて、私、副市長にお尋ねをしたいというふうに思います。

今、南小学校校下では若い人の人口がふえております。これはもう既に、私が言うまでもなく御存じだというふうに思うんですね。したがって、待機児童は南保育所においては今後も発生するし、当分こういう状況が続くのではないかというふうに思われます。この状況は、

どなたが考えられても明らかではないかなというふうに思います。ですから、南保育所の待機児童の解消について、未満児の受け入れの整備が早急に必要ではないかというふうに思いますけど、改めて副市長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 議会の皆さん方には、各小学校区で未満児から5歳児までを一つの園で受け入れる方向でということで、今、提案を差し上げているわけですが、理想は、すぐできるのが一番いいわけですが、瑞穂市全体の中で、やはり小学校区ごとでそれぞれ受け入れる人数を確保できる施設をつくっていくという大きな方針のもとで、それまでの間は多少なりとも皆さんに御迷惑をかけざるを得ない部分があるかと思っています。特に穂積地区ですと、岐阜市内の幼稚園へかなり行ってみえる方があります。とって、未満児さんは受け入れるところが少ないので、何とか瑞穂市ということもありますし、巣南校区では、それぞれ今言われた南地区につきましては、まだまだ若い人がどんどんふえてくるという実情があり、これは他の地区とはちょっと違う部分がありますので、今までは南保育園で賄い切れない部分については、中とか、清流さんのほうにお世話になっておるわけですが、決していい状況ではないと思っておりますので、すぐとは言いませんけれども、そうした方向で整備を進めていって、全体的には待機児童を早くなくしたいという方向で進めてまいりますので、よろしくお願いします。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 前回の6月議会の答弁から大変お答えがあるんじゃないかなと率直に私、思いましたけれども、本当に今、瑞穂市が抱える大きな最優先の課題といいますのは、やっぱり待機児童をどう解消するのかということだというふうに思います。

せんだって、私は小学校の運動会に参加しておりましたら、この待機児童のことが話題になりまして、その方もやはりよそから瑞穂市に移ってこられた方なんですけれども、待機児童のこんな問題があるんなら瑞穂市には引っ越してこなかったかもわからない、こう言われたんですね。ですから、本気でこの問題については、市として最重点の課題としてこれを解決していかないと、本当に大きな禍根を残すと思います。ですから、南保育所の問題、私、それだけ言っておるわけではありませんけれども、しかし、この問題にしても明確な答弁がなかなかされない。これでは、やっぱり本当に若い人たちが希望を持って瑞穂市に移り住んで、子供を産んで育てていくことができるかどうか。こういうことは早急に解決していかなければならないということを申し上げたいというふうに思います。

加えて、1つ申し上げたいことがございます。待機児童の対策として、保育所の民営化のことが出されてきております。私、その点では、さきに結論ありきということではなくて、お父

さん、お母さん方の意見にしっかり耳を傾けて、希望者が誰でも安心して入れる保育所をつくっていくということが一番肝心ではないかなというふうに思います。

同時に、市立保育所といいますのは、それぞれの地域で安心・安全の子育ての拠点として、そういう役割を果たしてきたというふうに思います。しかも、これは長い時間をかけて、地域の皆さんの保育の拠点、子育ての拠点ということになってきただけではなくて、地域のきずなを育んできましたし、本当に歴史を持った保育所だと思います。その点では、地域住民の共有の財産でありますので、財政面だけではなくて、こういった面もきちっと受けとめていただいて、安易に保育所の民営化を進めるということがないようお願いをしていきたいというふうに思います。

次の質問に移らせていただきたいと思います。

これも6月議会で私が質問いたしましたことですが、高齢者の外出支援の問題でございます。

先ほども神戸町のデマンドタクシー、ばらタクの話が出ておりましたけれども、こうした他市の状況などの資料を文教厚生委員会に提出していきたいという答弁が福祉部長のほうからございました。その資料がせんだって出されてきておりますけれども、現在の検討状況について、福祉部長から答弁をしていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 小川議員の高齢者の外出支援の御質問にお答えをします。

6月議会で答弁させていただきました際に、高齢者の外出支援の各市町の状況を資料としてお出しするというふうにお答えしまして、大変おくれてしまいましたが、9月20日の文教厚生委員会協議会のほうで提出をさせていただいたところです。

この資料は、県内、また近隣の県外の当市と同規模程度の市町村の高齢者のタクシー助成事業の内容を比較する内容となっています。

県内の近隣では、本巢市では、今年度から年間24枚のタクシーチケットを初乗りとお迎え料金、75歳以上のひとりの世帯、75歳以上で運転免許を所有していない方を対象とした助成をしています。

神戸町のばらタク事業では、コミュニティバスが運行されていないことから、70歳以上の高齢者と障害者とその介護者等の交通弱者の支援ということで、1回当たり2,500円を上限に行っています。

大野町では、タクシー、デマンドタクシーチケットの助成ということで、70歳以上で運転免許証のない方、または自主返納された方について、年間1万円を限度に助成をしています。

その他市町村の取り組みについてもさまざまにばらばらなところがございます。例えば対象者は65歳から85歳と幅が広く、限度額においてもそれぞれの市の考え方により異なってきてい

ます。交通弱者をどのようにして見るのかという視点で、この予算限度額も幾らにすべきかということも異なってくると思います。

当市においては、総務部で、今年度みずほバスの広域交通の利用実態、利用者や地域住民のニーズを調査して、デマンドタクシーも検討するようになってきています。福祉部では、現在、障害者のタクシー助成事業を実施しておりますが、その延長線上として、高齢者の交通手段として、タクシー助成について関係部局と今後とも検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたしまして、答弁とさせていただきます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5 番（小川 理君） ありがとうございます。

私、高齢者の外出支援の問題、大変深刻な問題だというふうに思っております。現在、買い物支援がボランティアの人たちによって行われておりますけれども、それ自身は一つの大きな前進だというふうに思いますけれども、しかし、現在の買い物支援だけではだめだというふうに思います。そのままだと、本当に高齢者が身動きができなくなってしまうということはもう明らかだというふうに思うんですね。ですから、安心して瑞穂市に住み続けられるためには、高齢者の外出支援というものを抜本的に強化しなきゃならないというふうに思います。

穂積駅を中心とした通勤・通学のためのみずほバスの改善とあわせて、高齢者の皆さんの外出を支援する具体策をぜひ急がなきゃならないというふうに思います。とりわけ車に乗れない高齢者や車を持たない高齢者だけの世帯がふえておりますけれども、そうした高齢者にとって、外出支援を強化する、足を確保することはまさに死活問題だというふうに思います。ですから、そういった中で、このタクシー助成制度といいますのはすぐにでも実施できる制度だということで大きな利点があるのではないかなということを思いますので、さまざまなケースが考えられますけれども、そうした場合の必要な財源も含めて、さらに検討を進めていただくことを強く要望いたしますので、この質問は終わらせていただきたいというふうに思います。

次に、国民健康保険税について質問をさせていただきます。

私、市のホームページを見ておりまして、平成28年3月ですけれども、瑞穂市国民健康保険事業の概要というのが出ております。一番最初のところにこういう文言がございます。

少し紹介しますけれども、国民健康保険は、農林漁業者及び自営業者を中心とする相互扶助を趣旨とする制度として創設をされ、国民皆保険制度の中核的な担い手としてその役割を果たしてきましたというふうに述べておられるんですね。

私がお尋ねしたいと思いますのは、そもそもこの国民健康保険は相互扶助の制度として創設されたものであるのか。そういう認識を持っておられるのかどうかお尋ねをしたいと思います。市民部長に答弁をお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） それでは、ただいまの小川議員の御質問にお答えをさせていただきますと思います。

御指摘のように、今、国民健康保険事業の概要というのを毎年更新しながら、ホームページに張りつけをさせていただいております。その「初めに」には、この概要を作成した趣旨や掲載する内容を簡潔に紹介するものとして、全体の要約として作成をしております。この中で、御指摘のように相互扶助という制度の成り立ちを書かせていただいておりますが、文書の構成として、前文、主文、末文というようなことで、この前文において、本題に入る前に、制度の背景を国民健康保険制度の起こりとして説明をさせていただいておる中の表現として、実際にはもちろんこれは戦前の話ということになりますけれども、そういった相互扶助を趣旨とするような創設がされて、議員御指摘のように戦後には見直しがされて、新法で社会保障制度ということになっておりますけれども、相互扶助なのか、社会保障の制度なのかということを書いているつもりで書いたものではないということで御認識をお願いしたいと思います。

なお、この概要につきましては、現在担当しております医療保険課において、改訂版（第8号）ということになりますけれども、平成27年度の実績を反映させたりだとか、実績や記述内容の見直しを行って、何とか10月にホームページのほうの掲載、要は改訂版としてつくったものを掲載できないかなというところで、現在そういう予定で作業を進めておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

〔5 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5 番（小川 理君） 答弁をしていただきましたけれども、その程度の認識ではあかんのじゃないかなということを率直に申し上げたいというふうに思います。

この国民健康保険は、戦前は確かに相互扶助の制度としてありまして、しかしながら、戦後は、私が言うまでもありませんけれども、憲法25条がありますね。つまり健康で文化的な最低限の生活を保障すると。つまり国民の生存権を保障したのが憲法25条です。この憲法25条に基づいて、生存権を保障するものの一つとしてこの医療制度ができてきた背景があるわけですので、これは相互扶助ということで片づけられては大変困る問題、根本的な認識の問題として、ぜひこれはその認識を改めていただきたいというふうに思います。

私、なぜこれを言うかといいますと、私も国民健康保険の窓口に行くことがございます。そうしたときに、残念ながら職員の方がおっしゃるのは、憲法25条に基づいて生存権を保障する社会保障が大前提だよということではなくて、相互扶助が今の国民健康保険だということを実際に言われておることを何回か耳にしておるわけですね。それでは、私、いかなののではないかなというふうに思います。

ですから、私、ことし4月に議員にならせていただいたわけですが、この国民健康保険税の問題、引き続き質問させていただきたいと思いますが、しかしながら、この議論をさせていただく前提問題として、その認識が相互扶助ということでは議論を進めていくことはできないと思うんですね。あくまでも一人一人の国民の生存権を保障していく。私、6月議会に市長にその所信をお聞きしましたけれども、市長自身が言っておられるわけですね。憲法25条に基づいて、全ての国民が健康で文化的な生活を保障するという立場に立って行っていくというふうにおっしゃっているわけですので、そういう立場で国民健康保険の事業を進めていくことがやっぱり根本的には大事なことだということを申し上げますけれども、いかがですか。その点について答弁をお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 小川議員のおっしゃることは、逐一これ間違いではないというふうに思っております。先ほど申し上げたのは、戦前に相互扶助の制度として立ち上げられた制度が、戦後、昭和33年に新法の国民健康保険法が施行されまして、市町村の事業となるというところから、昭和36年には国民皆保険体制というふうで社会保障制度が確立されているというところで、この認識は職員も同じでございますが、やはり皆さんで費用を、要するに国保税として、あるいは制度によっては国保料ということになりますけれども、これを納めていただき、国や県、市からの助成を受けながら、皆さんが費用負担を少なく医療を受けられるような制度という意味合いで扶助的なところがあるということで、そういったことを口にする職員もおりますけれども、あくまでも社会保障制度の中でそういったことがあるよという認識でお話をさせていただいているというふうに認識をしております。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 次にお聞きをしていきたいというふうに思います。

同じ概要の中に、年度別の加入世帯の平均所得が書かれておりますね。御存じですか。平成21年度から平成27年度にわたって、それぞれの年度の加入世帯の平均所得が記載をされております。

そこで、お聞きをしたいと思いますが、それぞれの年度の1人当たりの平均保険料は幾らなのか、お聞きをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） それでは、1人当たりの平均保険料ということでございますので、21年度から順に金額を読み上げさせていただきたいと思います。

21年度6万8,291円、22年度10万2,054円、23年度10万1,355円、24年度9万7,831円、25年度10万476円、26年度10万2,921円、27年度が10万2,216円となっております。

〔5 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5 番（小川 理君） ありがとうございます。

今、数字を報告していただきましたけれども、この数字を見て言えることが一つあるというふうに思うんですね。加入者の平均所得は、21年度と比べますと年間21万7,160円所得が減っております。しかし、1人当たりの平均保険料はこの6年間で3万3,925円ふえて、保険料は1.5倍になっておるんですね。ですから、私、社会保障だということを言っているわけですが、国民健康保険税が市民の皆さんにとって大きな重荷になっている。これは数字から見たって明らかだというふうに思います。

そこで、次にお聞きをしたいというふうに思います。

滞納世帯数、また加入世帯の割合がどれほどかというのをお聞きしますが、答弁をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 今、27年度末、要は28年の3月31日現在の滞納世帯数とその割合ということで御紹介をさせていただきます。

まず、被保険者の世帯数が6,842世帯、この6,842世帯に該当する中の滞納世帯数としては1,232世帯でございます。これを割り算しますと、約18%の世帯が滞納世帯ということになります。

〔5 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5 番（小川 理君） 今、滞納世帯のことを報告していただきましたけれども、先ほどの数字から見ても明らかなように、所得がどんどん減ると。一方で、国保税は高くなって、1.5倍になっている。そのことが滞納世帯をふやして、こういう数字になっていることは明らかではないかというふうに思います。

もう1つ、考えておきたいのは、この国民健康保険税といいますのは、所得が低い人ほどその負担が重くないかというふうに思うんですけれども、そこでお尋ねをしたいというふうに思います。

所得が200万円、300万円、400万円、この3つのケースを考えていただきたいと思いますが、40歳以上の夫婦と子供1人の場合、固定資産税は8万円というふうにしますと、それぞれ国保税はどれだけになるのか。しかも、その国保税といいますのは、所得に対してどれぐらいの割合になっておるかということをお聞きしたいと思いますが、答弁をお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） それでは、私のほうで、今、小川議員のおっしゃられた条件のもとで試算をしたものについて御報告をさせていただきます。

まず、所得100万円ということだと、年収としては166万7,000円ということに逆算をするとなろうかと思います。年間の保険税額としては17万4,900円ということになります。100万円の所得ということでございますので、約17.5%の負担割合。これは年収と比べますと10.5%の負担割合ということになります。ちなみに、所得100万円ですと5割軽減の対象になるというところでございます。

次に、所得200万円の方ということになりますと、年収が311万5,000円相当ということになります。年間の保険税額が36万1,300円ということで、所得に対しては18.1%、年収に対しては11.6%という結果でございます。ちなみに、軽減としては2割軽減、5割軽減、7割軽減とありますけれども、このケースの場合ですと、所得が177万円までについては2割軽減の対象になるということで、所得200万円ですとその軽減対象からは外れるということで御承知おきをお願いします。

次に、300万円の方、これは年収でいいますと442万6,000円相当ということで、年税額が46万1,300円、負担割合としましては、所得に対して15.4%、年収に対しては10.4%ということです。

次に、400万円については、年収が567万5,000円相当で、年税額としては56万1,300円、負担割合としては14%と9.9%ということでございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ありがとうございます。

私も実際に計算をしてみました。計算は合っていますけどね。

それで、今、数字を御紹介していただきましたけれども、年収じゃなくて、所得。要するに国保料を計算するときの所得が、200万円の場合には36万1,400円で、所得に対する割合は18.1%、それから300万円の場合は46万1,400円で、所得に対する割合といいますのは15.4%になる。逆になるんですよね。400万円の場合はどうかといいますと、56万1,400円、所得に対しては14%。普通は、税といいますのは、これは保険料というところもありますけれども、少なくとも税ということからいいますと、税といいますのは負担能力に応じて払うものと。これは戦後確立されてきた民主的な税制の考え方だと思うんですね。それはどなたも否定されないというふうに思います。つまり所得が多い人ほど税を負担すると。所得税は、御存じのようになっている制度になっていますわね。ところが、消費税は、残念ながらそういう制度になっておりませんので、これは本当に弱い者いじめの制度だと思いますけれども、戦後、税制として確立してきたのは、今言いました負担能力に応じて税金を払うということだと思うんですね。し

かし、今、報告していただきました国保税の場合は、低所得者ほど負担が重くなっているという事は明らかではないかなというふうに思うんですね。

そういう点では、憲法25条に基づいて、誰もが安心して医療を受けられるようにするには何が大切かということをお願いしたいというふうに思います。

どなたもが安心して医療を受けられるように、できるだけ国民健康保険税を下げていくということが必要ではないかなというふうに思います。とりわけ低所得者の皆さんはせつない思いになっておられますし、そういうところはやっぱり解決していかなきやならないのかなというふうに思うわけです。

あわせて、私、発言をしておきたいなというふうに思いますけれども、いろいろ貧困問題が出されますわね。子供のこともそうやけど、今、非正規雇用というのが社会的に大きな問題になっています。とりわけ若い人たちの2人に1人は非正規雇用だと言われますね。ワーキングプアということと言われるんですけども、つまり大体年収が200万円以下なんです。今の若い人たちというのは大体そうやね。本当に働き方の点でも不安定。いつ首を切られるかわからない。しかも、収入はどうかといったら、収入は年収200万円以下の人が多い。若い人たちの中では2人に1人がそういう人たちだと言われますね。

それに加えて、ワーキングプアの中で、シングルマザーの問題もあわせて考えなきやならん問題じゃないかなということを感じるんですね。シングルマザーの平均収入、瑞穂市はまだ実態調査がこれからだというふうにおっしゃってございましたけれども、ぜひ実態調査を進めていただきたい。国はそれをやられるようですので、瑞穂市でもシングルマザーの生活実態はどのようなものかということとはぜひ進めていただきたいと思いますけれども、こういう人たちの厚生労働省の資料を見ますと、年収180万円ですよ。1カ月の収入がどれくらいかといいますと、約15万円。こういう人たちにとって、私、思いますけれども、学校給食費もなかなか払えない。実際にお聞きしますのは、国民健康保険税をためてしまったよと。なかなか払えないよという人たちの声もお聞きしておるわけですね。

先ほども申し上げましたけれども、国民健康保険税は単なる相互扶助の制度ではございません。憲法に基づいて誰もが安心して生きていけるような医療制度でありますので、そうしたことを考えたときには、保険税を引き下げていくことが必要だということを感じるわけでございます。

次の質問に移らせていただきます。

決算が出てまいりまして、その点でちょっとお聞きをしたいというふうに思いますけれども、また同じく市民部長の答弁をお願いしたいというふうに思います。

平成27年度の決算収支が出されております。これの審議が今行われておるわけですが、この決算収支によりますと、平成27年度の収支は3億9,700万円、約4億円ということになる

わけですが、黒字、繰り越しになっております。これは例年の繰越額と比べてみますとどうなのかといいますと、およそ2億7,000万円から3億円弱で推移をしてきていると思うんですね、これまでは。それに比べて、3億9,700万円、約4億円もの黒字というのは余りにも多過ぎるのではないかなというふうに思いますけれども、市民部長の答弁をお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） ただいま小川議員の御指摘のとおり、例年に比較するとやはり多いということが言えると思います。今、御紹介がありましたけれども、平成24年度からの繰り越しの状況を言いますと、平成24年度が2億9,100万円、25年度が約3億円、26年度が2億7,900万円、27年度決算では3億9,700万円という繰越額ということになっております。

この決算の収入につきましては、年度繰越金、要は前年度の繰越金を含めた金額を計上していますので、決算年度の純粋な収支ということにはなりません。本来ですと、その年度の収支のみを単年度収支という形で比較すべきではないかなと考えております。

この単年度収支について、24年度から先ほどのように申し上げますと、24年度は約470万円の赤字でございました。25年度はさらに赤字が膨らみ、4,760万円ほどということでございまして、26年度には、そういったことを受けて保険税率を改正するに至りまして、これが主な要因ということで考えておりますけれども、26年度には単年度収支で約1,000万円の黒字に転じてきたものと考えられます。27年度についても黒字を保っております。

繰越金が、先ほども議員のほうからありましたように、約2億5,000万から2億9,000万円、3億円弱を毎年度繰り越している状況というのは翌年度の資金繰りなどに必要だということで、近年ではその程度の金額を繰り越している状況でございます。

27年度については、単年度収支が1億円以上になっているということで、前年度等と比較すればやはり大きな金額ということが言えると思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ありがとうございます。

平成27年度の単年度の収支といいますと、約1億1,700万円です。これを見ても、何でこんな繰り越しがいつもよりも多いかと。4億円弱もの繰り越しがあるのはなぜなのかということを思うわけですが、これはもう理由がはっきりしておると思うんですね。委員会にも出されておりますけれども、事業報告書というのがありますね。これは必ず市長の名前で出ておるわけですが、なぜ多くなったのかというと、1つは、全国で1,700億円の支援分があるけれども、瑞穂市では約6,000万円になったと。これが1つの要因だということをわざわざ書いておられます。

そこで、お伺いしたいと思いますけれども、2015年から全国に支援分として配分された

1,700億円というお金はどのようなお金なのか。これは低所得者対策のためということと言われるわけですので、全国で1,700億円ですけれども、瑞穂市は6,000万円、国保の加入者1万2,000人だと言われますね。これ計算しますと、1人当たり約5,000円の保険税の引き下げが行われてもいいのではないかと思いますけれども、しかし、決算を見ますと、これはそういうものに使わないで、繰越金として扱っておるわけですね。これはやっぱりおかしいと思いますけれども、この6,000万円、全国で1,700億円ですけれども、この支援分といいますのは低所得者対策として来てる支援分ですので、当然ですけれども、それを活用して保険税を引き下げることが必要ではないかと思いますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） ただいまの御質問ですが、国は、平成27年度から総額1,700億円を低所得者対策の強化のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充するとして交付をしています。これは、国が県・市町村に対して説明する資料の一節をそのまま読み上げさせていただいたところでございますけれども、この財政支援については、国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1を公費で負担し、一般会計のほうから国保会計への繰入金として、その中で保険基盤安定繰入金（保険者支援分）、保険者といいますのは、御承知のとおり市町村ということになります。瑞穂市のことを指しますが、として国保会計の収入となります。その金額が27年度決算の中では約6,000万円で行いました。

これは、既に実施されている軽減措置、つまりは保険税の法定軽減基準額による引き下げが行われておりまして、軽減対象を段階的に拡大してきております。このことにより、減収となっている保険税分を補填し、市の国保財政の基盤安定化を図るための施策ということで、各保険者が独自の施策として、この支援分を活用し、保険税を引き下げるために交付されたものではないというふうに理解をさせていただいております。

また、国の説明資料によりますと、市町村における決算補填等を目的とする一般会計繰入金、いわゆる法定外の赤字補填などで行いますけれども、これらについてはこの公費拡充により解消が図られるものとしています。つまり一般会計から法定外繰り入れを削減することに充てるというようなこととなります。

今申し上げましたような2点が、国の施策の趣旨として書かれております。そういった認識でおりますので、今年度につきましては、その処理として繰り越しという形になってしまったというところがございます。よろしくお願いいたします。

〔5 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5 番（小川 理君） 今、お話をなされましたけれども、国からの支援分は低所得者対策でございますので、1人当たり5,000円の引き下げを行うべきだと改めて思いました。

その問題を考えるとき、もう既に法定減免とか何かを使っておるということも少し言われましてけれども、しかし、実際のお金の流れというのは、今度補正が出てまいりましたね、補正予算が。これを見て、私、思いましたのは、これはそうやって繰越金をたくさんつくって、そのお金を基金に積み上げると。こういうものになっているんですね。補正の議案を見ると明らかにそれが言えるというふうに思います。

ですから、本来は低所得者対策に使わないかんお金を何で基金に積み上げるのかと。それは、低所得者対策としては真逆、正反対のものだと私は思うんですよね。その点についてはいかがですか、答弁をお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 先ほどの答弁でも述べさせていただいておりますことと重複するかもしれませんが、今回の国の施策で、財政基盤として、市町村への国保事業の中の財政基盤を安定化させるという意味合いの中には、平成30年度に財政基盤の運営主体が県になるという、いわゆる県単位化というふうに言われておりますけれども、そういったことも踏まえていきますと、圏域全体で標準的な保険料が算定され、瑞穂市の負担部分ということで、県のほうは賦課金といたしますか、そういった徴収をされるというふうに承っております。いわゆる標準税率と言われておりますけれども、その内容としては、今年度の末まで、年明け、大体2月ぐらいだというふうには聞いておりますけれども、そういったものが決まってきます。県全体としてですので、瑞穂市が決して裕福というわけではございませんけれども、さらに高齢化が進んでおったりする町村がございますと、そちらのほうへ県全体として補うような形をとっていくというのが、県単位化の一つの方策だというふうに伺っておりますけれども、そうしたときに、瑞穂市はよその市町村の負担分も含めて負担をするということになりかねない。例えば今年度ですと、共同事業というのをやっております。その中で拠出金を出し、共同事業といたしますのは、要はお医者さんにかかられて、市が負担するお金をお支払いするわけですが、その共同事業でも拠出超過ということがございます。そういったことが全体として起こってきた場合には、そういったところも含めて基盤の安定化を図りなさいということでございますので、安易に現段階で保険税率を引き下げるといような議論がしにくい過渡期であるということも御理解をいただきたいと思います。

〔5 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5 番（小川 理君） そこに関して、1つお伺いしますけれども、今度の補正でも、いわばこの低所得者対策分を使って基金に積み上げるわけですが、それで、補正が通りますと、基金の残高といたしますか、基金は幾らになるんですかね。ちょっとお答えを。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 概算でございますが、27年度末で4億7,000万円の基金を積んでおります。今年度、7月末に3,000万円の積み増しをしておりますので、現在残高としては約5億円の基金を持っております。

〔「補正が通ると」と5番議員の声あり〕

○市民部長（伊藤弘美君） 失礼しました。補正が通った状況というのは、今の現段階での補正後の金額というのは、1億4,000万円の取り崩し、1億4,000万円の積み立てというような形、ほぼ同額の積み立て、取り崩しということになっておりますので、その中でやりくりをしながら、目標としては、今現在で理想的だなと思っておりますのは、5億3,000万円程度までの積み立てができないかなということで、今現在としては考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ちょっと曖昧な話やったもんで整理しますけれども、既にもう5億円あると。補正が通ると、今度補正で1億1,000万円積み上げるわけですので、計算したら6億円を超えるわけですね。基金は2カ月分要するというので、5億3,000万円要ると、こう言われるわけですが、これに照らしたって、ちゃんと財源があるじゃないですか、引き下げをする。そこまで基金を積み立てる必要が私はないというふうに思います。既に岐阜市では、この都道府県化に向けて、この基金を使って国保税を下げているんですね。全国の市町も、全てではありませんけれども、先ほど私が言いました国からの支援分、低所得者対策を活用して保険税を下げているというところがあります。ですから、今のような瑞穂市のやり方といいますのは、本来の低所得者対策として使わなあかんお金を繰越金にする。しかも、今度、補正で積み立てる。何と6億1,000万円、6億円を超えると。こんなやり方は、私、本当にあかんことじゃないかなと思うんですね。

いろいろ今まで議論させていただきましたけれども、今の国保税といいますのは、不況の中で所得がなかなかふえない。働いても、なかなか所得がふえていかないですね。それはお認めになるとは思いますけれども、一方で、国保税は6年間で1.5倍にもふえておるわけでしょう。しかも、滞納世帯は5世帯、2世帯で国保税が払えない。こういう世帯がおられるわけですので、そうした皆さんの声をぜひ受けとめていただきたい。そうした皆さんの痛み、市民の皆さんの思いがわからないようでは私はあかんと思うんですね。そこを受けとめていただいて、国保の積立金、基金が6億円、そんなもの要らない。ほかのところでは、一旦この基金は納めていただいた人に都道府県化に向けてお返しする。そういうところもあるわけですね。

ですから、基金のあり方についても大いに検討をしていただきたいというふうに思いますし、私、きょういろいろお聞きしましたけれども、本当に皆さんが一生懸命働いておられて、国保税がなかなか払えないワーキングプアという人たちがたくさんおられるわけですので、そうい

う方々の声になぜ耳を傾けられないのか。私、それは本当に改めていかなきゃならんことではないかなということを申し上げまして、時間になりましたので質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、5番の小川理君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。3時20分から再開をいたします。

休憩 午後3時08分

再開 午後3時20分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

2番の今木啓一郎君の発言を許します。

今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 議席番号2番、創生クラブの今木啓一郎です。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

私の質問は、放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブの量的整備と質的環境整備の現状と課題について、そして、JR穂積駅圏域拠点化構想策定事業の進捗状況及び周辺道路の整備についての2点でございます。

これよりは質問席に移り、質問させていただきます。よろしくお願いします。

では、質問に移ります。

政府は、持続的な日本の経済成長につなげる成長戦略の中に、女性が輝く日本をつくるための政策として、待機児童の解消、職場復帰、再就職の支援、女性役員・管理職の増加などを掲げて、当市におかれても、保育所の待機児童の解消や学童保育、あるいは放課後児童クラブと呼ばれています放課後児童健全育成事業などの充実に対し、真摯に取り組んでいるとの認識を持っております。

そんなさなか、政府は、全ての女性が輝く社会づくりをより推進するために、現在、配偶者控除の廃止や見直しの検討を進めています。そのような税制が推し進められれば、特に子供を持つ母親において、アルバイトからパート、パートからフルタイムへの移行を含む就労の拡大に結びつくかとは思いますが、一方で、厚生労働省の平成27年度の国民基礎調査にあります18歳未満の子供がいて、仕事をしている母親の割合が68.1%に上り、統計を始めた平成16年度以降、最も多くなっているという社会状況に拍車をかけ、保育所や放課後児童クラブのニーズの一層の高まりにつながるものと危惧をしております。

そこで、子供を育てながら働く保護者、特に母親から、保育所から小学校に上がるときにあられる小1の壁と呼ばれる問題の解決策の一つ、当市の放課後児童クラブについて質問をさせていただきます。

当市では放課後児童クラブを小学校校区に設けられ、平成28年度より従来の340人の定員を

一気に550名にふやされています。現状の確認の意味を含め、昨年度と今年度、平日利用登録者の総数、並びに校区ごとの内訳、また今年度夏季利用者、いわゆる夏休みにおいて利用されました総数及び校区ごとの内訳を、済みません、時間の都合上、端的に御答弁ください。お願いします。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） それでは、平日の年度末の登録者数を校区別に27、28年度をそれぞれ報告いたします。

生津小学校区、27年度が36人、28年度が56人、本田小学校区、27年度が47人、28年度が61人、穂積小学校区、27年度が73人、28年度が90人、牛牧小学校区、27年度が57人、28年度が82人、西小学校区、27年度が17人、28年度が25人、中小小学校区、27年度が19人、28年度が24人、南小学校区が、27年度が39人、28年度が59人、総数で27年度が288人、28年度が397人となっております。

それから、今年度の夏季の利用登録者数ですが、生津小学校区が69人、本田小学校区が66人、穂積小学校区が114人、牛牧小学校区が104人、西小学校区が33人、中小小学校区が37人、南小学校区が79人ということで、総計が502人となっております。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 端的な御答弁ありがとうございます。

ただいまの数字はとても衝撃的な数字だと思っております。定員の数字を見ますと、大幅に定員をふやされた当市において、約8割の定員を超えているクラブがもう既に3校あると、定員枠から考えますと。また、夏季502名という御報告でしたので、それを見ますと、定員の8割を超えているクラブが5校あり、既に定員をオーバーしているものが3校もあるという実態。また、18歳未満の子供がいて、仕事をしている母親の割合が、先ほどの報告もありましたが、68%にも上っているという社会状況に鑑み、当市の執行部では今後も、今年度大幅に定員をふやされたように、ニーズがあれば、定員枠をふやすべく、適宜、施設及びスタッフの確保を行っていただけるのか御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問ですが、基本的には市民ニーズがあれば対応していくべきと考えています。

指導員、サポーターを確保することは容易ではなく、特に夏休みの指導員、サポーターの確保においては、午前7時30分から午後7時まで児童を預かるので、スタッフは多く必要となります。

現在、夏休みにおいては、小学校の生活支援員も休みになるため、この生活支援員を放課後

児童クラブの指導員やサポーターに起用しています。また、子育て支援員研修において、放課後児童クラブコースを開設し、地域から放課後児童クラブをサポートしていただく方を養成します。

さらに、平成29年度より、小学校のALTの放課後児童クラブ夏休み期間での活躍の場としてできないか検討もしております。外国人の英語指導助手と英語でのゲームや遊びを通して語学を習得できれば、子供にとっても有意義であり、指導員の確保の一助になると考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） とてもありがたい御答弁をいただきました。人的なことにおいても、ALTさんを使ったり、そういったサポーターをとということでありがたいんですが、殊のほか施設について考えた場合、場所について、他の市町と違い、当市は人口が増加し、児童数がふえています。そういった当市の小学校においては、文部科学省が推奨する余裕教室、いわゆる空き教室を放課後児童クラブに宛てがう方式はもう既に限界に当市は来ていると思います。であれば、児童館やコミュニティセンターを使えばというお話もあるでしょうけれども、やはりそこには地域の方とのすり合わせ等々あって、難しい問題があるやにも聞いております。

では、どうするのか。私としては、今後、建設や建てかえ、改築予定の小学校や幼稚園、または保育所などの公共施設にあらかじめ放課後児童クラブを受け入れていただけるようなスペースを確保されるか、あるいは場所の確保はもう公営公設では難しいよというのであれば、民間の施設の借り上げ、あるいは民間業者の力をかりるということも視野に入れてみえるのかどうか、御答弁いただければと思います。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 議員御指摘のとおり、今の瑞穂市の学校の状況は空き教室があるという状況ではございません。これをどういうふう to 今後ふえていったときに解決していくかということですが、今、議員がおっしゃるとおり、ほかの市町では、使わなくなった公共施設とか、それから放課後児童クラブそのものを社会福祉協議会等に委託するという方向で進んでいるところがございますので、瑞穂市もこれからそういう方面で検討していく必要があるということは考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） ありがとうございます。

定員枠、先ほど言いましたけれども、もう少しで多分オーバーになりつつあると思いますので、早目にそういったことも検討いただければと思っています。

ここまでは保護者、特に母親の就労の視点から放課後児童クラブの量的な整備について伺ってまいりました。

では、これよりは放課後児童クラブが子供たちの成長に即した環境になっているかといった視点、つまり質的な環境整備について、実際に当市の複数の放課後児童クラブに伺い、見聞きし、感じたことを踏まえつつお伺いしたいと思います。

まず、当市の放課後児童クラブは、基本的に授業終了から午後6時までとし、午後7時までの延長を受け入れられています。つまり平日の利用であれば、平均三、四時間ということであります。一方、定員オーバーしているような御報告がありました夏季休業日、いわゆる夏休みなどの長期休業日の場合、基本的に午前8時30分から午後6時までの合計9時間30分という長時間となります。その時間は、宿題、読書、遊び、食事、おやつ、そしてしつけなどに費やされております。つまり夏休みの約40日間にわたる長期間、502名という子供たちはこの9時間を超える時間、毎日限られたスペースの中で大勢の子供たちとともに、同じような日課を繰り返し過ごしてきたということになります。

このような環境下で子供たちはストレスはなかったのでしょうか。また、スタッフにおかれは、長時間子供たちにけがやトラブルがないよう御配慮されることに御苦労はなかったのでしょうか。特にことしの夏休みは雷予報などの天候不順が重なり、子供たちはとても楽しみにしていましたプール利用日が少なかったんです。また、クラブによっては、隣接する体育館や多目的ホールを希望どおり利用することができなく、子供たちは仕方なく狭い室内でミニゲームなどを行い、エネルギーの発散に努めていたということでした。

この夏休みの期間中、子供たちのあり余るエネルギーを発散できる場所の確保問題は、事前に放課後クラブの施設利用の要望を所管する御担当者が聞き取り、施設管理者と協議や調整を行うことで、学校の校庭や体育館、コミュニティセンターの多目的ホールなどを利用できる機会と時間をあらかじめ確保することが可能となる。そういったことで容易にこの問題は解決できと思いますが、いかがでしょうか御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） このことに関しても議員がおっしゃるとおりで、小学校内にある放課後児童クラブは、学校の校庭、それから体育館を使用したい場合は、許可をもらって使用できる体制となっております。コミュニティセンターは地域の方も当然使用する施設なので、時間的な制約がありますが、使用状況を見て、あいている場合は使用させてもらっております。各クラブによっても置かれた環境が違っており、指導員もいろいろな考え方があって、そのときそのときの指導員の配置や何かで、外へ出すと指導員も一緒についていかなきゃいけないので、危険だなというときはやはり放課後児童クラブの部屋で過ごすような場合もありますけれども、毎日そういう状況ではないということですので、可能な限り、隣接施設を有効に利用し

て、保育環境の向上に努力していきたいと考えておりますので、よろしく御理解願いたいと思います。

〔2 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2 番（今木啓一郎君） ありがとうございます。

各クラブの指導者の方によって、多少ばらつきがあるということでしょうが、基本的には共通でお願いしたいということです。それと、普通の一般の授業においても、1 週間の間に体育の授業というのが二、三時間ありますよね。子供にとっては発散できる、体を動かせるという広い場所が欲しいと思います。毎日じゃなくても結構です。週に二、三回とれるように調整していただければ、本当に私、4 カ所ほど、正直言って見せていただきましたけど、その中で、一番よかったのは牛牧小さんのスタイルが本当に恵まれた環境でやられていたということは御報告させていただきます。

では、次に、夏休み期間中のクラブでの単調な日々にメリハリをつけてあげたいとの思いから、先ほど来の指導員やサポーター、スタッフによるお楽しみ会を企画されているクラブもその中ではありました。そういった活動を支援する施策として、地域住民などの御協力を得て、子供たちとともに、学習の場の提供やスポーツ・文化活動などを展開する文部科学省の放課後子ども教室事業との協働（コラボ）を実施するお考えはございませんでしょうか。

具体的に申せば、当市には、瑞穂総合クラブ、なかよしクラブ、そして今回の議場でいっぱいお話が出てきました金メダルをとられました金藤理絵選手も所属されていますぎふ瑞穂スポーツガーデンといった、スポーツ・文化についてすばらしい指導者がおられる団体がお見えます。

そこでまず、長期休業期間に限ってで結構でございます。各放課後児童クラブへ、1 日間で結構でございますが、例えば竹の水鉄砲づくりのような工作や、ドングリアート、あるいは相撲、ダンス、茶道などの出前講座を企画され、先ほど述べました団体の指導者の方を講師として派遣いただくことはできないでしょうか。そういった時間をつくっていただけることは、子供たちだけでなく、スタッフにとってもとても有意義なことであると思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 今提案されたコラボということなんですけれども、これについて、国は平成26年6月決定の日本再興戦略において、平成31年度までに30万人の放課後児童クラブの受け皿を拡大する計画です。また、あわせて1万カ所以上の場所で放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体化を行う計画です。

この一体化とは、厚生労働省所管の放課後児童クラブと文部科学省所管の放課後子ども教室

が、小学校の敷地内で両方設置する形や、小学校内に放課後児童クラブと、それから小学校に隣接する放課後子ども教室との形などがあるわけですが、これは、放課後児童クラブの児童が放課後子ども教室の共通プログラムに参加するというもので、これを放課後子ども総合プランといいます。この放課後子ども総合プランを、市町村は平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業量や具体的な方策を記した行動計画を策定するよう取り組むことになっております。

また、放課後子ども教室は、地域から発掘する地域先生によりさまざまな体験学習が考えられます。瑞穂市には、先ほど議員もおっしゃられたように、瑞穂総合クラブが土曜日に開設されております。この瑞穂総合クラブを派生させた形で放課後子ども教室を開設し、将来的には放課後子ども総合プランに合致した一体型の運営ができないか、生涯学習課、それから幼児支援課、学校教育課の関係課が昨年より集まって研究を始めているところですので、これについてももうしばらくお待ちいただいて、研究の成果を出したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 国のほうも、正直言ってこれは縦割り行政になっているんですね、いわゆる文部科学省と厚生労働省の。それが合致して、総合プランを平成31年度までにつくりましょうよと。今、そんな縦割り行政はできないよということでやっておりますので、何とぞ瑞穂市におかれましてはできる範囲で少しでも進めていただいて、子供たちにいい思い出をつくっていただきたいと思います。

確かに放課後児童クラブの運営や待機児童の問題は、一自治体で簡単に解決できるような問題ではございません。そのことは十分承知しておりますが、執行部におかれましては、先ほどのプラン等であります知恵と汗を出していただき、虐待、放任からの保護、休息、遊び、そして文化・芸術のできる場所が当市の放課後児童クラブであるとし、まずもって、保護者の仕事のために選ばれるのではなく、子供本人のためにやはりこのクラブがあると選んでいきたいと、そんな選ばれるクラブとしてあってほしいと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

なお、今後予想されます放課後児童クラブの利用希望の増加に定員枠の拡大が追いつかない場合、利用者の募集について、制限とか順位づけ、費用等々の見直し、または指導者やサポーターなどのスタッフの待遇、スキルアップなどの課題については、松野貴志議員が御質問を予定されると伺っておりますので、ここでは割愛をさせていただきます。

では、これよりまちづくりに関する分野についての質問に移らせていただきます。よろしくお願いいたします。

J R穂積駅周辺の道路整備について、まずもってお伺いします。

具体的には、県道穂積停車場線のセブンイレブン穂積駅前通り店から国道21号までのバリア

フリー化と、国道21号の完全6車線化に関する要望活動についての進捗状況を御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 議員御質問のJ R穂積駅周辺の道路整備についてお答えいたします。

J R穂積駅の周辺道路である県道穂積停車場線のバリアフリー化については、毎年道路管理者である岐阜県に対し、現地視察などを行い、要望しているところです。県では、限られた予算であることから、バリアフリー計画に位置づけられている特定道路など、県内の状況を見ながら優先順位をつけ、バリアフリー化を進めているとのこと。

一方、当市においては、平成15年3月に策定した穂積町交通バリアフリー整備基本構想の中に県道穂積停車場線の一部が位置づけられていないことから、この基本構想を見直し、全区間でバリアフリー化が整備できる環境を整えてまいりたいと考えております。

次に、国道21号の完全6車線化についても、国に対し、渋滞の発生状況や完全6車線化したときの効果、具体的には渋滞緩和は言うまでもなく、災害時の緊急輸送道路や交流を支える交流基盤の一つとなるなどの効果を示しながら、毎年要望しているところでございます。

国におかれても、東海環状自動車道の整備など、重要プロジェクトを優先的に進められており、国道21号の早期完全6車線化は厳しい状況と聞いております。

なお、今議会の一般会計補正予算にも計上しております下牛牧地内、国道、県道、市道の交差点部市道新設工事も、国の事業の支障にならないよう、前もって当市でできることは行っておくとともに、今後も引き続き国や県に対しさまざまな機会を捉え要望してまいりたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） ありがとうございます。

県道穂積停車場線の歩道は、以前より穂積小学校に通う多くの児童の通学路となっておりますとともに、近年、旧名古屋紡績の跡地に商業施設が御出店され、そこへの買い物に向かわれる御高齢者を含む多くの方々が御利用される状況となり、歩道の拡幅とバリアフリー化が急務となっております。

また、国道21号線の完全6車線化は瑞穂市の長年の懸案でございますので、今後とも国・県へたゆまぬ要望をお願いしておきます。

では、次に、J R穂積駅圏域拠点化構想推進事業について質問をさせていただきます。

まずもって、6月の一般質問の御答弁の中に、駅移転について、駅がどうなるこうなるということをいろいろ市民の方々と意見を交わしたいとの御答弁がありました。拠点化構想を立案される根本となる駅の場所について含みを持ちながら、構想を策定されるのはいかがなものか

と考えます。その点、御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 議員御質問の穂積駅の移転の可能性についてお答えいたします。

J R穂積駅圏域拠点化構想を立案する際に、駅の移転の可能性について調査する必要がございます。そこで、駅を移転し、圏域の拠点として整備するためには、J R東海及び広大な土地を有する企業に意向や拠点立地の可能性についてお考えをお聞きいたしました。J R東海の御担当者からは、駅を新設、あるいは移転するには、幾多のマンションの新設や大型商業施設の新設など、新たな乗降客が見込めることがわかって初めて検討に入るとのことでした。また、新たな乗降客が見込めずに駅を移転する場合の費用は全額地元負担というお答えでした。一方、広大な土地を有する企業からは、穂積工場を廃止するという議論になったことはありません。経済情勢が急激に変化しない限りは続けるつもりですというお答えをいただいたところでございます。

したがって、新庁舎建設など、いろいろなプロジェクトを抱える当市において、移転に要する多額の費用に加え、用地取得の経費を考えると、現在立地作業を進めております穂積駅圏域拠点化構想は現在のJ R穂積駅を生かす方向で議論を進めてまいりたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございました。

構想策定に当たり、駅移転先として、とかくうわさのある大規模な工場やJ Rさんなどの御意見をいただいたということは本当にありがとうございましたの一言であり、またそういったことを踏まえて、駅移転の議論に一まず終止符を打たれ、明治39年に開設された今の場所でぶれなくJ R穂積駅圏域拠点化構想が推進されますことをうれしく思っております。

こういったこと、何かうわさがありますと、今後、穂積駅周辺に安心して投資をしていただける方が見えませんので、そういった点でも本当にありがたい御答弁でありました。

では、次に、予定しておりました公募型プロポーザル方式入札により選定されました委託業者についての選考方法と選定理由についての質問は、昨日、若園五朗議員が同様の内容の御質問をされました。もし御答弁が同じであれば、その旨をお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） プロポーザル方式による詳細な選考方法と選定理由につきましては、昨日、若園五朗議員の質問に対する答えと全く同じでございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君）　ありがとうございます。

では、昨日の御答弁と、事前にいただきました資料によれば、選考結果は僅差であり、昭和株式会社は技術提案書、いわゆる書面でのプレゼン力はあるが、ヒアリングにある取り組み姿勢、いわゆる技術的対応力について若干劣っていたようです。その点を是正されながら、協議会に臨むよう、昭和株式会社を御指導ください。

また、取り組み姿勢の重要なファクターとなったと思われます穂積駅を中心とした約15万人が利用する拠点としてふさわしい駅ということの調査、移行する場所としては、もう既に駅南口で確保され、開設されているとのことでしたので、安心しております。

では、開設された拠点を活用し、高校生、大学生、またはサラリーマンの方など、駅を通勤・通学に御利用される方、買い物や遊びに行く際、御利用される方、近隣に住んでおられる方、御商売をされる方など、多くの駅にかかわる方の御意見等を聞くような施策について、実際にどのような意向調査等をその場所において行われるか、具体的にお知らせください。

○議長（藤橋礼治君）　藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君）　今、御質問の意向調査についてお答えいたします。

意向や意識調査は、聞き取り及びアンケートにより実施いたします。聞き取り及びアンケートは、拠点化構想にかかわる関係者として、駅の利用者、土地・建物の所有者、商工会、NPO、将来を担う中学生を対象に、今月から来月にかけて実施する予定としております。特に将来を担う中学生においては、ワークショップの実施も今後予定しているところでございます。

この聞き取り及びアンケートでは、対象者により質問項目は異なりますが、にぎわいがない原因や、創出に必要なだと思ふことの認識、協働の取り組みへの認識、駅または駅周辺に望まれる機能・施設・取り組み、空き家や空き店舗の利用意向、現在の生活環境と駅周辺状況の認識、将来自分が生活する場としての身近な駅に何を求めるのか、拠点化を推進する地元組織の参加意欲などをお聞きすることとしております。

このアンケートの実施によりまして、関係者のまちづくりへの参加、取り組みへの啓発につながるとともに、拠点化に対する意向を把握することが可能となり、JR穂積駅圏域拠点化構想の基礎資料となるものでございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君）　今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君）　ありがとうございます。

こういった意識調査において、地元の中学生によるワークショップなどを企画していただいて、未来ある子供たちがこの穂積駅について考え、学び、また自分たちの思いを携わっていけるということは、PTA活動に携わった者の一人として大変にうれしく思っております。また、どんなワークショップで商品が売られるのか、期待できるところだと思っています。実際にこ

れが、子供たちが今まで、中学生ですけど、ワークショップでつくってくれた商品の一部です。多分こんなようなものを子供たちがつくってくれるかもわかりません。この絵は、ちなみに川崎平右衛門という、治水でお世話になった方のものを使ったり、これは穂積中学校の弁当の日のキャラクターのベントージャーというものをキャラクターとしてつくったもの、こういったものを子供たちはやっておりますので、穂積駅で売られるようなことがあれば、よろしくお願いします。

そこで、少し欲張りになるかもわかりませんが、子供たち以外にちょっと気になるまち岐阜瑞穂のプロモーション動画や、とても好評なポスターでおなじみの当市出身の俳優、平山浩行さんにこの事業にも何かしらの形で携わってもらうことはできないか、いかがでしょうか、御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） この圏域拠点化構想事業に平山さんの活用についてお答えいたします。

ふるさと創生大使の平山さんを活用するという大変貴重なアドバイス、ありがとうございます。

今年度実施しておりますＪＲ穂積駅圏域拠点化構想推進事業においては、公募型プロポーザル方式で事業を委託した昭和株式会社の提案の中には含まれていないことから、今年度は携わっていないのが現状でございます。

来年度以降の事業において、ふるさと創生大使の平山さんの御意向もあるとは思いますが、この事業に携わっていただけるような施策や事業実施の際には、平山さんが掲載されているポスターを掲示するなど検討したいと思っております。

なお、平山さんにはかかわっておりませんが、今回の圏域拠点化構想の普及、あるいは推進ＰＲのためには現在ホームページ、ちょっと気になるまち岐阜瑞穂内に地方創生のコーナーを設けて、瑞穂市ＪＲ穂積駅圏域拠点化構想推進事業のいろいろな動きや意見などを募集して、ＰＲに努めております。

また、先週からフェイスブックを立ち上げまして、このフェイスブックにより随時情報の提供や意見の書き込みが行えることで、多くの人へのＰＲにつながるというふうに考えております。

また、この構想立案と並行し、駅前活性化事例や集約型都市構造に関するシンポジウムや空き店舗利活用アイデアコンテストなどを現在計画しております。今後も引き続き、市民の皆様に対し、圏域拠点化構想の普及、推進やＰＲに努めてまいりたいと考えております。

〔２番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございました。

平山さんのことは確かにいろいろ難しい点があるかと思いますが、今の空き店舗のコンクールとか、いろいろ企画をお持ちだということでございますので、大変楽しみにしております。

では、次に移ります。

6月の私や松野貴志議員の一般質問の際、市の玄関口として魅力を向上させる施策の一つに、分煙の立場をとりつつ、美観の観点から駅周辺に路上喫煙禁止区域を設けることを検討したいとの御答弁をいただいております。

そこで、昨日の若井千尋議員の穂積駅周辺の利用のマナーに関する御質問に対して、広瀬進一環境水道部長の御答弁によれば、分煙の立場より、指定喫煙所を駅の北口と南口にそれぞれ1カ所設置されることを検討しているということであり、そのことは大変うれしく思いますが、指定喫煙所と路上喫煙禁止区域の設定は私は一体であるべきものと思いますので、重ねて、済みませんが、路上喫煙禁止区域の設定についてどのようになっていますか、進んでいますか、御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） それでは、今の議員の御質問にお答えさせていただきます。

駅の北側と南側に1カ所ずつ喫煙所を設けることによりまして、まず皆様の喫煙に対して、喫煙所で喫煙してもらうように誘導しまして、その状況を見た上で、今後、喫煙区域を指定していくなり、それ以上にもっと規制をかけるなり、まずその前に設置した後の状況を把握した上で検討してまいりたいと思っておりますので、御了承のほうよろしく願いいたします。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） やっぱり重要なマナーという視点での御答弁でしたので、マナーの向上を期待しております。

ただ、駅周辺の美観を守ろうと、自治会の方や商店の方、たばこ事業関係者など、多くの方が日常的に清掃活動もされているということも含みつつ、またおくればせながら、調査と啓蒙活動の一環として、私も含め、瑞穂市議会有志8名の議員が先般、駅周辺から友愛ロードにて清掃・美化活動を実施したように、この駅周辺の美観については多くの方が関心を持たれておりますので、よろしくお願いいたします。

では、最後に、多治見市で開催されました第65回岐阜県消防操法大会に出場する当市の消防団への応援の帰り道、藤井忠直政策企画監のお計らいにより多治見駅北の土地地区画整理事業を視察させていただきました。でき上がった新しい駅舎は本当にすばらしかったですし、公園もよく考えられたものだということを感じしております。まさしく多治見市の顔としての拠点づくりの成功例であります。

なお、多治見市におかれましては、駅北は土地区画整理、南については、先般大垣南口に竣工されました低層階に市の子育て支援施設、店舗、事務所が入居を予定する17階建ての分譲マンションと同等、そのような考えで、定住化の観点、居住部分と商業テナントの複合マンションを軸にした民間ノウハウと資金を活用する駅再開発に取り組んでおられるということでございます。

多治見駅については皆さん十分に御承知だと思いますが、岐阜県内のJRの乗降客数が岐阜駅、大垣駅に次ぐ3番目でありますね。これらの3番目、ふと思うと、何が共通しているのかなといえ、先ほど来お話ししておりますが、駅周辺の再開発が大幅に進んでいるということ、そして、先日発表されました地価公示価格に数字としてその成果があらわれているということでございます。

その成果とは何ですかということであれば、県内の宅地の対前年比平均変動率については、住宅、商業、工業地全ての用途でマイナスの変動を示し、23年間連続の下落となっております。その中で、今年度、住宅地について、対前年変動率がプラスの地点が13地点ございます。そのトップテンは全て岐阜市、大垣市、多治見市の駅周辺地域であり、駅周辺の再開発事業が市町の活性化、魅力化の向上にいかに寄与しているのかということがわかります。

そのためにはいろいろ調査される。今回もそうでございますが、JR穂積駅圏域拠点化構想のような総合マスタープランの策定や、都市交通における個別課題への対応などに必ずといって使われる調査があるんです。それが、パーソントリップ調査と呼ばれるものです。そういったことも含めつつ、多分進められたんだと思うんですけど、この調査はどういった調査かと申しますと、どのような人が、いつ、何の目的で、どこからどこへ、どのような交通手段で動いたかについての調査をして、1日の全ての動きを捉えるという調査でございます、内容としては。

では、この地域でどのようなタイミングでやられたかということですが、平成23年度に行われております。その名称は中京圏パーソントリップ調査であり、今回の協議会の資料にもございます。その資料をよくよく見ますと、穂積駅は、岐阜駅、大垣駅、また多治見駅と違って、逆に西岐阜駅と比較しました。その比較において特徴的な数値が記載されております。それは、駅へのアクセスの方法、手段についてであります。通常駅には徒歩、あるいは自転車、バイクといった手段、それ以外の手段として、先ほど来論議が交わされていますバスというのがあります。バスの利用の割合について見ますと、岐阜駅は全体の21%、大垣駅は3%、これ全体ですよ。100%の全体です。西岐阜駅と穂積駅は、総務部長、残念ですけどゼロです。平成23年度の数字と、そのとったタイミングによるとは思いますけど、バスはゼロでした。次に自動車についてその割合を見ますと、岐阜駅は全体の31%、大垣駅は41%、西岐阜駅は35%、穂積駅は49%、つまりざっくりばらんに言えば、岐阜駅は3割、大垣は4割、穂積は5割ということ

です。また、その自動車についてももう少し詳しく見ましょう。それはキス・アンド・ライド、いわゆる送迎される方、奥さんとかお子さんが送迎して駅に来る。車なんだけど、送迎なんだということで見ますと、岐阜駅は14%、大垣駅は8%、西岐阜駅は4%、そして穂積駅は何と28%です。つまり穂積駅に到着される方のバス利用が極端に少ない。その一方で、約5割の方が自動車を利用され、その中身をよくよく見ると、自動車の送迎が西岐阜駅の7倍、大垣駅の3.5倍、岐阜駅の2倍という穂積駅の状況として、市民の方も薄々感じられたことが数値としても裏づけられておりますので、改善すべき、また解決すべき課題の一つがはっきりしたように感じられます。

そういったことも、新たに設けられました活動拠点で大いに皆様とディスカッションしていただいて、JR穂積駅圏域拠点化構想策定事業と、市民の足であるみずほバス、それだけではなく、近隣市町のバスも関係する広域公共交通グランドデザイン等、検討事業を密接にリンクさせ、大規模なバスターミナルの構想も含め、総合的に進めていただくことがすばらしい穂積駅再開発の始まりになると思います。執行部にはその点を重ねてお願いします。もしこの点について御答弁いただければ御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 非常にデータが事細かに分析されて、非常にありがたいことと思っております。私どもといたしましても、やはり協議会の場でも会長さんが申されましたとおり、その駅周辺に住んでいる方が使いやすい駅、また駅周辺には住んでいないものの、遠くから駅を利用されている方についても使いやすい駅、そういったものを目指してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） ありがとうございます。

圏域15万人に喜んでいただける穂積駅でありたいと思ひますので、よろしくお願ひいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、今木啓一郎君の質問は終わりました。

続きまして、1番 松野貴志君の発言を許します。

松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 議席番号1番、瑞清クラブの松野貴志でございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。

議員としての活動も4カ月目に入り、少しはなれてきたところではありますが、恥ずかしながら、まだまだ市民の皆様のお役に立てていない自分を日々反省しているところであります。

議員として、当市の現状をしっかりと把握し、今何をすべきか、また将来に向けてどういっ

た施策を打つべきかを常に念頭に置き、さらには市の財政を厳しくチェックするということで、無駄な事業の廃止や改善を提言し、少しでも市民の皆様のお役に立てるよう、精いっぱい働くことの重要性を本日この壇上にて改めて覚悟を持ったところであります。

さて、今回の通告は3点であります。その内容は、1、放課後児童クラブ、そして2つ目は18歳までの医療費の無料化についてでございます。2つとも子育て支援施策と当市の財政負担という2点の観点から質問したいと思っております。また、放課後児童クラブにつきましては、たった今御登壇されました今木議員が踏み込んだ質問をされております。したがって、児童クラブの現状や環境整備については質問内容が重複するかと思いますので、そういったところは簡単に御答弁をいただき、時間を有効に使いながら質問をしたいと考えております。

そして、最後の質問であります。これは6月にも提案させていただきました駅の分煙についてでございます。これにつきましても、ほんの数分前と、昨日、若井千尋議員のほうからも質問が出されましたが、恐らく執行部の答弁は同じかとは思いますので、そういったことであれば簡単な御答弁をお願いいたします。

それでは、これより質問席に移りお尋ねいたしますので、よろしくお願いいたします。

最初の質問でございます。

放課後児童クラブの運営につきましては、昨年、平成27年4月より厚労省が策定した放課後児童クラブ運営指針に基づいて運営が行われております。この指針は、全国的な標準仕様としての性格を明確化しており、これにより、ばらばらだった保育の質が徐々に一定の水準になっていくものと想定されます。また、指針策定に当たっては、子供にとって最善の利益が保障されることを目標に、その役割や機能が制定されております。言うなれば、子供の視点に立った内容で整理されているのが本指針の特徴とも言えます。

さて、当市においてもこの指針に沿って条例が整備され、放課後児童クラブの運営が行われているわけですが、その目的である児童の健全育成に向けて、どのような取り組みが行われているかを確認したく、本日は何点かを質問したいと思います。

最初に、放課後児童クラブの平日と夏休みにおける利用者数をお聞きしたく通告をしておりましたが、先ほど今木議員の御質問と、そして執行部の答弁がありましたとおり、数のほうだけ私のほうから御説明をさせていただきます。

平日の利用者数は、生津小学校で56名、本田小学校においては61名、穂積小学校においては90人、牛牧小学校は82人、西小学校は25人、中小学校は24人、南小学校は59人の総勢397人でございます。そして、今夏休みの利用者数は総勢で502名ということでありました。

そこで、執行部には再度の御質問になりますが、今、私が申し上げた数字に間違いがないかどうかの確認と、来年以降の利用者数の見込みがどのようになっているかの考えをお尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） それでは、議員にお答えをいたします。

利用者数についてはそのとおりでございます。

それから、来年度以降の利用申し込みについてですけれども、来年度以降の利用申し込みについては、毎年12月に利用申し込みの受け付けをいたしますので現在把握しておりませんが、保護者の就労促進ということで1年生の利用者が増加傾向になるということと、それから4・5・6年生については、3年生が4年生になるときにやっぱり引き続いて利用されるという傾向がありますので、これについてもふえる傾向にあるということを報告させていただきます。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 利用者が多いのは穂積、そして牛牧校区を筆頭に、旧穂積地区、そして旧巢南地区においては南小学校区が利用が多いものの、中小学校と西小学校区においては利用者が少ないということであります。また、夏休みにおきましては全体的に利用者がふえる傾向にあるようでございます。

来年度以降の見通しもお尋ねいたしましたが、私が心配いたしますのは、今後、年々その人数がふえていくのではないかとということでございます。今木議員も隣接施設の利用について質問されておりましたが、大幅に利用者数がふえれば、施設確保や支援員確保といった受け入れ体制を整えることができるかどうか懸念されます。

次に、支援員さんについてお尋ねいたします。

児童を指導する支援員は、単位ごとに2名以上、すなわち児童40名に対して2人以上の支援員ということになりますが、現在、各児童クラブの支援員は何名体制で運営しているのか確認したくお尋ねいたします。

また、夏休みである夏季休業日は利用者数も多く、そして利用時間も長く、支援員の負担はかなり大きいものと推測されます。こういった休業日の保育では支援員を増員するなどの取り組みが行われているかもあわせてお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） それでは、最初に、平日の放課後児童クラブにおける配置指導員の数を報告します。

チーフ指導員とその他の指導員とサポーター合わせての数です。生津小学校区が6名、本田小学校6名、穂積小学校10名、牛牧小学校10名、西小学校3名、中小学校が2名、南小学校が6名、合わせて43名。これが平日の指導員の配置となります。

先ほど言いましたように、各クラブにはチーフ指導員とその他の指導員とサポーターを配置しております。

夏休み、夏季休業期間は、午前7時30分から午後7時までの開設となりますので、平日の倍の指導員が必要となります。現在、夏休みにおいては小学校の生活支援員も休みになるため、この生活支援員を放課後児童クラブの指導員やサポーターに起用しておりますし、また今年度より市単独の事業として、子育て支援員研修において放課後児童クラブコースを開設して、地域から放課後児童クラブをサポートしていただく方を養成することになっております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） 余裕を持った支援員の配置であり、条例で定められた人数、すなわち1人の支援員の受け持ちは20名以下でしっかりと運営されているということでもあります。

私が特に確認したかったのは、児童数がふえる休業日の支援員さんの人数です。小学校の生活支援員の起用や、地域からのサポーターを養成するといった、先ほどの今木議員の質問とも重複いたしますが、積極的な取り組みをしていただけるということでもありますから、この夏休みに関しては何とか適正な運営ができたかということで安心はしております。これからも休業日には児童数がふえると思われますので、子供の環境のためにも、また支援員さんの負担軽減のためにも、あらかじめしっかりとした準備をお願いいたします。

さて、当市における放課後児童クラブの現状をお聞きし、理解したところであります。放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象に、当該児童の健全な育成を図ることを目的に運営が行われております。放課後児童クラブには最大1年生から6年生までが集まるわけですが、こういった集団生活の場合、下級生は上級生を見て学び、そして高学年はリーダーシップを身につけるといったメリットがある反面、下級生が上級生から悪いことも学び取るというデメリットもあると聞いております。

厚労省の運営基準の中には、子供の発育過程を踏まえた支援・育成における配慮事項がありますが、それには6歳から8歳への配慮事項、そして9歳から10歳への配慮、そして11歳から12歳への配慮と、小学校低学年、中学年、高学年に分けて細かく配慮すべき事項が掲載されております。子供の年齢に応じた配慮の重要性は理解できますが、厚労省の指針にある、支援員1人で20名もの児童を受け持つ体制でこの細かな配慮を行うことはとても大変ではないかと私は感じております。

そこで、お尋ねします。

支援員さんは個々に能力をお持ちと思いますが、1人の支援員が多感な児童を数十名受け持つ中で、こういった配慮を十分に行うための研修や協議はしっかりと行っているのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 研修についてですが、平成27年度の4月より子ども・子育て支援法が施行されておりますが、現在の指導員を、改めて岐阜県が主催する放課後児童支援員認定資

格研修、こちら指導員ですけれども、これを昨年受講させております。それから、あわせてサポーターのほうですけれども、子育て支援員研修を受講して、指導の対応をさせております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） 県の認定資格研修や子育て支援員研修などを受講しているということですが、できるなら、職員や支援員さんには大変かとは思いますが、先進地等の情報を収集して、よい取り組みはどんどん取り入れていただけますようお願いするものであります。

厚労省の運営指針には、障害のある子供への対応も書かれております。障害のある子供については、地域社会で生活する平等の権利の享受を、そして適切な配慮と環境整備を行い、可能な限り受け入れることに努めるとあります。この場合、障害児と健常児を分け隔てなく一緒に育成するといった意味に私は捉えておりますが、とにかく公平性を持って障害のある子供に対応するよう定めております。

そこで、質問しますが、当市の放課後児童クラブでは障害のある児童を受け入れているのでしょうか。また、受け入れ体制は整備されているのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 放課後児童クラブでは、障害のある児童を現在受け入れています。特別支援学級へ通うなど、特別な支援が必要と思われる児童の方も当然現在放課後児童クラブにいらっしゃっておりますので、入所前に幼児支援課で事前打ち合わせを行い、その児童が放課後児童クラブでどのような対応をとるのがその児童にとってよいのか、そういうことを事前に協議します。場合によっては、保育所のように指導員を加配、要は1人つけるというか、指導要員としてつけるというようなこともしておりますし、また福祉生活課と協議して、放課後等デイサービスを紹介することもありますので、その辺は事前に配慮をしております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） 今現在、障害児を受け入れているという御答弁でございました。

また、受け入れ体制としては、たしか加配とおっしゃいましたが、要は対象児に特に注力するといった取り組みや、放課後等デイサービスを紹介することです。しかしながら、加配という言葉に特に敏感な保護者も多くお見えになりますので、言葉の配慮も必要かと思います。

施設を紹介するということになりますと、場合によってはたらい回しをされているような誤解を招くこともありますので、保護者の意向を把握しながら、綿密な打ち合わせを行っていただけますようお願いを申し上げます。

では、次に、病気やけがといった緊急時の対応についてお尋ねいたします。

緊急を要する場合は、当然救急車を要請し、専門医に見せるということになると思いますが、大切なのは救急隊到着までの救命措置の重要性であります。この空白時間が生命を脅かすこと※に大きく左右することになります。学校にはこういった場合のノウハウをお持ちの学校看護師さんが常駐されておりますが、放課後児童クラブでは緊急時の対応をどのように行っているのでしょうか。また、支援員さんも病気やけが等の対応など講習は受けておみえでしょうか。大切な児童の救命、悪化防止、苦痛の軽減といった応急手当に関する市の取り組みをお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 今、議員が言われた看護師の配置というところまでは現在できておりませんが、各放課後児童クラブごとにAEDを設置しております。指導員が全員使えるようにということで、瑞穂消防署に依頼し、AEDの使用方法、それから心肺蘇生等の普通救命講習を受講させております。また、緊急時にはちゅうちょすることなく救急車を要請するように、こういったことも指導しております。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 今の御答弁で、各施設にAEDが設置されていることはわかりました。また、救急時にはちゅうちょすることなく救急車を要請するよう指導しているということでもあります。

日本学校保健会が学校での救急措置、対応というものを公表しております。頭部や胸部、そして腹部の外傷、また歯や口のけがの対応などを明記しております。こういったマニュアルを参考に、常に緊急事態を想定し、素早い対応ができる心がけをお願いいたします。

今、年齢に応じた子供への配慮、障害のある子供への対応、そして緊急時の応急措置といった取り組みについて質問させていただきました。御答弁をお伺いすると、やはり支援員さんの負担の大きさを感じた次第であります。これだけの事柄を、今、限られた支援員の数で行うにはとても無理があるのではないのでしょうか。

瑞穂市放課後児童クラブ健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例には、ここに定める基準は最低基準である。常に向上させるよう努めるものとあります。これを満足させるには、子供一人一人にきめ細かな配慮を行えるシステムを構築する必要があるかと思います。

口の悪い言い方で語弊があるように聞こえるかもしれませんが、放課後児童クラブはまるで刑務所のようなといった声も耳にいたします。こういった声を払拭できるよう、また条例にもあります最低基準ではなく、子供への環境を向上させるために、市として今後こういった施策を考えているか、御答弁をお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

※ 後刻訂正発言あり

○教育次長（高田敏朗君） これにつきましては、先ほどの今木議員と重複した答弁になるかと思いますが、放課後児童クラブの児童が放課後子ども教室の共通プログラムに参加できるという放課後子ども総合プランというのを国が進めております。この放課後子ども総合プランを市町村は平成31年度に達成できるようにということで、現在行動計画を策定するよう取り組むことになっております。

また、放課後子ども教室は、地域から発掘する地域先生によりさまざまな体験学習が考えられるんですが、瑞穂市では既に瑞穂総合クラブというのがあって、土曜日に開設しております。この瑞穂総合クラブを派生させた形で放課後子ども教室を開設し、将来的には放課後子ども総合プランに合致した一体型の運営ができないか、現在、生涯学習課、幼児支援課、学校教育課の関係課が集まって昨年より研究を始めておりますので、これについて確立した内容ができるよう、これから進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

〔1 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） これは、先ほどの今木議員の放課後子ども教室の質問のときと同じような御答弁であったかと思います。

要は厚労省所管の放課後児童クラブと文科省所管の放課後子ども教室を一体化させ、総合プランを策定し、環境向上を図っていくことかと思います。

放課後子ども教室につきましては、以前私も調べましたが、特徴としては、地域ボランティアを活用した体験活動であったと私も記憶しております。いずれにしても、2つをコラボして、学習支援、体験活動、そして交流活動といった幅広い内容を充実させ、子供への環境向上を図るべく、しっかりとした検討をお願いするものであります。

さて、今、総合プラン等の御答弁をいただきましたが、子供にとって過ごしやすい環境の整備を図るには、身近な取り組みといたしましては、支援員さんの知識と能力の向上、そして適正な支援員さんの配慮にあるかと思います。支援員さんは、保育士、社会福祉士、そして教職員の資格を持った方で構成されていると思いますが、難しいのは支援員さんの確保であると聞いております。支援員不足を解消するには、退職予定である保育士や教員の早期勧誘、そして報酬等の待遇改善が行われているようでございますが、市は、支援員確保に向けどのような取り組みを行っているのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） これについても、先ほどの今木議員の答弁と一部重複いたしますが、特に夏休みの指導員、サポーターの確保が非常に困難ということで、午前7時30分から午後7時まで児童を預かるということでスタッフは多く必要となります。

現在、夏休みにおいては小学校の生活支援員も休みになりますので、この生活支援員を放課

後児童クラブの指導員やサポーターに起用しております。

また、子育て支援員研修において、放課後児童クラブコースを開設し、地域から放課後児童クラブをサポートしていただく方を要請しております。さらに、平成29年度より小学校のALTを放課後児童クラブ夏休み期間の活躍の場として起用できないか検討しております。外国人の英語指導助手と英語でのゲームや遊びを通して語学を習得できれば、子供にとっても有意義であり、指導員の確保の一助になると考えております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） 重複した質問と、そして同じような御答弁でございますので、私としても今の御答弁に対しましてはお答えは差し控えさせていただきます。

さて、放課後児童クラブにつきましていろいろお尋ねいたしました。児童クラブは、子育て支援と子供の健全育成を目標として運営されているわけではありますが、児童を心身ともに健やかに育成するためには、行政が、常に整備や運営を向上させる心がけを持つことが重要であると私は考えております。しかし、それには、さきの支援員さんの問題も含め、それなりの費用を要することになります。

私は、今の当市における保育料に疑問を感じております。平日は、延長も含め1カ月9,600円、一月22日間稼働しますと1日440円程度であります。また、夏季休業日は延長を含め期間1万8,900円、30日稼働するとすれば1日630円でございます。午前7時30分から夜の7時までの11時間半の保育であります。1時間に換算すれば、預け保育料金といたしましては約55円ということになります。もちろん当市が一番安いというわけではございません。お隣の本巢市や安八町と比較すれば、むしろ当市は高い保育料かと思います。しかし、金額設定についてはそれぞれの自治体の事情もあり、一概に近隣市町と歩調を合わせるわけにはいきません。

そこで、私が考える保育料をお示しいたしたいのですが、資料の確認をお願いし、そして、その資料の配付をお願いしたいと思いますが、議長の御許可をよろしく願いいたします。

〔資料配付〕

○議長（藤橋礼治君） 本日の会議は、議事の都合によりまして延長をいたします。

松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） 今お配りいたしました私の考える保育料の提案でございます。順を追って1枚目左上から説明させていただきます。

現在の条例保育料、平常時平日は、1年生から6年生まで保育料8,000円、そして延長保育は1,600円でございます。また、長期休業日は、学年始休業日の期間3,000円、そして夏季休業日の期間は1万7,000円、冬季休業日の期間は3,500円、学年末休業日の期間は2,500円、各延長は午前と午後がございます。また、土曜日の利用につきましては月額2,000円、こちらも午

前と午後の延長保育がございます。

そこで、お示ししたいのが私の考える保育料の提案でございます。

平常時平日は、1年生から4年生までは一律で1,000円の引き下げ、そして延長保育は現行どおりでございます。そして、5年生・6年生は2,000円の引き上げ、保育料は1万円、延長保育料は現行と変わりません。そして、長期休業日におきましては、学年始休業日の期間は4,000円、こちらは1,000円の引き上げでございます。夏季休業日においては2万2,000円、こちらは5,000円の引き上げでございます。冬季休業日は5,500円、こちらは2,000円の引き上げでございます。学年末休業日は3,500円、こちらは1,000円の引き上げでございます。そして、延長保育料の引き上げはございません。

こちらの提案理由につきましては、下のほうに記載してございます。

1つ目に、1年生から4年生の引き下げについてでございます。共働き世代が直面する小学校1年生の壁、保育時間がネックになり、働く者の勤務に影響が出る問題でございますが、子供が小学校に上がると親はPTAなど役割もふえ、経済的な負担も大きくなります。そこで、1年生から4年生までの平日料金を一律で1,000円を引き下げて、行政の手厚い子育て支援策を図ろうというものであります。

2つ目に、5年生・6年生の引き上げについてでございます。5年生・6年生の高学年は、厚労省の放課後児童クラブの運営指針の第2章5項の3にあるように、子供の自立心や計画性を養うための大切な時期であります。より健全な育成を図るためには、特別な指導やそれを行うための職員補充が必要となると私は考えておりますので、保育料の引き上げが必要と考えております。

そして、夏季を含めた長期休業日の引き上げについては、第3のほうに記載してございます。休業日の保育料の引き上げは、行政と保護者の収支バランスを図るため、また指導員の短期雇用の改善を図るために必要と私は考え、休業日の引き上げを提案いたしました。

そして、下のほうの表には現在と改正時の保護者の負担を記載してございます。

平常時9カ月分で現在8万6,400円、そして学年始休業日におきましては3,300円、夏季休業日1万8,900円、冬季休業日は3,800円、そして学年末休業日におきましては2,800円。これを全て放課後児童クラブを御利用の保護者の方は総額で約11万5,200円を支払っていただいております。

そして、今回の私の提案する改正保育料につきましては、平常時は一律で9カ月間で9,000円の引き下げ、その引き下げた9,000円を各休業日のほうに割り振りまして、学年始休業日は4,300円、夏季休業日は2万3,900円、冬季休業日は5,800円、学年末休業日は3,800円と金額を割り振りまして、現在御利用の保護者の負担は、1年生から4年生におきましてはプラス・マイナス・ゼロということで私は提案させていただきます。

平常時を引き下げ、休業日の引き上げをしてバランスをとり、保護者の負担はそのまま、より充実した行政サービスを行うために提案いたします。

保護者の皆様にはいろいろな御事情もあります。夏休みなどの休業日にはできるだけ子供と触れ合う機会を持っていただきたいと私は考えております。特に低学年の児童は親との接触を望み、また親子でできる限りともに過ごすことが健全育成につながるのではないかと私は考えております。

俗に小学校1年生の壁といって、働く保護者にとって保育の時間が支障になりますが、私は、学校入学時の経済負担も小1の壁に含まれるのではないかと考えます。そこで、低学年の保育料を下げ、休業日の保育料を値上げすることを提案いたします。

財政バランスを考えた適正な保育料のもと、子供への環境整備を図ることが重要と考えるからであります。施設設備や子供の育成にかかわる支援員を充実させ、児童の自主性、社会性、そして創造性を向上させることは価値があることではないでしょうか。保育料の見直しは、一律に上げるのか、所得に応じるかの問題もございますが、保護者の皆様にとって耳の痛い話になるかとは思います。それらも十分承知の上で今回御提案させていただきます。しかし、今後の放課後児童クラブ運営を考える中で保育料の見直しも検討課題であるかと考えます。これに対する執行部のお考えをお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 今、提案を聞かせていただきまして、平日の利用の方は安く、長期休暇の方は高くということになると思います。

まず、その前に、瑞穂市の保育料は高いのか安いのかというところで、先ほど議員が他市町のことをちょっとお話しされたと思います。本巢市が3,000円だよという話があったと思いますが、現在、待機児童、または隠れ待機児童がいると思われる市町の保育料が今ここにあるんですけれども、瑞穂市が8,000円、それから岐阜市が8,000円、恵那市1万円、各務原市9,000円、中津川市1万3,000円、美濃加茂市が7,000円、大垣市が所得割というか、所得に応じて保育料金を決めるということで3,000円から1万5,000円、このような保育料を設定しております。

今回、上げる、下げるにしても、本来ならこれは福祉のことなのでできるだけ安い料金で皆さんに利用していただいて、保護者の方の負担を軽減したいというのが本来の趣旨でありますので、その辺に重点を置いて、実はこの料金自体もそういう計算をした上で設定した金額で、本巢市のように人口減少対策とか、移住・定住対策に特化したところは低く設定してありますけれども、それ以外のところと比べるとほぼ同じような料金設定でありますし、費用負担についても、現在、利用者負担は、経費に係る費用負担の率としては大体55%ぐらいを利用者で負担をしているという状況で、利用者負担はそれなりにされていると思っております。これも一

つの案として非常にいい案だと思います。今後、これをどうするかということについてはよく内部でも検討する必要もありますし、もう一つ、大垣市が所得割で保育料を設定しているということもありまして、これも一つの方法だということで、こういうのを参考にしながら、料金設定についてはまた改めて見直す時期も来るとは思いますが、そういうのを参考にさせていただきたいと思います。

〔1 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） 放課後児童クラブは、それぞれの年代に応じた、また個々の状況に応じた育成支援を行う場であり、基本的には家庭の子育てを支援する役割を担う場でもあります。したがって、保護者はもちろん、学校や地域のさまざまな社会との連携を図ることが重要であるかと私は考えます。

また、放課後児童クラブでは、休憩、遊び、自主的な学習、おやつ、文化的行事の取り組み、基本的な生活に関することなど、生活全般にかかわることが行われているわけですが、私は、自主的な学習という取り組みに力を入れ、当市独自の運営方針として、宿題は必ず行わせるといった基準があってもよいのではないかと考えます。夕方7時まで預かり、その後、帰宅した児童が食事や風呂だといったことに時間をとられれば、もう学習する時間がないのではないかと考えます。

茨城県牛久市では、小学校4年生から6年生を対象に週1回、放課後に学校で塾を開き、学力格差の解消を目指していると新聞記事にもありました。

当市においても、放課後児童クラブという性質上の問題もありましようが、学習に力を入れている特色があってもよいのではないのでしょうか。いずれにいたしましても、子供目線に立って、子供にとって一番よい環境となる取り組みをしていただくと同時に、保育料や補助金等のバランスも精査していただき、当市の財政も含めたその運営についてしっかりと検討していただきたいと私は要望しておきます。

続きまして、2つ目の質問であります。

18歳までの医療費の無料化についてお尋ねいたします。

あらかじめ御説明しておきますが、何も西岡議員のバトンを引き継いだわけではございませんので、私独自の見解を示させていただきます。

いよいよこの10月より無料化がスタートするわけですが、御存じのとおり、これは棚橋市長の公約であります。この件について、一般質問の議事録を見ておきますと、当時の西岡議員がなぜすぐに行わないといった質問に対し、市長は、優先させて行う事業があり、財政を精査しているといった御答弁をされております。また、伊藤市民部長は、増加し続ける民生費の中で無料化には条件をつけるなどの検討が必要かと御答弁されております。

これに対し、西岡議員は、公約した以上、すぐに実施すべき。条件つきは完全無料化ではないと力説されております。公約にある無料化が完全でなければならないのか。条件つきでも無料化と考えるのかは意見が分かれるところではございますが、市長の言われた財政のチェックは本当に重要なことと私は考えております。

今、18歳までの医療費の無料化の予算はおよそ5,800万円と見込んでおられます。しかしながら、この5,800万円についての予算の算定は、いつ、どこで行われたか。そして、本年度、28年度は薬価改正、いわゆる薬事法の改正がございました。これは、肥大化する40兆円ともいう医療費を削減すべく、今現在では2年に1度、国が定めた法改正を行ったのが本4月でございます。3月議会においてこの無料化の5カ月分の補正予算の金額が出ておりますが、一体どこで試算されたのか。また、本当にこの見込み額で問題ないのかどうか。内科だけならともかく、皮膚科や眼科、そして整形外科など、医療費無料化に伴う診療項目が大幅に増加するおそれがあるのではないかと心配しております。先進地の事例でも、大幅に医療費がアップしたという話も聞きます。私は、ひょっとすると7,000万、8,000万円近く医療費が膨らむのではないかと心配しております。

まずもって、3月議会において、その予算を組んだ経緯、並びに薬事法の改正、診療報酬の改定はしっかりと考慮なさったかどうか。それらの点を踏まえて、とりあえず今年度は5カ月分の医療負担となるわけですが、仮に年間ベースで3,000万、4,000万といった医療費がふえた場合、市は財政確保をどのように考えているのでしょうか。

また、今、私の質問項目にありました、本当にこの金額は薬価改正の後まで考慮した分の予算であるのかどうかの御答弁をお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） ただいまの松野議員の御質問にお答えをさせていただきます。

平成28年度当初予算の積算段階ということでございますので、28年の年明け早々ということに時期的にはなってきます。

まず、16歳から18歳までの年齢層が対象になって、その扶助費ということで、国保連合会からレセプトの状況などを取り寄せたり、それから、先進的な事例として大垣市が実施しておりますので、その状況などを確認させていただき、対象となる3年齢層ということで、その合計額からそれぞれ入院、通院について合計額を出し、12カ月で案分をしまして、入院が48万7,688円、通院が440万202円ということで試算をしております。

今御指摘の薬事法、薬価の改正というところになりますと、積算時期では明らかになっておりませんし、そこまでの知識といいますか、そういったことも不足しているということで、現実としては考慮できていないのかなということを感じています。

そういうところも踏まえて、心配ではありますので、先進事例として大垣市のほうの状況を

確認しながら予算立てをさせていただきました。

今の支払い期間が、10月からだと11月からの支払い期間で、3月まで5カ月ということで、今年度は2,440万円の予算立てをさせていただき、先ほどありました1年分ということだと、約5,800万から5,900万ということで積算をしております。

この予算立てに対して、仮に御指摘のとおり予算に不足が生じた場合でございますけれども、この事業につきましては特段の財源措置が可能な事業ではございませんので、一般財源にて補正予算のお願いをする必要があろうかと思えます。

来年度につきましては、これから来年度に向けての予算積算をしていく時期でございますので、御質問の中にございましたような医療項目がふえること、あるいは薬事法、薬価の改正等、こういったことも今後考慮させていただきながら、再検討が必要かなというふうに考えております。

また、こういったこととは別ということになりますけれども、今後もかかりつけ医を持つことの普及、あるいは学校などを通じて適正受診を啓発することなどにより、コンビニ受診とか過剰受診の抑制に努めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 今の伊藤市民部長の御答弁の中に、薬価改正、いわゆる国の定める法改正は考慮していないというような御答弁であったかと思いますが、40兆円です。40兆円の肥大化した医療費を削減する。これが数%、十数%に上がってきますと、何千億円という金額になります。これは、国が位置づける本当の意味での財政負担を軽減すべく、国が打ち出した薬事法の改正でございます。本来、予算を組む上におきましてはこれらのことをしっかりと考慮すべきではないでしょうか。薬事法の改正、いわゆる診療報酬の改定は数千億規模で行われております。そして、いわゆる薬事法の改正、診療報酬の改定は、一旦は引き下がりますが、上場企業の手製薬メーカー、各医療機関、薬局、それらにかかわる全ての医療関係は、下がった売り上げを確保すべく、新たな高薬価のものを採用し、そして、とれなくなった点数をさらに確保すべく、今現在この瑞穂市の開業医の先生方、薬局においてもどんどんと医療費は膨らんでおります。当然全て営利団体でございます。上場企業にしますと株価に反映いたします。当然のことながら、各製薬メーカーは薬価が下がることを考慮し、この下がった1年間で画期的な新薬を次々と出してくる年であります。幾ら国が肥大化する医療費を抑えようとしても、売り上げ減少に伴う、そしてその売り上げを確保すべく、各製薬メーカー、医療機関が次々と品目、そして診療報酬のとり方をどんどんと研究され、結果的に半年以内にはもとの数字に戻り、そして後期高齢者医療、子育て支援など含めて、今、他市町でも瑞穂市と同じように医療費の無

料化を行っている市町がございます。

参考までにお伝えいたします。

厚労省の調査によりますと、一昨年までに自己負担を無料化している自治体の数は986に上る。全体のおよそ57%になります。また、754の自治体においてのおよそ47%は、一部負担を求めて、金額は自治体によって異なりますが、1回の診療につき500円程度の自己負担を求めるところが多いようでございます。

通院にかかる医療費で見えますと、中学校を卒業するまでを対象にしている自治体が930ございます。次に多いのが小学校に入学する前までで337でございます。そして、小学校卒業までが185、高校生までが210というふうに各自治体が医療費の無料化を行っております。

当然のことながら、医療費の無料化を行う自治体が57%に上っているということは、これは、薬を製造する側、製薬メーカーにおいては、当然それを狙って新薬の開発は小児に向けられます。必ずしも小児の無料化が市の発展に直結するわけではございません。

そして、その中のデメリットもございます。医療費が無料化になれば、昔なら薬局などで薬を購入し、家で休んで経過を見ていた人たちもためらうことなく病院に診てもらいに行くと思います。極めて合理的な行動であります。その結果、普通のお店ならば利用者数が増大し、パンクするのは当たり前でございます。つまり子供の医療費を無料化するという政策は、病院で受診する人たちがふえる。そして、診療までの待ち時間が数時間にも及ぶ。ただでさえ少ない小児科医の疲弊が進み、そして医療崩壊が加速する。実際に過労で亡くなってみえる小児科医の先生方もお見えになります。

しかしながら、子育て支援策の一環として、こういった無料化を行う各自治体の考えることはわかりますが、まずもってしっかりとした予算を組み、国の定める法改正にはしっかりとそれらを考慮し、研究し、予算を組んでいただきたいと私は考えております。

棚橋市長が打ち出された18歳医療費の無料化、私は大いに賛同するものの一人でございますが、やはり恐ろしいのは財政不足でございます。それらのことをしっかりと考慮して、18歳医療費の無料化に当たってくださいますことをお願い申し上げます。

最後になりますが、時間の都合もございますので、少し内容を縮めて御説明させていただきます。

穂積駅の分煙についてであります。6月の議会において、穂積駅周辺の歩きたばこやポイ捨ての状況を鑑み、私は路上喫煙禁止条例の制定を提案させていただきました。また、その中で、ルールの中にも喫煙者の配慮が必要ではないかとの考えから、穂積駅の北と南側に指定喫煙場所を設けてはとの提案もさせていただきました。

先日、改めて状況確認をするために、有志議員8名で清掃活動を兼ねて現地視察を行ってまいりました。残念ながら、現状は目を覆うばかりの状態と言わざるを得ません。その時点で

我々は定期的な清掃活動を決断いたしました、やはり行政としても早期に分煙に取り組むべきではないかと強く感じ、今回またこの質問をしようと思ったわけであります。

これにつきましては、昨日、若井議員、そして先ほどは今木議員からも御質問が出ておりますので、分煙については前向きな御姿勢である。そして、分煙についてはしっかりと行っていくということで環境水道部長のほうからの御答弁がございましたので、まずここに、私の6月の分煙に関して、執行部の素早い対応に関しましては感謝を申し上げます。これを皮切りに、路上喫煙禁止条例の策定に向け、産業建設委員会でしっかりと審議していき、路上喫煙に関しては、議員や行政サイドで一方的に策定するものではなく、当該地域にお住まいの市民や駅利用者の意見も考慮して進めなければなりません。今、J R穂積駅圏域拠点化構想協議会が開催されておりますが、そういった場においても意見を聞くなど、行政の前向きな取り組みを期待して、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、1番 松野貴志君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。5時30分から再開をいたします。

休憩 午後5時18分

再開 午後5時30分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きますが、ただいま松野君から訂正の申し出がございましたので、それを許可いたしますが、その件につきまして説明を求めます。

松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 先ほどの私の一般質問の中に[※]「学校看護師」とありましたが、正しくは「養護教諭」の誤りでございました。この場をおかりしまして、訂正とおわびを申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） ただいま松野君より、会議規則第65条の規定によりまして訂正したいとの申し出がありましたので、これを許可いたしました。以上でございます。

続きまして、17番の松野藤四郎君の発言を許します。

松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番、民進党瑞穂会の松野藤四郎でございます。

ただいま議長さんから発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、3点について質問いたします。

きょうは5時半ということでございます。1日8人の質問、いまだかつて議会でなかったと記憶をしているところでございます。5時半ですと、5時の勤務を終えて、おうちへ帰る時間で、こういうときにこういった一般質問するということは非常に傍聴の皆さんには御迷惑をかけているというふうに私は存じております。

それでは、3点のまず最初に、新庁舎の建設について質問いたします。

※ 訂正発言

この質問については、きのう、若園議員から質問があり、皆さん、新聞に掲載されておりましたから、大体の件はわかると思いますけれども、私は変わった点から質問をいたします。

現在、穂積、巢南の２庁舎で行政事務や市民サービスなどを行っております。合併以来十数年が経過しましたが、業務の重複や庁舎間の情報共有の不備、また庁舎の維持管理面などにより経費がかかっております。

そこで、平成28年６月、この３カ月前ですけれども、第２回の定例議会の私の一般質問で穂積庁舎の耐震性について質問したところ、副市長からは次のように答弁をされております。

議事録を読みますと、新しい施設をつくるということで貯金を計画的に進めるということで考えています。この27年度決算を見て、もし基金の積み立てが可能であれば、基金の条例なり、それからまた積み立てを考えていこうと思っております。その際には、おおむねどのくらいの建物を、またどのくらいの金額でと一応想定をした数字も出させていただいてと、私が聞いていないことなのに答弁をされてはいますが、副市長が総務部長のときは、庁舎の改修を何億円かけても行うと話をされています。しかしながら、庁舎の改修は何年過ぎても行われず、新しい庁舎をつくと答えています。また、既に庁舎建設に向けた計画書が作成されているという話も聞こえております。

そこで、お尋ねしますが、現在の穂積庁舎、巢南庁舎を統合することになると考えるが、以前には教育委員会が総合センターに移転も検討されたが、そのときは随分困窮した経緯がありますが、庁舎を統合する計画はあるのか。また、今後の予定と庁舎の規模、建設場所、建設時期、費用について質問をいたします。

以下については質問席から質問いたします。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまの松野藤四郎議員の御質問にお答えをさせていただきます。

新庁舎の建設につきましては、昨日の若園五朗議員の御質問に対してお答えしたとおり、現在、穂積庁舎についての問題は老朽化、施設の狭隘、それからバリアフリー対策が不十分である、この３つの点について課題があるとお答えをさせていただきました。特に老朽化につきましては、平成24年に建物の診断を行い、その結果を鑑みて、15年もたせていくという計画と述べさせていただいているところでございます。

今後は庁舎建設の実施の判断をしなければならないという喫緊の課題と認識をさせていただいております。そこで、今、瑞穂市庁舎将来構想を今年度中に策定したいと考えておりますし、あわせて、公共施設の個別管理計画の中でも巢南庁舎の利用についても今後検討していきたいと考えております。

また、庁舎の規模、建設場所、建てかえ時期、費用等についてお答えをさせていただきます。

庁舎を整備する場合の流れは、他の市町の例を見ますと、庁舎将来構想を立案した後、庁舎

を建設する５年くらい前に基本構想、その後、基本計画、基本設計、実施設計、建設工事という流れになっております。

先ほど答弁で申し上げました瑞穂市庁舎将来構想は基本構想の前段階であり、課題整理及び解決方法、庁舎建設の基本方針や大まかな建設費用の算出を行い、今後の進め方を示すものであり、議員御質問の庁舎の規模や建設場所、建てかえ時期、費用については今後の基本構想などで詳しく議論していくものと考えております。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今の総務部長さんの御答弁によりますと、３つの課題があるということはきのうもお話をされております。これは、以前から言われているところであります。要はそのときに、庁舎を２庁舎でいくのか、どこかで統合するのか。また、聞くところによると、庁舎の建設に向けた計画書が策定されているという話もありますが、今年度中に瑞穂市庁舎将来構想を策定するというお話をされております。ということは、要は五、六年先には新しい庁舎が、どういう格好かわかりませんが、できますよというふうで確認させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 相浦総務部長。

○総務部長（相浦 要君） ただいまの御質問でございますけれども、庁舎建設に当たりましては、この将来構想の中で検討してまいりたいと考えておりますので御理解願いたいと思います。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） その将来構想を28年度に策定するんやね。ですから、これが始まりますと、どの市町の状況を見ても、五、六年先には新しい庁舎ができるというような格好になっておるんですよ。策定されて、それから詳細設計したり、基本設計したり、いろいろな工程があるかと思いますが、最終的には五、六年先には新庁舎ができるというふうに解釈をしてよろしいかということです。

○議長（藤橋礼治君） 相浦総務部長。

○総務部長（相浦 要君） 先ほど申し上げましたこの将来構想におきまして、その実施設計に至るまでの間の工程につきまして、基本計画が策定されてから大体５年ぐらいで建てられるということです。ただいまの段階では基本構想の段階ですから、基本設計に至るまでは今後の計画の中に盛り込んでいくということでございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） ということは、まだ先の話ということですね。

次に行きますけれども、27年度決算において、実質収支はプラスの9億1,900万円余りの金額があります。庁舎建設基金が積めるにもかかわらず、そしてみずからの答弁で答えているにもかかわらず、これは副市長ですよ。何も計上されておりません。議会答弁を軽視している以外の何物でもありません。市の三役であるからこそ、やはり発言には責任を持たないと職員からどう思われますか。

そこで、お尋ねしますが、平成27年度決算において基金が積めるにもかかわらず、みずからの答弁で答えているにもかかわらず、今議会の補正予算には何も計上されておりませんが、その理由を副市長にお聞きします。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） まずもって、庁舎の今後でございますが、平成24年には今後この庁舎をどうしていくんだと。そして、その時点では大体15年ぐらいたよということでございましたけれども、基本的には鉄筋コンクリートですので、耐用年数をどこまで持っていくかということがございます。今現在のいろんな計画の中でも、大体60年、70年、少しでも補強して70年はもたせようという中で、あちこちでまた地震があつて、いやあそれではもたんだろうということもあつて、もう少しということで、この周辺の市町村も思ったより早く改修をするという計画が出てきておるようでございます。

そんな中で、私どもは、24年には、大体この建物については今後少し補修をしがてら何とかもたせたいということで、15年ということで申し上げたわけでございます。

現実の課題としましては、やはり2つの施設がありますので、何とか1つにしたいというのは皆さんの思いだろうと思います。そして、地方分権ということでいろんな仕事化市町村へ来ていますので、どこの市町村も非常に手狭になっているということは事実でございます。

そうした中で、ことしも27年度の繰越金がおおむね9億あったので、何とか積み立てたいなと。いつ地震が起こってもと言われても、私たちも責任は持てませんので、そうした中から何とか基金を積んでいこうということでの発言をさせていただいたところでございます。

ただ、やっぱり基金を積むとなりますと、条例の改正とお金ということになりますので、この庁舎をどうしていくんだということで、今、構想案ですね。構想といいましても、おおむねの概要でございますので、他市町の状況等はずうっと調べてあるわけでございますけれども、今後、どのくらいの庁舎をどうしていくんだと。また、それまでに対してはどうしていくんだと。資金等はどうするんだということで、おおむねの構想案をまとめて皆さんに御提示をしがてら、基金を積む必要があるだろうということで、6月に私も発言をしましたので、何とかならんのかということで進めてまいりましたけれども、おおむねの案はできてはおるんでございますけれども、まだ庁舎内できちっと部長会議にかけて皆さんの意見を聞いておりませんし、その案につきましても、また議員の皆さんの御意見を入れてというふうに考えておりますので、

皆さんに御相談を差し上げて、29年度には基金の条例をつくり、何とか当初予算で少しでも積み立てたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 副市長、いろいろ前置きが多いんですけども、要は基金を積み立てますよという話を6月議会で言ったりゃあいい、この議場の中で。やはりここでお話しされたことは重要だということですよ。逆に言ったら議会軽視になりますよね。そこを注意してください。

基金のほうには、財政調整基金で2億円、下水道事業で1億円という話がありました。下水道事業は地元との話し合いができていないということで、そっとしているにもかかわらず基金を積み立てると。本当に残念なことだというふうに思っております。

次の話ですけども、ここの庁舎の建設は、公共施設全体を考える公共施設管理計画の中で決定されてくるものと考えます。昨年までは説明や進捗状況などの報告がありましたが、ことしになってから議会に何の報告もないのですが、特に庁舎は、巢南庁舎の今後を考え、公共施設全体計画に位置づけられるべきで、その計画査定の中で審議すべきと考えます。

そこで、お尋ねしますけれども、庁舎建設においては、どの市町村も建設場所等で市民の意見が分かりますが、建設委員会の設置の考えや委員会の構成といいますか、それはどのように考えているのか。また、市民アンケートなど市民の意思をどう取り込む考えがあるのか、お答えをお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 新庁舎の建設につきまして、建設委員会等の設置、委員構成についてお答えをさせていただきます。

委員会の設置は、他市町の例を見ますと基本構想策定時に設置をしてみえます。したがって、当市においても基本構想策定時に建設委員会の設置及び委員の構成の検討をしたいと考えております。

また、新庁舎建設に関する市民アンケートや説明会については、基本設計を策定する際に実施されているのが一般的であることから、そのときに実施していきたいと考えております。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 建設委員会は基本構想策定時、アンケート、説明等については基本設計策定時に行うということでございます。委員構成等についても、幅広い市民の皆さんが参画できる、そういった構成にさせていただくといいいかなというふうに思います。

新庁舎の建設の質問をしておりますけれども、これは、私が副市長に、そんな基金を積むな

ど聞いてもいないことに答えたから、この質問をしたのでございます。もちろん基金に積むことから始まるものですが、27年度決算を見て、もし基金の積み立てが可能であれば、基金の条例なり、それからまた積み立てを考えていこうと思っております。その際には、おおむねどのくらいの建物、またどのくらいの金額でと、一応想定した数字も出させていただきますと答弁されております。どうやっておおむねのこんな建物とか金額とか、数字が出てくるのか、とても不思議でなりません。それこそ建設場所や用地問題はまちを二分するかもしれない大きな問題ですから、軽々しく個人の思いだけで言い出すことはあってはならないし、もし庁舎建設計画なるものが既に策定されているのであれば、議会軽視どころか、市政の私物化であるとお伝えして、この質問を終わります。

続きまして、待機児童解消に向けた取り組みについてでございます。

瑞穂市では、ここ数年にわたり一年中3歳未満児の待機児童が発生をしております。平成28年7月1日現在で待機児童13人、隠れを入れると48人になると聞いております。この隠れ待機児童とは、保育園に入園できていないにもかかわらず、待機児童の定義から外れているせいで、待機児童数にはカウントされていない子供たちであります。

そこで、お尋ねしますけれども、定義とは何か、お答え願います。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） この待機児童に含まれないものということですが、待機児童の集計に含まれない隠れ待機と言われる児童は、利用希望者（保護者）に空き保育所、こういう保育所がありますよということを勧めても、特定の保育所を希望して入所を拒否される。そういう理由や、保護者が育児休業中であつたり、そういう理由があつた場合に待機児童の集計から除外される場合が隠れ待機という状況になります。したがって、現在13人の待機児童がいて、隠れ待機は35人という状況です。

瑞穂市としましては、48人を待機児童というふうに認識して、解消に努力したいと今進めておりますので、御理解を願いたいと思います。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今、次長さんから、隠れ待機の項目についてお話がございましたけれども、先進自治体では、隠れ待機児童も待機児童としてカウントして明確にしておることですよ。現在、厚労省は、待機児童の定義の見直しの方向であるというふうに言われております。

瑞穂市でも隠れ待機児童などと表現すること自体がおかしい。隠れはやめるべきであるというふうに思います。

次に行きます。待機児童解消のために、別府保育所の東棟の改修工事でいつまでに何人の待

機児童が解消される見込みであるのかお尋ねをいたします。これは、12月までに多分改修できるという話になっているというふうに思いますけれども、御答弁を願います。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 今、議員がおっしゃるとおり、別府東館の改修工事は12月末までに完成する予定でおります。ただ、今、保育士の確保に至っていない状況もあります。今後も正職員の人事異動とか、補助職員の採用も当然進めていかななくてはなりません。今、21人の受け入れを予定しておりますことから、今後も引き続き保育士の確保に努力してまいりたいと思っております。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 別府保育所の東棟の改修工事はこの12月末までに終わりますという話やね。しかしながら、改修ができてでも保育士の確保ができないということですね。何も未満児の解消になっていませんね。

私は、この待機児童問題は平成21年、7年前ですよ。21年の9月議会からこういった質問を今日まで継続してしております。それは、穂積保育所、牛牧第1保育所は老朽化が激しく、また3歳未満児の受け入れ体制ができていないため、早期に改修するとして7年が過ぎてしまいました。執行部は、この7年間の空白こそが待機児童対策の失敗であったということを認めますか。重大なことですよ。市民サービスの欠如でありますよ。どう思われますか。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 今、議員言われるように、21年からの待機児童解消ということで、民間の保育所を誘致したりとか、一度は待機児童が解消したという時期もありましたが、その後またふえてきたということもありますので、これについては、もっと早く老朽化した建物の改修、建てかえを進めるべきであったということは考えております。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） ということは認めてもらったということですね。

そこで、お尋ねをいたしますけれども、文教厚生委員会といいますか、協議会の中で示された保育所・幼稚園の整備計画では各小学校区に設置するとあるが、生津校区、本田校区の具体的な計画はあるのか。また、穂積保育所、牛牧第1保育所については、先に穂積保育所の整備計画が出てきました。平成30年に建てかえをし、現在の定員90名から定員160名の規模となっているが、公設公営で運営されるでしょうか、お聞きをします。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 定員160名というのは、未満児保育を想定して、現在の定員90名か

ら70名増となっております。当然、正規の保育士や補助保育士の増員を検討しなければなりません。現時点では保育士の確保も財源確保も困難な状況にあります。

こうした中、小規模保育所の設置のように、民間事業者が国の補助を受けて短期間に設置していることを考えると、明らかに民間事業者のほうで事業決定から設備事業まで早く進めることができます。市の方針としても、今回の穂積保育所の建てかえや生津小学校区の保育所新設も民間事業者の導入を前提に進めたいと考えております。

しかし、現在の穂積保育所は、地域の核として地域住民とのかかわりも深く、保育所の一部を集会に利用されていたり、北隣には公園も設置している状況があることから、たとえ民間事業者が建設するにしても、こうした地域の実情を考慮し、例えば複合的な施設を前提に進めるよう十二分に配慮しなければならないと考えております。

なお、民間事業者の導入時には、事業者は公募し、プロポーザル等の方法で決定したいと考えておりますし、住民説明会等、利用者や地域の皆さんの意見を聞かせていただき、心配や不安のないよう配慮して進めていきたいと考えております。

もう1つ、生津、本田の具体的な計画はあるかということですが、現在、具体的な計画はありません。生津小学校区の保育所新設はまず土地の確保が必要です。本田保育所の再編もまだ先のことと考えていますが、瑞穂市の保育所の現状を市民の多くの方に知っていただき、各小学校区に設置できるよう進めていきたいと考えていることから、整備方針を出させていただきました。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 2つの答えがございます。1つは、今後、公で行うと、保育士の確保や財源確保が困難な状況である。よって、穂積保育所の建てかえや生津小学校区の保育所新設は民間事業者を前提に進める方針であると述べられておりますが、平成28年3月、ことしの3月の議会の答弁によりますと、穂積保育所は地域の核として捉え、複合的な施設として建てかえたいと言われておりますけれども、公で建てかえをやれば可能でありますけれども、民間事業者にそのようなことができるのかということですね。複合的な、地域の方が使ってもらうための。できますか、そこら辺は。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 今、民間の保育所、どのような運営をしているかというのをちょっといろいろ調べさせていただいていますが、やはり地域の住民の方たちとの交流というのを非常に大切にしてみえる。そうしたやり方を進めていく私立の保育所が今多くなっているという情報もありますので、一概にできないとかできるとか、そういうことは言えない。あくまでも私立の保育所も生き残りをかけた戦略があるわけですから、そういうことはいろいろ情報

を得て進めていきたいと考えております。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 昨日の答弁の中で、穂積保育所、牛牧保育所、生津でしたかね。穂積と牛牧第1を建てかえ、生津小校区に保育所を新設することによって早期に待機児童が解消できるというふうにきのう言われていますね。私が聞いたときに、生津校区、本田校区の具体的な計画はあるのかと言ったら、ありませんと言っておるんやね。答弁の内容が違うんですね。どうしてですか。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 生津小校区についてはもともと公立の保育所がありませんので、こちらについては新設ということになります。そうすると、新設を公で行うのか、民間事業者で行うのかということになりますけれども、財源の問題とか保育士の問題を考えると、民間の事業者にも新設していただければ、こちらについては早くできる。ただ問題は、土地の確保というところに非常に問題があります。土地の確保ができれば、もちろん市が土地を取得して、民間事業者は無償貸与して、土地を市が確保しておいて、そこで公募して、民間事業者を選定していくという段取りにはなるとは思いますが、そういう意味で、土地の確保ができれば私立の保育所が新設できるという意味です。

本田については、今、本田第1保育所と本田第2保育所がありますが、本田第1保育所については、今、未満児棟が老朽化しているということと、それから以上児のほうについてはRCなので、こちらについては今問題ないということになりますと、本田第1保育所の未満児棟を建てかえなければいけないんですが、現状が河川敷ということで建てかえができないということで、これについて、どこにそれを建てかえるのかという計画がないという意味で説明をさせていただきました。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 教育長さんにお尋ねをしますけれども、9月20日の文教厚生委員会の中で資料をいただいております。保育所についてはいろいろな形があると思いますけれども、保育所を継続するのか、認定こども園にするのか、候補地はどこにするのか、公立か私立かといった検討課題がある中、次長からは、本田と生津については具体的な計画がありませんと言われております。そういう中で、どうして早期に待機児童が解消できるのか。建物をつくっても、例えば別府保育所で建物をつくりましたが、人が集まりませんね。そういうところも配慮してやったのか。重複になるかもわかりませんが、教育長さんからお答えを願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 保育所の建てかえも含めて、待機児童の解消については、早期に解決しなければいけない課題と、中・長期的にやらなきゃいけない課題があるというふうに私ども考えております。保育所の建てかえ等につきましては、建設の計画等がございますので中・長期的なものであるというふうに考えておりまして、緊急課題として解決しなきゃいけないものについては、先日来お答えしております、いわゆる小規模保育所等で対応していきたいというふうに考えておりまして、先日、文教厚生委員会のほうで提示させていただいた資料については、中・長期的な展望の中で待機児童を解消するという考えでございましたので、そのあたりについては、もし説明が足りないようでありましたら、ここできちっとそういうふうに捉えたものであるということを御理解いただければと思っております。以上です。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 家庭的保育事業等については小規模があるわけですがけれども、それは早急にやるという話ですがけれども、中・長期的というのは、現在、瑞穂市が抱えている公立保育園の話でよろしいでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） そのとおりでございます。中・長期的なものは、現在あります保育所のものでございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 文教の中でいろいろ資料やお話を聞いております。議会のこの本会議の中でも質問等しておるわけですがけれども、例えば穂積保育所については、1年前倒しして30年というふうに聞いておるんですがけれども、これはそういうふうで確認してよろしいですかね、建てかえ。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 30年を目標にして建てかえを進めたいということで御理解願いたいと思います。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） やっぱりぴしゃっと言ってもらわなあかんですよ。ぐたぐた言っておったら待機児童解消できませんよ。いつまでにやりますよと言わなあかんですよ。そこがだめということですよ、瑞穂市の行政を預かっておる。だから、7年もかかっておるんですよ。待機児童の問題、ちっとも解決しないですよ。怠慢ということですよ、はっきり言いますと。

次に行きますけど、ここ数年来、当市が県下ワーストワンである要因は、保育行政の方針が定かでないためである。それは、幼保一元化、小学校との連携から、教育委員会に移行されて、全て保育所を公設公営で、民間参入は歓迎するような曖昧な政策が、さらに待機児童対策が解消されなかった原因であります。

次に、文教協議会の資料では、保育所建設の財源更正として、民間が保育所を建設する場合は国や自治体から補助金一覧がありますが、これも行政側の都合のよい資料の一つで、民間保育所がふえると通常運営費の負担もふえるし、市の保育士給与の問題もありますが、その点は別の議論とし、瑞穂市はここ数年待機児童が発生し、対策を急がなければならない。国では、待機児童解消は民間の事業に頼るしかないという方向性を示しています。保育士が不足している現状から、国の保育事業設備に関する基準では、保育士1人とみなせる保健師、看護師、准看護師と規定されているが、瑞穂市家庭的保育事業等の設備運営条例には准看護師は入っておりません。これは、単なる改正忘れなのか、意図的に准看護師を入れていないのか質問いたします。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） これについては協議会の中でもお話がありましたけれども、つくった時点で法案の準則といいますか、それがずれていたのかどうか、ちょっとそれはわかりませんが、国の方針に基づいて、間違っていることであれば訂正していくように進めたいと思います。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 明確な答えではございませんけれども、国の基準で認めていて、市の基準では規定されていないのでは、待機児童が発生している瑞穂市としてそれでいいのか大変疑問になります。国の待機児童の方向や、東京都など都市部では間違いなく待機児童対策は民間活力に依存しております。

そこで、瑞穂市においても、この家庭的保育事業設備運営に関する条例で小規模保育事業、事業所内保育事業等を定めております。また、新たに企業主導型保育事業として、民間主導で自前の施設で従業員の子供、そして枠があれば、地域の子供2分の1が入園できる制度になっております。この制度の財源は、社会保障の事業主負担を少し引き上げた部分で年間870億円になるものでございます。第1次募集は6月30日締め切り、第2次募集は8月31日に締め切られております。そこで、岐阜県下では高山市、そして多治見市の企業が認可され、2017年、来年の4月1日に運営開始となっております。

このように、やる気のある自治体は積極的に募集要項をつくり募集を行っております。また、ある市では、市単独で別枠として備品費などの助成を行っているところもあります。先日の文教厚生委員会で配付された資料では、保育所建設費の財源更正は、瑞穂市が保育所を建設して

も全額市負担であるが、民間が保育所を建設する場合は国や自治体からの補助金一覧があります。さらに、幼児支援課長の説明では、待機児童解消加速化プランに参加し、9月2日に採択されたとお話をされております。これにより国の負担がふえ、市の負担が4分の1から12分の1になりました。事業主負担は変わりませんというふうに説明がございました。

そこで、お尋ねをしますが、市の負担が軽減されますが、その分を事業主に備品など保育に必要な助成を行い、還元することは考えていないのか。また、そのような制度として募集することは待機児童がある瑞穂市には必要と考えますが、御答弁を願います。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 議員おっしゃるとおり、例えば小規模の保育事業所などは民間企業が非常に参入しやすい状況になっておりますので、それについてはこれから検討する必要があると思いますが、もう1つ、企業主導型保育所というのは、国が委託している公益財団法人児童育成協会というところが窓口になっておりまして、企業が直接財団法人とやりとりをすることで、市町村、自治体はそこにかかわっておりません。ということは、企業がこういう小規模保育所を企業の中に設置するので補助してくださいという申請を直接……。

〔「それはわかります」と17番議員の声あり〕

○教育次長（高田敏朗君） それで、ということは、それは無認可の保育所と同じ設定になるそうです。ですから、認可した保育所と同じ、例えば小規模保育所を市でやったときに、それは基準どおりに設置してもらえば認可して、国からの補助金、運営費や何かも得られますけれども、企業型については、その辺は全く無認可という判断でみなされておりますので、それを一緒にするという事はちょっとよく検討しなければいけないということは思っておりますが、ただ小規模保育所をどんどん瑞穂市のほうに参入ということであれば、その一部上乘せということも考えなければいけないということは考えております。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 企業型は国が3分の2ですね。加速化プランの中で出たやつで、今までの3分の2は国が補助する。市の4分の1が12分の1になったんやね。国は負担が重くなりました。企業主は変わりません、4分の1ということで。市は12分の1になったんやね。待機児童を解消させるんやったら、4分の1から12分の1になったんだから、少しあるでしょう、お金が。そういったものを使って待機児童を解消する方法があるよと言っておるんですよ。やらなあかんと言っておるんですよ。どう考えているかということですよ。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 十分に検討して進めていきたいと思っております。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 国の出先機関の協会が仕切ってやっておるんですけれども、これで2回募集しておるんやね。岐阜県で2つ、さっき言ったでしょう、高山と多治見やったかね。この2つのまちの企業が積極的にこれをやっておるんですよ。そういうことを瑞穂市の企業でも多分おると思うんですよ。そういうところへ勧奨してやるとか、募集要項をつくってやるとか、補助要綱をつくってやるとか、そういうことをしなあかんと言っておるんですよ。今までの保育士の募集にしたって、ホームページとか、職安とか、広報だって、こんなことをやっておるもんですから、ちっとも人が集まってこんですよ。積極的に打って出なあかんですよ。そういう姿勢が必要ですよということですよ。教育長さん、どう思われますか。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの説明の中で企業主導型保育所ですけれども、こちらのほう、必要対象経費の4分の3が国の補助というふうになります。それだけちょっと説明させていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 先ほど企業主導型の保育所のお話が出ました。これにつきましては、先ほど次長が説明させていただいたとおりで、いわゆる事業者となる方のほうからそちらの法人のほうへ申請されるということで、実は瑞穂市でも1企業のほうでそういう申請を出したということで事後の報告を受けたところでございます。以上でございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 1企業が名乗りを上げて申請書を出したということです。これは8月31日の締め切り分ということでよろしいですね。

そうしますと、その回答については、二、三カ月後に来るという格好になりますか。例えば認可された場合に、私がお話ししたように補助的な話ね。そういったことはやっていただけるのか、考えていただけるのか。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 先ほどの企業主導型のことにつきましては、認可されたかどうかについての確認はきちっとさせていただこうと思っております。

それから、4分の1から12分の1というような費用負担の軽減がございますので、それについては、先ほどの9月2日に採択されたものについては、例えばNPOキッズのほうでやっていただく分につきましては前向きに検討していきたいと。それから、今の企業についても検討していきたいと。明確にお答えできませんが、検討したいということは思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 確認だけさせていただきますけれども、喫緊にやるのは、家庭的保育の小規模事業等を先にやって、公立の保育所については中・長期的な話やと。公立については、資料の中に案で30年と出ていましたね、穂積保育所、30年建てかえ。牛牧や穂積保育所、それから本田第1もそうですけど、未満児が受け入れできていない一番古い建物ですよ。そういうところを先に優先でやらないかんですがね。それは、民間活力を入れるかわかりませんが、けれども、そういうこともあわせて一緒にやってもらいたい。確認しますけど、いいですか、教育長。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 私も、この4月に赴任させていただいて、いろんな実態をつかんで、まだ頭の中は十分整理がついていない部分もありますが、考えとしましては、例えば議員おっしゃられるように、今まで先延ばしになっている部分というのは、本当に建てかえるかどうかきちっと確認されていないからだと思っております。民であろうが、公であろうが、穂積保育所は建てかえるという確認をいただければ、私たちは前向きにきちっと進めていきたいと思えます。そのときに、先ほど次長が言いました30年というのはなぜかといいますと、来年度に向けて、29年度は設計が必要になってまいります。そして、工事に入っていくということを考えると、30年にもひょっとすると公でいった場合は難しいかなということを思えます。設計の年度があり、それから工事の年度がありというふうになるかと思いますが、民の場合は、それがどのような形にするか、十分まだ私、理解できていませんけれど、民間の場合は若干早い部分ができるのかなというふうに思っております。ただ、前提条件として、建てかえるということだけきちっと確認をさせていただければ、私たちも進めやすくなるというふうに思っております。そこが、若干今まで曖昧だったかなというふうに思っております。以上です。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 市長さんにお尋ねしますが、最終的には市長の決断であるというふうに思います。教育委員会から出た資料については、最終的にはお金を預かっている市長さんだと思いますけれども、県下ワーストワンの待機児童を抱えているこの瑞穂市、この数年間、私が21年9月から言っています待機児童の問題、古い建物があつて、給食設備等、いろんなものがないから受け入れができないという話をずうっと言われています。ちっとも瑞穂市の保育行政が一本化されていない。しっかりしていない。確認しますけれども、公立保育所も、小規模事業所の関係と同じように同等に扱っていただいて、早く建てかえをして、安心・安全を守っていただくための子供の場所づくりをひとつお願いしたいのですが、どうですか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 松野議員さんの御質問にお答えいたします。

まさにせんだって文教厚生委員会のほうで資料をお見せしたとおり、あのとおりで進められるだけ進めていきますので、その中に当然穂積の保育所のことも含まれておったはずでございます。なおかつ、どのようにしてやっていったらいいかということも、きょう午前の答弁の中にも含ませてもらいました。その中で、とにかく少しでも早く何とか待機児童のことを解決したいと思っておりますし、それと、午前中にも多少話したかもしれませんが、教育長さんがこの4月からかわられまして、やっとなさ、どういった補助になるのか、どういった構成になっているのか、いろんな面で学びもできたと思っております。それと同時に、さまざまところへ見に行くこともできましたので、何とか本当に文教厚生委員会の中で示しました計画書に基づいてやっていきたいと思っておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 委員会の資料に基づいたということですので、30年に穂積保育所の建てかえができるというふうに解釈をします。いいですね。

最後になりますけれども、保育士さんとか補助職員等の給料については、前回と中身が変わっておりませんということでございます。

時間的にありませんので、最後の質問をします。

職員等の懲罰の件でございますけれども、平成26年度から今日までの懲罰委員会の開催状況とか処分内容については、情報公開で一応資料はとってありますので、ここは省いておきます。

内容については、事務処理上のミスとか、服務上、あるいは公務以外の事案、交通事故、さらに監督責任。要は公務員とは民間企業よりも厳しい面があるということをよく考えておいてほしいと思います。

ここでお聞きするのは、一般財団法人瑞穂市ふれあい公共公社で昨年11月に職員同士の暴力が起きております。被害者は気を失ったと聞いております。また、ことしになっても起きたという話を聞いております。

私、当時、このふれあい公共公社の評議員でございました。そういった報告がありません。私のほうから尋ねて、初めてわかったということで、当局は隠していたのではないのでしょうかという疑問があるわけです。

それから、ことしの4月には駅北の駐車場で、朝の開場時間におくれて利用者数名が利用できず、支障が生じた。このようなことも起きております。

通常ならかなり重い処分であるはずでございますけれども、これは公社でございますので、注意をされた程度というふうに思っております。

もう1つは、この9月2日でしたか、協議会の中で公文書が紛失したという報告もありました。これはどこの部署でどういった文書かということをお尋ねするわけですが、要はこちらが尋ねんことには執行部から答えが来ないと。いろんな懲戒に当たるようなことをやっておつても、隠そう隠そうとする気があるわけですね。そういった体制はなくさなあかんということです。評議員会の中でもこちらが聞いて初めてわかったんですね。そういうことがありますから、公共公社の理事長は副市長であるし、議長でもありますので、そういった考え方が本当にいいのか悪いのか、そこら辺をよく判断してほしいと思います。御見解があればお答えを願います。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） まずもって、いろいろな事件、事案がありますけれども、何もないのが一番いいわけですが、いろいろ御迷惑をかけております。

それで、職員の処分となりますと、懲戒処分というのは、戒告、減給、停職、免職というのが懲戒処分に当たりまして、注意とか文書でということは簡易な処分ということでありまして、今言った4つが懲戒処分となるわけですが。

懲戒処分をした場合にはできる限り公表しなさいと。公表できない場合もありますけれども、公表しなさいということがありますし、この懲戒処分に当たらなくても、やっぱり社会的に責任のあるようなことで、また市民の皆さんに御迷惑をかけるようなことはきちっと公表していくということが必要であろうと思いますので、そうした点についてはきちっと公表したいと思っています。

また、軽微なものにつきましてもできる限り公表させていただいて、私どもの職員がしっかりと仕事をやれるようにということで、内部での管理をしっかりしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） やはり何からの形で処分というのは行うべきであるというふうに思います。職員同士で緊張感を持ち、今後も情報公開、透明性の高い行政運営をされるようお願いし、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、17番の松野藤四郎君の質問は終わりました。

散会の宣告

○議長（藤橋礼治君） 以上で、本日予定しておりました一般質問は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

散会 午後6時33分

